貸与奨学金

必 読

この冊子では、返還の必要がある奨学金について説明しています。

2019年度

貸与奨学生のしおり

奨学金の貸与が始まってから終了するまでの手続きや、
返還にあたっての注意などを記載しています。

この冊子は、奨学金の貸与が終わるまで大切に保管してください

はばたく翼、ささえる掌

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

URL:https://www.jasso.go.jp/

目　次

奨学生のしおり　ダイジェスト…… 1
はじめに
1．貸与奨学金制度 …… 4
2．貸与奨学生としての心構え …… 4
3．注意事項 …… 5
第一部　貸与奨学金に関わる制度
1．保証制度 …… 6
2．返還方式 …… 9
3．第二種奨学金に係る利率の算定方法 …… 13
第二部　貸与中の手続き
図解 1〈奨学生採用から貸与終了まで〉 …… 15
1．奨学生証 …… 16
2．返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書） …… 20
3．マイナンバー（個人番号）の提出（奨学生として採用された時） …… 44
4．奨学金の振込み …… 45
5．奨学金の貸与月額の変更等 …… 47
6．貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更） …… 50
7．貸与額通知書（年に 1 度の借用金額等の確認） …… 59
8．奨学金継続願（年 1 回） …… 61
9．適格認定（奨学生としての適格性の確認） …… 63
10．進学する場合 …… 66
11．特に優れた業績による返還免除 …… 67
12．貸与終了時の手続き …… 71
第三部　返還
図解 2〈貸与終了から返還完了まで〉 …… 72
1．奨学金の返還 …… 73
2．個人信用情報機関の利用 …… 80
第四部　お知らせ
1．JASSO 支援金…… 83
2．優秀学生顕彰（JASSO Students of the Year） …… 83
3．スカラネット・パーソナル …… 84
4．奨学金貸与・返還シミュレーション　 …… 86
5．その他の情報提供 …… 87
第五部　資料
1．2019 年度　貸与月額一覧表 …… 88
2．機関保証制度の「保証委託約款」 …… 90
3．機関保証制度の保証料（目安） …… 91
4．関係規程
独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋） …… 97
独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋） …… 97
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋） …… 99
業務方法書（抜粋） …… 101
貸与奨学規程（抜粋） …… 106
奨学生の適格認定に関する施行細則（抜粋） …… 112

奨学生のしおり　ダイジェスト

本冊子の中で特に重要な項目をピックアップしました。

奨学生証 (16 ページ)

←「あなたは日本学生支援機構の奨学生です」という証明書

返還誓約書 (20 ページ) ※学校が定めた期限までに必ず提出してください。

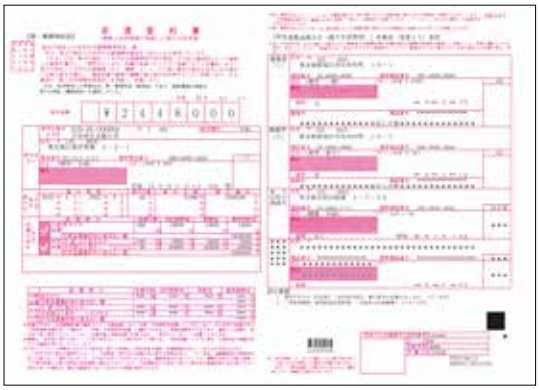

←「日本学生支援機構から奨学金を借り、卒業後は約束どおり返還します」という契約書

※下記の添付書類が必要です。

・保証に応じた書類（26 ページ）

受け取る書類・提出する書類と時期

	受け取る書類	提出する書類
奨学生として採用されたとき	「奨学生証」（16 ページ）	「返還誓約書」と添付書類（20 ～ 43 ページ）
毎年 1 回（12 月～ 2 月頃）	「貸与額通知書」（59 ページ）	「奨学金継続願」（61 ページ）※インターネット入力
借り終わるとき	「貸与奨学金返還確認票」（71 ページ）	「口座振替（リレー口座）加入申込書」のコピー（71 ページ）

書類は学校から受け取ります。提出先も学校です。詳しくは、学校の指示に従ってください。

スカラネット・パーソナル (84 ページ)

「毎月の奨学金の金額は？　借りる期間は？」あなたの情報を見ることができます！

スカラネット・パーソナルでは、あなたの奨学金に関する情報（奨学金の金額・借りる期間・振込口座等）を確認したり、様々な手続きをしたりすることができます。

「奨学金継続願」（61 ページ）の提出も、スカラネット・パーソナルから行います。

奨学金貸与・返還シミュレーション (86 ページ)

「私の返還はどうなるの？」 シミュレーションしてみよう！

借りる額などの条件を設定することで、毎月の返還額や返還回数などをシミュレーションできるシステムです。登録などの手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単にシミュレーションできます。

奨学金の受け取り方 (45 ページ)

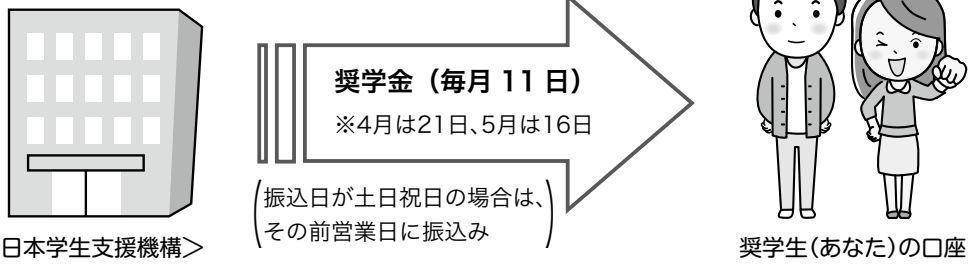

奨学金は、あなた名義の普通預金（貯金）口座に振り込まれます。

振り込まれる金額 ＝ （機関保証の方）奨学生証の「貸与月額」マイナス「保証料」（16ページの⑤-⑦）。
（人的保証の方）奨学生証の「貸与月額」（18ページの⑤）。

※奨学金を受け取れない例 (52 ページ6- 2、63 ～ 64 ページ)

借りている間の変更

●振り込まれる金額に関する変更（増額・減額など）（47 ページ）

※一時的な増減額はできません。

●あなたや、あなたの奨学金借入れに関係する人の登録情報（氏名・住所・振込口座など）の変更（51 ページ、46 ページ）

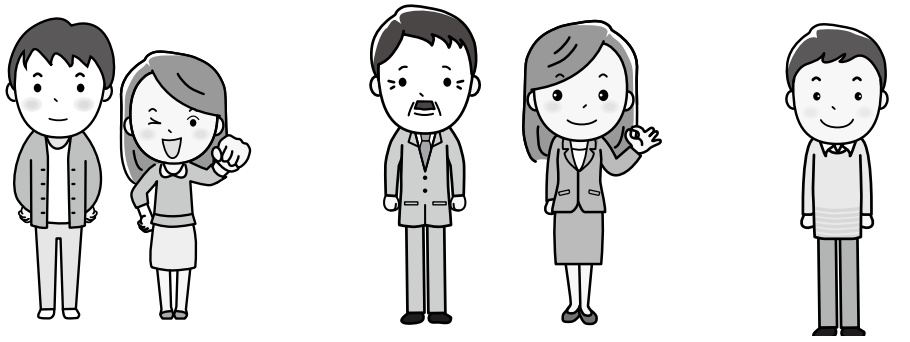

●奨学金を途中で辞退する場合や、休学・退学などの学籍上の身分変更がある（あった）場合（52 ～ 56 ページ）

奨学金継続の手続き

（毎年12月～2月頃）（61 ページ）

「奨学金継続願」（あなたの１年間の収入・支出も報告）をインターネットで提出

➡➡ 学校による成績などの審査 ➡➡ 次の年度の奨学金を借りられるかが決定。

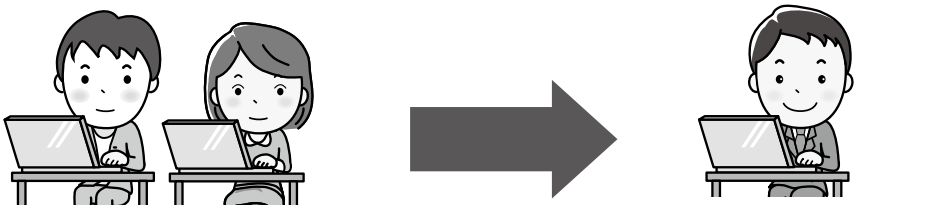

奨学生（あなた）が「奨学金継続願」を提出

学校による成績などの審査

※学業成績が不振などの場合は、次の年度の奨学金が受け取れなくなります。

あなたが返還する金額

（73 ページ）

返還金は、奨学金を借り終わるときにあなたが指定した口座（振替用口座（リレー口座））から、毎月引き落とされます。

【第一種奨学金の場合】

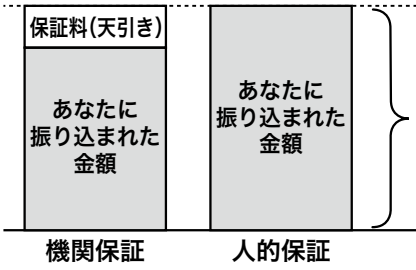

【第二種奨学金の場合】

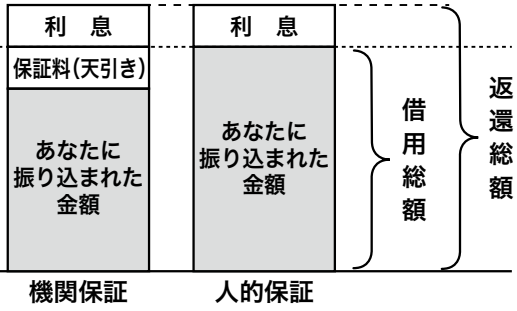

返還できないとき―救済制度

（77 ～ 79 ページ）

- **毎月の返還金額を減額する（減額返還）**
- **在学中の返還を一時停止して先送りにする（在学猶予）**
- **返還を一時停止して先送りにする（返還期限猶予）**

※救済制度を活用した場合も、返還総額は変更なし。（返還総額が減るわけではありません。また、返還期間が長くなったからといって返還総額（利息等）が増えることもありません。）

収入が少ない
➡ 減額返還

傷病で入院
➡ 返還期限猶予

専門学校で資格取得
➡ 在学猶予

返還が難しい時は、救済制度のご利用を！

※適用基準あり

はじめに

みなさんは、日本学生支援機構の貸与奨学生として採用されました。

日本学生支援機構の貸与奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生に貸与されるものです。

みなさんは、その奨学金の貸与を受ける資格があると認められました。その誇りと自信をもって、勉学に励み、それぞれの描いた未来や夢に向かって、その第一歩を踏み出してください。

1. 貸与奨学金制度

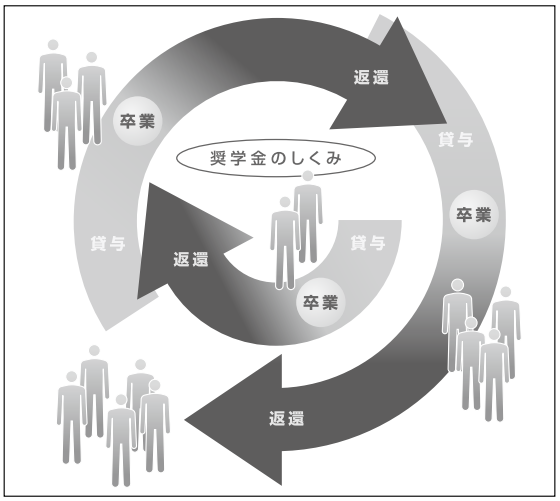

日本学生支援機構が実施する第一種奨学金及び第二種奨学金は借入金（貸与奨学金）です。卒業後は必ず返還する義務があります。

この奨学金制度は、先輩が返還した奨学金を後輩の奨学金として直ちに利用する仕組みとなっています。

奨学生ひとりひとりが、責任をもって返還することで、奨学金制度が成り立っていることを忘れないでください。

2. 貸与奨学生としての心構え

（1）奨学金制度について、十分に理解してください。

（2）奨学金の説明会には必ず出席し、学校担当者の指示を守ってください。

（3）奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。

3. 注意事項

■提出期限を守る

学校が期限を定めて書類の提出を求めることがあります。

期限までに提出しないと、奨学生としての採用を取り消されたり、奨学生としての資格を失ったりすることがあります。

特に「返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」といいます）は、必ず期限までに添付書類とともに提出してください。期限までに提出がない場合は、貸与奨学生としての採用が取消になり、振り込まれた奨学金を全額返金しなくてはなりません。

なお、提出された書類は返却しません。提出書類等の本人控又は写しは保管しておいてください。

■借り過ぎに注意

奨学生として採用された後、「返還誓約書」で借用金額等を確認してください。

また、家庭の経済状況や卒業後の返還額を十分に考慮し、適切な貸与月額に見直してください。

なお、目安となる第一種奨学金と第二種奨学金の返還例は 74 ～ 76 ページを参照してください。また、月々の返還額は「奨学金貸与･返還シミュレーション」（86 ページ参照）でも確認することができます。是非、活用してください。

ポイント

第一種奨学金と第二種奨学金を併せて貸与を受ける場合、借用総額及び毎月の返還額が多額となるので、借り過ぎに注意してください。

本当に必要な金額？　借り過ぎに注意！

第一部　貸与奨学金に関わる制度

1. 保証制度

●本機構の貸与奨学金を借りる際は、「機関保証」か「人的保証」を選択します（奨学金申込み時に選択済みです）。

●機関保証制度とは、本機構が指定する保証機関の連帯保証を受ける制度です。なお、保証機関に保証料を支払う必要があります。

➢あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、あなたに代わって保証機関が機構に対して返済をします。その後、保証機関があなたに対し、本機構に支払った額を一括して請求します。

●人的保証制度とは、あなたの父母・親戚等に連帯保証人と保証人を引き受けてもらう制度です（本機構が定める条件があります）。条件：22 ページ参照。

➢あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、連帯保証人・保証人にも延滞のお知らせや返還の請求・督促等を行います。

●どちらを選択したとしても、奨学金はあなた自身が責任を持って返還する必要があります。

1－1．（機関保証の場合）保証の申込みから奨学金の貸与・返還まで

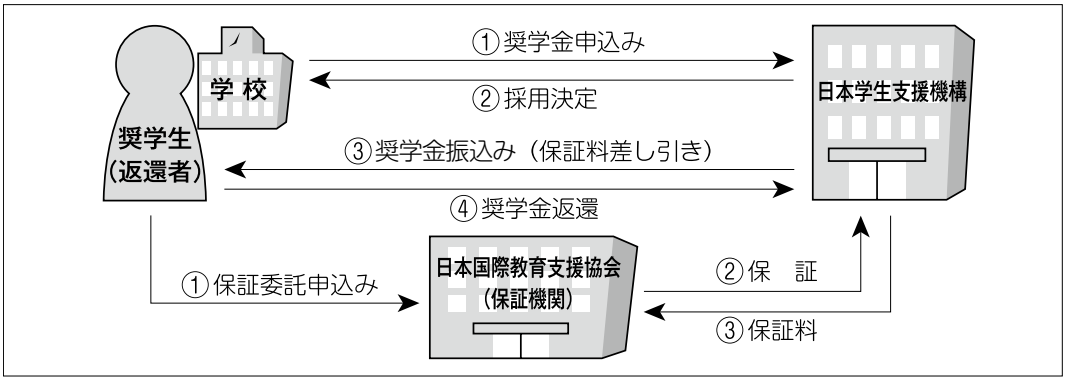

①あなたが本機構に奨学金を申し込みます。
　同時に保証機関である「公益財団法人日本国際教育支援協会」（以下、「協会」といいます）に対し保証委託を申し込みます。

②保証機関（協会）が債務の保証をし、本機構が奨学生として採用します。

③本機構は、毎月の奨学金の貸与額から保証料を差し引き、あなたの口座に振り込みます。
　※奨学金から差し引いた保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

④貸与終了後、奨学金の返還が開始されます。本機構に対し約束どおりの返還をしていただきます。（保証料を含む貸与総額を返還していただきます。）

1－2. 奨学金の返還を延滞した場合

【機関保証の場合】

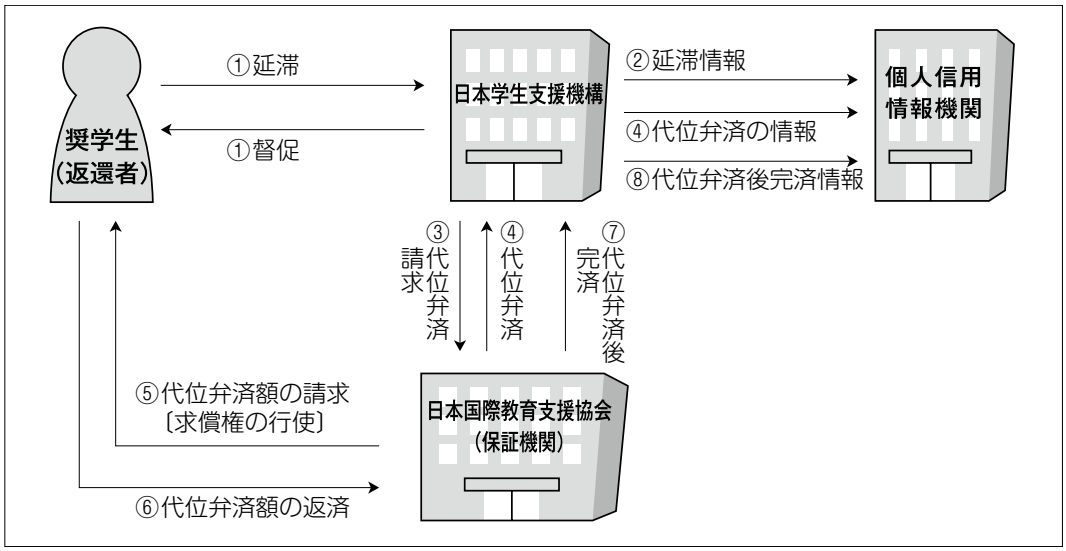

①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなたに対し返還の督促を行います。
②返還開始から 6 か月経過後に延滞３か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。
③さらに延滞が続いた場合、本機構は保証機関（協会）に対し、あなたの奨学金の返還残額（元金、利息（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を請求します。〔代位弁済請求〕
④保証機関（協会）があなたの奨学金の返還残額を本機構に支払います。〔代位弁済〕
また、あなたの個人情報（代位弁済の情報）が個人信用情報機関に登録されます。
⑤保証機関（協会）があなたに対し、本機構に支払った額（代位弁済額）を一括して請求します。〔求償権の行使〕
⑥あなたは保証機関（協会）に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。また、代位弁済額の返済が滞ったときは、年 10%の遅延損害金が加算されます。返済に応じない場合、法的手続（財産、給与の差し押さえ等）が執られます。
⑦あなたが保証機関（協会）に代位弁済額を完済した場合、保証機関（協会）は代位弁済後の完済情報を本機構に提供します（代位弁済実行後５年以内）。
⑧本機構からの提供によりあなたの個人情報（代位弁済後完済情報）が個人信用情報機関に登録されます（代位弁済実行後５年以内）。

ポイント
保証機関（協会）からの返済の督促に応じない場合、法的措置（財産・給与の差し押さえ等）が執られます。

【人的保証の場合】

①あなたが奨学金の返還を延滞した場合、本機構はあなた及び連帯保証人・保証人に対し返還の督促を行います。
②返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上となった場合、あなたの個人情報（延滞情報）が個人信用情報機関に登録されます。

③さらに延滞が続き、あなたからの返還がない場合には、連帯保証人や保証人へ請求を行います。

④長期に渡って延滞が解消されない場合、返還未済額（元金、利息（第二種奨学金のみ）、延滞金の合計額）を一括で請求します。これに応じない場合は、法的手続きを執ることがあります。

１－３．保証制度の変更

（1）「人的保証」から「機関保証」への変更

連帯保証人又は保証人に死亡等やむを得ない事由が発生し、保証ができなくなった場合は、機関保証への変更ができます。また、第一種奨学金の返還方式を「定額返還方式」から「所得連動返還方式」に変更する場合は、機関保証への変更が必要です（12 ページ参照）。学校に必要書類を提出してください。

※　あなたが債務整理（破産・民事再生等）を検討するような経済状態である場合は、保証の変更はできません。

①変更手続きの時期

在学している学校に相談してください。

②保証料の一括振込み

保証機関（協会）の規定に基づいた額を一括で振り込むことが必要です（貸与開始月から変更月までの保証料）。所定の期限までに保証料の支払いがないときは、奨学金の貸与が受けられなくなる場合があります。

（2）「機関保証」から「人的保証」への変更

機関保証から人的保証への変更はできません。

ポイント

すでに貸与を受けた奨学金の月数や期間によっては、機関保証へ変更するために振り込む保証料が多額になることがあります。当初の連帯保証人及び保証人を選任できなくなった場合などは、速やかに学校へ申し出るようにしてください。

（参考）

2018 年度に第二種奨学生として採用され、月額 12 万円で 48 か月の貸与を受けた（貸与総額 576 万円）者が、貸与終了時に機関保証へ変更する際に一括で振り込む保証料は、31 万円程度になります。

2. 返還方式

● 2017 年度より、第一種奨学金の返還方式として従来の定額返還方式に加え、「所得連動返還方式」が導入されました。なお、第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金は、全員、定額返還方式となります。

2－1. 二つの返還方式

第一種奨学金の奨学生は、申込時に定額返還方式か所得連動返還方式のいずれかを選択しています。

（1）定額返還方式

- 貸与総額に応じて決定された一定の返還金額（月額）で返還する、従来からの返還方式です。
- 第二種奨学金の奨学生は全員、定額返還方式が適用されます。
- 割賦方法（返還方法）は、返還誓約書提出時に、月賦返還か月賦･半年賦併用返還（73 ページ参照）のいずれかを選択します（34 ページ参照）。

（2）所得連動返還方式

ポイント

第一種奨学金のみが対象となります。

- 返還するときの金額（返還月額）が、前年の収入・所得（課税総所得金額）に応じて決まります。

  返還月額＝（課税総所得金額 ×9%）÷12
- 所得連動返還方式を希望する場合の保証制度は、機関保証を選択する必要があります。
- 割賦方法（返還方法）は月賦返還のみです（月賦・半年賦併用返還はできません）。
- 返還開始１年目は、返還月額を定額返還方式の半額（最低金額は 2,000 円）とし、収入・所得が少ない場合は、申請により 2,000 円まで減額できます。
- 前年の収入・所得が０円の場合でも、返還月額は最低金額の 2,000 円となり、返還月額は０円にはなりません。
- 返還が困難になった場合（あなたの年収がおおむね 300 万円以下）、返還期限猶予制度は利用できますが、減額返還制度は利用できません（77 ～ 78 ページ参照）。

2－2. 二つの返還方式の違い

	定額返還方式	所得連動返還方式
対象者	全ての貸与奨学金	第一種奨学金のみ （617、618 又は 619 で始まる奨学生番号）
保証制度（6ページ参照）	機関保証か人的保証かを選択	機関保証のみ
マイナンバー（個人番号）の提出	不要	必要（44 ページ参照）
返還月額	返還完了まで、毎月ほぼ一定の額 （貸与総額により定められた一定額（74 ～ 76 ページ参照））	【返還開始後最初の 9 月まで】 定額返還方式の 1/2 の額 【その後】 前年の収入・所得に応じた額 （課税総所得金額 ×9%）÷12 ※いずれの場合も最低月額は 2,000 円
返還年数 （救済制度適用期間を除く）	貸与総額により決定 （最長 20 年）	返還が終わるまで （収入・所得に応じて変動）
割賦方法（返還方法）	「月賦返還」か「月賦・半年賦併用返還」のいずれかを選択 （34 ページ参照）	「月賦返還」のみ
救済制度（78 ページ）の利用の制限	全ての制度の申請可能	減額返還以外は申請可能

（注）所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、割賦方法（返還方法）は「月賦返還」のままとなります。

【返還月額の例】大学（学部）で 48 ヶ月、月額 50,000 円を借りた場合

＜貸与総額　2,400,000 円＞

	定額返還方式	所得連動返還方式
返還回数 （年数）	180 回 （15 年）	返還が終わるまで
返還月額	13,333 円	前年収入・所得から決定（右の表を参照）

年収	課税総所得金額（※）	返還月額
⋮	⋮	⋮
600 万円	313 万円	約 23,500 円
500 万円	246 万円	約 18,500 円
400 万円	179 万円	約 13,500 円
300 万円	119 万円	約　8,900 円
200 万円	62 万円	約　4,700 円
144 万円	26 万円	最低返還月額 2,000 円
100 万円	0 万円	

本人の年収 300 万円以下の場合、返還期限猶予の利用が可能

※単身世帯の場合の目安。

２－３．マイナンバー（個人番号）の提出について

所得連動返還方式選択者は収入･所得に関する資料が毎年必要となるため、マイナンバー（個人番号）の提出が必須となります。

奨学金申込時にマイナンバー（個人番号）を提出していない人（大学院･高等専門学校･緊急採用の申込者等）で「所得連動返還方式」を選択した人は、奨学生として採用された時に配付される「マイナンバー提出書」を使用して、本機構が指定する宛先に、マイナンバー（個人番号）を提出してください。マイナンバー（個人番号）の提出方法については、44 ページを参照してください。

※貸与終了後にあなたが被扶養者となった場合は、あなたを扶養している方のマイナンバー（個人番号）又は収入が分かる書類等を提出していただく場合があります。

※マイナンバー（個人番号）を提出しない場合は、定額返還方式での返還となります。

２－４．所得連動返還方式による返還について

（１）返還初年度（返還開始から最初の９月まで）の返還月額

原則として、定額返還方式により算出した返還月額の半額（１円未満の端数は切り捨て）となります。ただし、返還月額の半額が 2,000 円未満の場合、返還月額は最低返還月額の 2,000 円となります。なお、定額返還方式により算出した返還月額の半額での返還が困難な場合は、最低返還月額 2,000 円での返還が可能です。

※返還開始が 11 月以降でも、返還初年度は返還開始から最初の９月までとなります。

（２）返還月額の見直し（返還開始翌月以降の 10 月）後の返還月額

ア　返還月額の見直し時期

返還月額については、課税総所得金額に基づき毎年見直しを行います。最初の返還月額の見直しは、課税総所得金額に基づき、返還開始翌月以降の 10 月に行います（10 月分から見直し後の返還月額が適用されます）。前年の課税総所得金額は毎年６月頃に確定するため、初回の返還月額の見直し以降は、６月～９月にマイナンバー（個人番号）を利用して機構が取得した前年の課税総所得金額から返還月額を算出し、10 月～翌年９月まで、算出された返還月額で返還します。

返還中に返還者が被扶養者となった場合又は被扶養者である場合は、返還者と扶養者の課税総所得金額の合計に基づき返還月額を算出します。

イ　返還月額

課税総所得金額に９％をかけた額がその年の返還総額となり、それを 12 で割った額（１円未満の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、その額が 2,000 円未満となる場合は 2,000 円が返還月額となります。

注意：返還月額の最低月額は 2,000 円です。前年の収入・所得が０円の場合でも、返還月額は０円にはなりません。

２－５．返還方式の変更について

【貸与中】

貸与期間が終了する年度の一定の期限まで、どちらの返還方式にも変更できます。

（１）変更手続き

学校を通じて「第一種奨学金返還方式変更届」（所定の用紙）を提出してください。

（２）変更手続き期限

年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、変更の手続きをしてください。

なお、貸与中でも以下の場合は「返還方式の変更」は出来ません。

①振込保留中、休・停止中

②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中

③通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

【貸与終了後】

「定額返還方式から所得連動返還方式」への変更はできますが、「所得連動返還方式から定額返還方式」への変更はできません。

（１）変更手続き

所定の様式を機構から取り寄せ、記入した上で機構に送付してください。その時点で機構にマイナンバー（個人番号）を提出していない場合は、署名・押印（未成年の場合は親権者も）をした「マイナンバー提出書」と「マイナンバーカード」等のコピーを別途、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付してください。

ポイント

・人的保証を選択している方が、定額返還方式から所得連動返還方式へ変更する場合は、機関保証に変更（８ページ参照）する必要があります。その場合、保証料について、保証機関（協会）に基づいた額を一括で支払う必要があります。

・所得連動返還方式から定額返還方式に変更しても、保証制度は変更できません。

・延滞している場合は、返還方式の変更はできません。

3. 第二種奨学金に係る利率の算定方法

●第二種奨学金の利率の算定方法は、①「利率固定方式」と②「利率見直し方式」があり、申し込む際にいずれか一方を選択します。
●実際の利率及び割賦金は貸与終了後に、本機構より「第二種奨学金の返還条件等通知および口座振替（リレー口座）加入通知」で通知します。
●いずれの方式も、基本月額に係る利率は財政融資資金（以下、財投）等の利率が適用され、年 3.0%を超えることはありません。奨学金貸与中、在学猶予中及び返還期限猶予中は、無利息です。

3－1. 二つの利率算定方法

（1）「利率固定方式」と「利率見直し方式」

利率は、奨学金の申込時に選択した「利率の算定方法」に基づいて算定されます。奨学金貸与中に「利率の算定方法」の変更を届け出た場合は、最後に届け出た「利率の算定方法」に基づいて算定されます。それぞれの方式の詳細は、以下のとおりです。

○「利率固定方式」と「利率見直し方式」について

①利率固定方式	貸与終了時点に決定した利率が返還完了まで適用されます。将来、市場金利が変動した場合も、返還利率は変動しません。
②利率見直し方式	貸与終了時点に決定した利率を、返還期間中おおむね５年ごとに見直します。将来、市場金利が上昇した場合は、貸与終了時の利率より高い利率が適用され、市場金利が下降した場合は、貸与終了時の利率より低い利率が適用されます。

※「貸与終了時点に決定した利率」とは、奨学金の交付に充てた資金の借り換えに充てる財政融資資金（第二種奨学金の財源として国から借り入れた資金）の利率を指します。財政融資資金の借り換えと併せて債券を発行した場合は、財政融資資金と債券の利率を加重平均して利率を決定します。

（2）基本月額に係る利率

年度末の貸与終了者の基本月額に係る利率は次ページの表のとおりです。
なお、詳しくは、本機構ホームページを確認してください。

○第二種奨学金の貸与利率

区　　分		利率固定方式	利率見直し方式
貸与終了年月	平成 24 年３月	1.17%	0.40%
	平成 25 年３月	1.08%	0.20%
	平成 26 年３月	0.82%	0.20%
	平成 27 年３月	0.63%	0.10%
	平成 28 年３月	0.16%	0.10%
	平成 29 年３月	0.33%	0.01%
	平成 30 年３月	0.27%	0.01%
	平成 31 年３月	未定	未定

３－２．増額貸与利率の算定方法

①私立大学の医学・歯学・薬学又は獣医学を履修する課程に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
②法科大学院に在学する人が基本月額に加えて増額月額の貸与を受けた場合
③入学時特別増額貸与奨学金を受けた場合

上記①～③の貸与利率は、基本月額に係る利率と増額月額部分に係る利率（以下「増額貸与利率」といいます）を加重平均して決定されます。その基礎となる基本月額に係る利率と増額貸与利率は、次のとおりです。

基本月額に係る利率：「利率固定方式」又は「利率見直し方式」に従って算定されます（年３.0%が上限です）。
増 額 貸 与 利 率：原則として基本月額に係る利率に 0.2%上乗せした利率となります。

３－３．「利率の算定方法」の変更手続き

（１）変更申請期間

貸与期間が終了する年度の一定期限まで変更できますが、その期限は年度によって異なります。詳しくは学校へ確認してください。

また、退学や辞退などの理由で卒業前に貸与が終了する場合も、変更手続きの期限を前もって学校へ問い合わせのうえ、学校を通じて変更の手続きをしてください。

（２）変更方法

「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」（所定の用紙）を学校を通じて提出してください。人的保証制度選択者は、連帯保証人及び保証人の署名･各自の実印による押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

（３）「利率の算定方法」を変更できない場合

①振込保留中、休・停止中
②「人的保証から機関保証への変更」の手続き中
③貸与終了後
④第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金のみで採用された場合の入学時特別増額貸与奨学金
※原則として入学時特別増額貸与奨学金は初回振込時に全額振り込まれ、利率及び「利率の算定方法」がその時点で確定するためです。第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ人の場合は変更できます。
⑤通信課程の奨学金（通年スクーリングは除く）

第二部　貸与中の手続き

図解１　＜奨学生採用から貸与終了まで＞

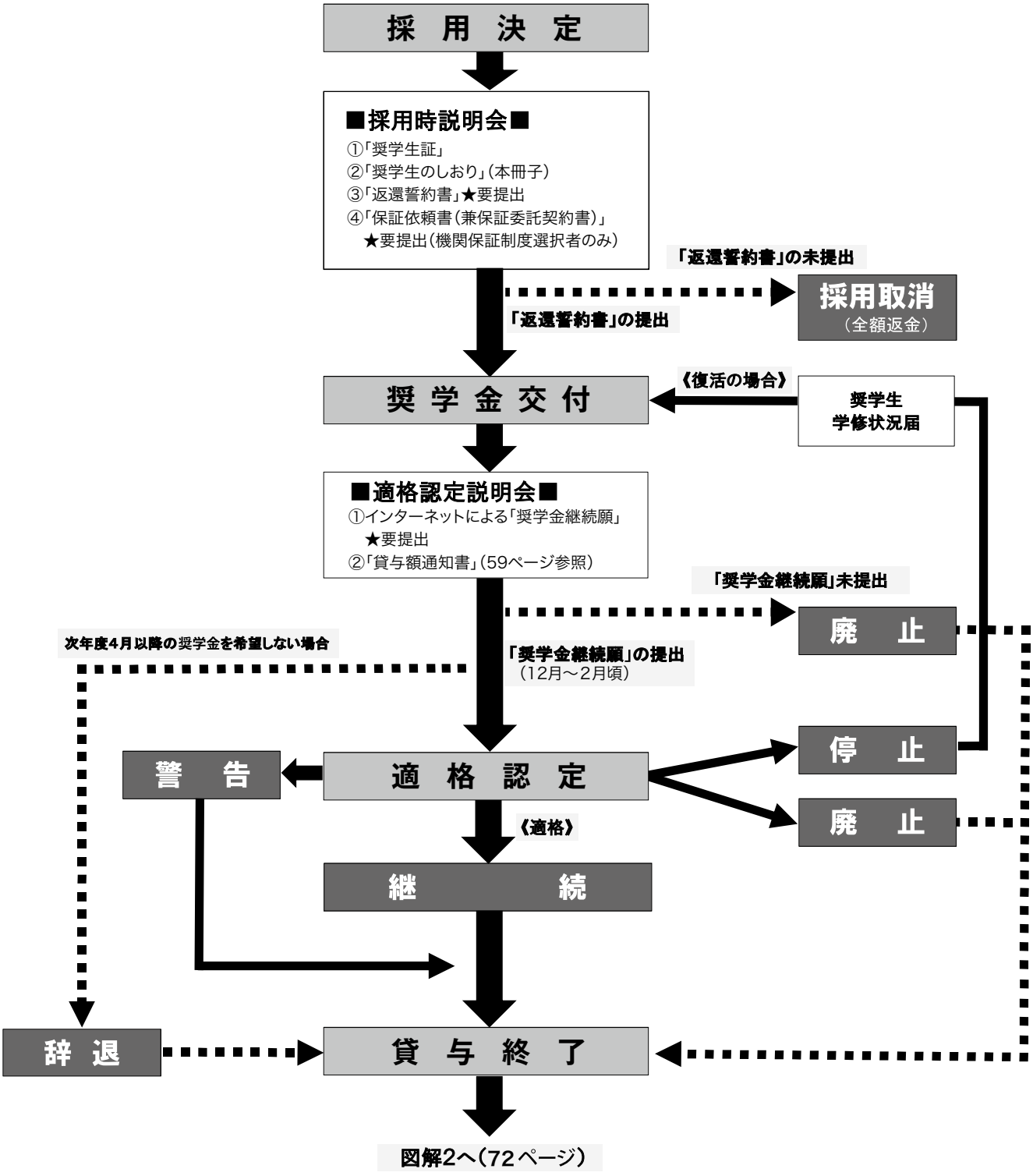

1．奨学生証

●「奨学生証」は、あなたが本機構の奨学生であることを証明するものです。
●奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）の内容が印字されています。
●印字内容に誤りがある場合は、学校へ申し出てください。なお、再発行はされません。
●第一種奨学金と第二種奨学金の奨学生証は、それぞれ発行されます。

1－1．第一種奨学金（無利息）

例） 第一種奨学金　奨学生証（機関保証）

※ 奨学生証（人的保証）は、❼保証料月額の印字はありません。

JASSO

奨　学　生　証

地方創生枠

学　校　名　日本学生支援　大学
❶ 奨学生番号　619-04-000000
学籍番号　J12345
❷ 奨学　太郎　様

❾ 定額返還方式（猶予年限特例）
第一種奨学金再貸与
返還免除内定者

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金の奨学生であることを証します
社会とのつながりを意識し、自ら主体的な役割を持った社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

平成 31 年 4 月 1 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
遠藤　勝裕
（印影印刷）

❸ 貸与の始期　2019年 4 月分
❹ 貸与の終期（予定）　2023年 3 月分
❺ 貸与月額　64,000 円

❽ 振込金融機関名　機構信用金庫
店名　＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号　（普通）　＊＊＊＊＊＊＊

❻ ・過去に同一区分で第一種奨学金の貸与を受けた者の貸与期間は、現在の学校の修業年限から過去の貸与期間を差し引いた期間となり、上記貸与期間と異なる場合があります。
・月額を変更する際には、最高月額は利用できません。

2019/04/10 貸与・給付-000001-(104900-01)

❼（参考）上記の貸与月額から差し引かれる保証料月額は、 3,137円です

104900

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

❶奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

❷氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお､旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。
〔旧字体の使用字体例〕吉→吉、祐→祐

❸貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。

❹貸与の終期

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りるのか）のことです。貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

❺貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

※高等専門学校の１～３年生で採用となった場合は、１～３年生の間の貸与月額と４・５年生の間の貸与月額がそれぞれ印字されます。

❻最高月額の利用可否

最高月額が利用できない人には、その旨が印字されています。

❼保証料月額

機関保証制度に加入した人に印字されています。

なお、保証料は奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出しています。

ポイント

複数月分の奨学金がまとめて振り込まれる場合の保証料は、保証料月額に月数を掛けた金額とならないことがあります。

❽振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは 46 ページを参照してください。

❾その他制度適用者

以下の制度適用者に印字されています。

（ア）地方創生枠

基金を設置した地方公共団体（基金設置団体）から「地方創生枠」として推薦を受けた人で、第一種奨学生として採用された人に印字されています。

（イ）定額返還方式又は所得連動返還方式

奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択した返還方式が印字されています（返還方式については９ページを参照してください）。

※（猶予年限特例）は、一定の収入・所得を得るまでの間、10 年間の制限なく返還期限の猶予（78 ページ参照）を願い出ることができる人に印字されています。

（ウ）第一種奨学金再貸与

再貸与を申し込み、採用された人に印字されています。

※過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある人は、すべての学種を通じて１回に限り、同一学種（課程）で現に在学する学校の標準修業年限まで、再度、貸与を受けることができます。

（エ）返還免除内定者

大学院博士課程進学時における入試結果等が優秀であり、貸与終了時までの間に各大学院が設定する具体的な評価項目において、十分な成果を挙げる見込みがあると認められた第一種奨学生（「海外大学院学位取得型」及び「海外協定派遣」は対象外）に対して印字されています。（67 ページ参照）

※内定の時期は、奨学生採用時です。

１－２．第二種奨学金（利息付）

例） 第二種奨学金　奨学生証（人的保証）

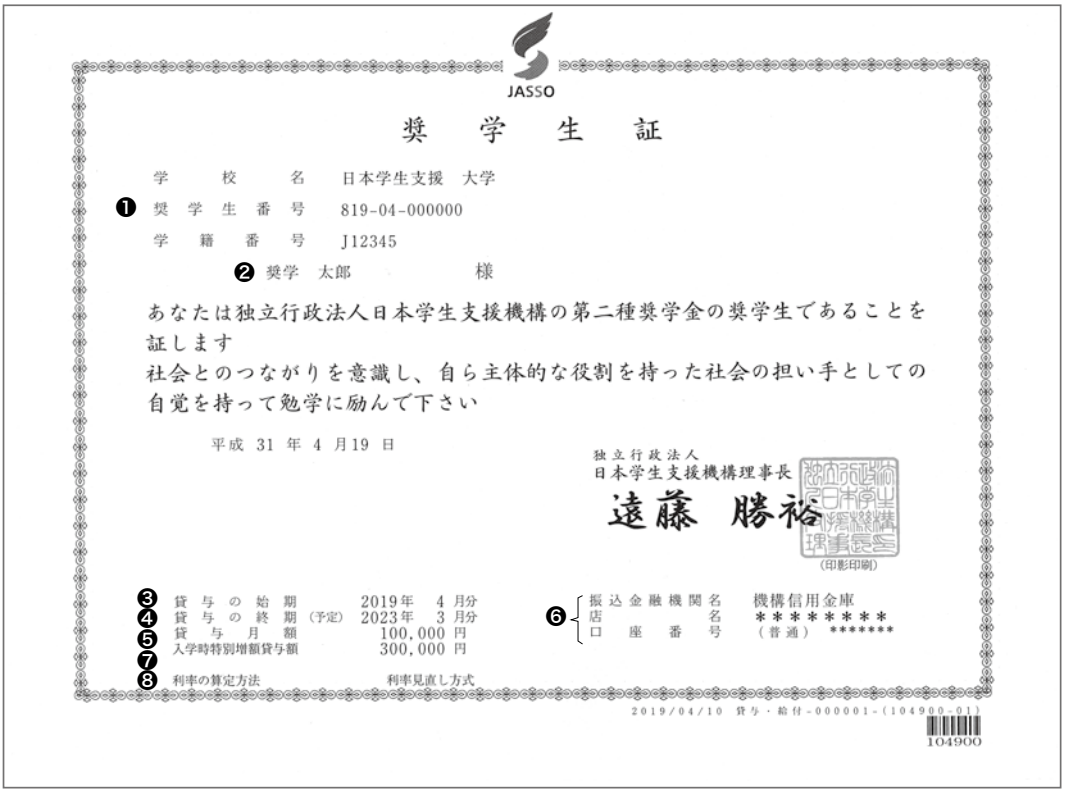

JASSO

奨　学　生　証

学　　校　　名　　日本学生支援　大学
❶ 奨 学 生 番 号　　819-04-000000
学 籍 番 号　　J12345
❷ 奨学　太郎　　様

あなたは独立行政法人日本学生支援機構の第二種奨学金の奨学生であることを証します
社会とのつながりを意識し、自ら主体的な役割を持った社会の担い手としての自覚を持って勉学に励んで下さい

平成 31 年 4 月19 日

独立行政法人
日本学生支援機構理事長
遠藤　勝裕
（印影印刷）

❸ 貸与の始期　2019年　4 月分
❹ 貸与の終期（予定）　2023年　3 月分
貸与月額　100,000 円
入学時特別増額貸与額　300,000 円
❺
❼
❽ 利率の算定方法　利率見直し方式

❻ 振込金融機関名　機構信用金庫
店名　＊＊＊＊＊＊＊＊
口座番号（普通）　＊＊＊＊＊＊＊

2019/04/10 貸与・給付-000001-(104900-01)
104900

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

❶奨学生番号

奨学生番号は、奨学生一人ひとりに与えられる固有の番号です。奨学金に関する届出等を行う場合は、奨学生番号が必要となります。

❷氏名

氏名が誤っている場合は、学校に申し出てください。ただし、訂正・変更しても再発行はされません。

なお､旧字体や異字体などの外字は対応していません。通用字体での登録になります。

〔旧字体の使用字体例〕吉→吉、祐→祐

❸貸与の始期

貸与の始期とは、奨学金の開始年月（何年何月分から借りるのか）のことです。採用決定後に貸与の始期を変更することはできません。

❹貸与の終期

貸与の終期とは、奨学金の終了年月（何年何月分まで借りるのか）のことです。貸与の途中で奨学金を辞退したり、退学したりした場合は、貸与の終期は早まります。

❺貸与月額

あなたが選択した奨学金の月額が印字されています。

❻振込金融機関名

本支店名・口座番号は、個人情報保護の観点から印字していません。

振込口座の変更手続きは 46 ページを参照してください。

❼入学時特別増額貸与額

入学時特別増額貸与奨学金を申し込み、採用された人に印字されています。

※ 10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれかです。

ポイント

入学後の申込者で、学校から「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて（申告）」の提出を求められた人には「入学時特別増額貸与額」が印字されていない場合があります。

❽利率の算定方法

第二種奨学金（利息付）の奨学生として採用された人に印字されています。

※「利率固定方式」又は「利率見直し方式」（奨学金申込み時（予約採用の人は進学届提出時）に選択済み）のいずれかです（13 ページ参照）。

※貸与中の一定期間まで変更できます（14 ページ参照）。

奨学生番号のしくみ

奨学生番号は、11 桁の番号で構成されています。（例：619 − 04 − 000000）
①　②　③　④

	①貸与種別	②採用年度	③学種	④通し番号
第一種奨学金	6	19	04	○○○○○○
第二種奨学金	8	19	08	○○○○○○

①貸与種別（1 桁）

- 6　第一種奨学金（無利息）
- 8　第二種奨学金（利息付）

②採用年度（西暦下 2 桁）

例　2019 年→ 19

③学種（2 桁）

- 01　高等専門学校
- 02　短期大学
- 04　大学学部
- 06　大学院
- 08　専修学校専門課程
- 09　通信課程

④通し番号（6 桁）

第一種奨学金（月額）と入学時特別増額貸与奨学金で採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金用（第二種奨学金）の奨学生番号が別に付番されます。
この時、第二種奨学金の通し番号の上 1 桁は「7」となります。

2. 返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

●「返還誓約書」は、あなた（奨学生本人）と本機構の金銭消費貸借契約を明確にする契約書です。
●奨学生全員が、必ず、「返還誓約書」を提出期限までに提出しなければなりません。
●「返還誓約書」には、申込みの際にあなたがスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した内容が印字されています。内容の訂正・変更は、学校に申し出てください。

2－1. 返還誓約書の提出（貸与開始時の手続き）

（1）返還誓約書とは

返還誓約書は、これからあなた（奨学生本人）が貸与を受ける奨学金の貸与及び返還の条件等を確認するために作成します。

（2）返還誓約書の提出

学校が指示した期日までに必ず提出してください。提出のない場合は、「返還誓約書未提出者」として採用時にさかのぼって奨学生の身分を失います（すでに振り込まれた奨学金全額を速やかに一括返金する必要があります）。

ポイント

- 署名・押印の不備、記入漏れ、添付書類の不足等がないよう、学校に提出する前に十分に確認してください。
- 学校及び本機構の審査により不備が見つかった場合は、学校から返還誓約書が返却されますので、不備を解消したうえで再提出してください。なお、不備が解消されるまでの間は、奨学金の振込みが停止となることがあります。

（3）返還誓約書の内容

返還誓約書には、あなた（奨学生本人）がスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した申込情報に基づき、借用金額、貸与の条件（予定）、返還の条件（目安）、保証の種類（機関保証又は人的保証）、等が印字されています。

印字の内容を訂正・変更したい場合は、学校に申し出てください。

ポイント

- 併用貸与（第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与）を受ける人は、第一種奨学金と第二種奨学金（入学時特別増額貸与奨学金を含む）の返還誓約書をそれぞれ作成する必要があります。
- 一貫制博士課程（修業年限５年）で第一種奨学金の貸与を受ける人は、採用時に博士後期課程の貸与月額が決定しない都合上、返還誓約書を採用時と博士後期課程進級時の２回作成する必要があります。

【返還誓約書に記入する項目】

機関保証の方の返還誓約書

人的保証の方の返還誓約書

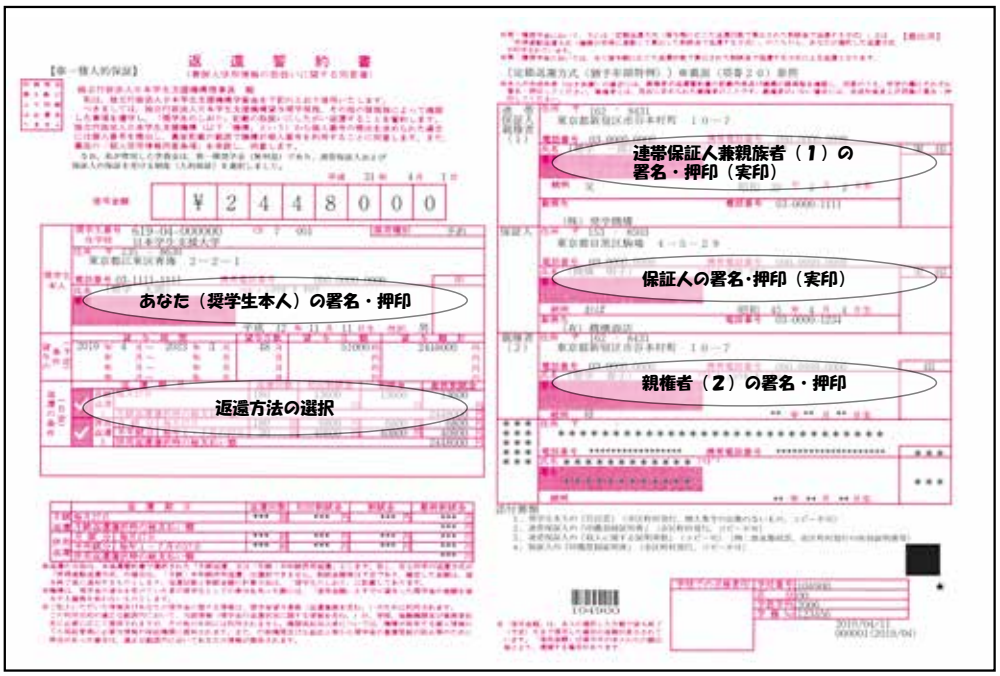

2－2．親権者・後見人

（1）親権者

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年の場合、通常は父母が親権者となります。父母のいずれかがいない場合は１人となります。

（2）後見人

民法で定められた未成年後見人のことです。親権者がいない場合に法定代理人となる人を指します。

２－３．連帯保証人・保証人の選任条件（人的保証）

（１）連帯保証人

奨学金の返還についてあなた（奨学生本人）と同等の責任を負い、あなた（奨学生本人）が返還しないときは、その全額について返還をしなければなりません。

次の条件すべてを満たす必要があります。

①あなた（奨学生本人）が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）。

②あなた（奨学生本人）が成年者の場合は、あなたの父母。父母がいない場合は、あなた（奨学生本人）の兄弟姉妹・おじ・おば等の４親等以内の親族。

③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に連帯保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。

④学生でない方。

⑤あなた（奨学生本人）の配偶者・婚約者でない方。

⑥債務整理中（破産等）でない方。

⑦貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満 45 歳を超える場合、その時点で 60 歳未満である方。

（２）保証人

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人が奨学金を返還しないときは、それらに代わって返還しなければなりませんが、連帯保証人には認められていない「分別の利益」（申し出により、保証人の返還すべき金額が請求額の２分の１に減額されること）のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。

次の条件をすべて満たす必要があります。

①あなた（奨学生本人）及び連帯保証人と別生計の方。

②あなた（奨学生本人）の父母を除く、おじ・おば・兄弟姉妹等の４親等以内の親族の方。

③返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で 65 歳未満である方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で 65 歳未満である方。

④返還誓約書の誓約日（スカラネット入力日）時点で未成年者でない方。また、返還誓約書の提出後に保証人を変更する場合は、その届出日現在で未成年者でない方。

⑤学生でない方。

⑥あなた（奨学生本人）又は連帯保証人の配偶者・婚約者でない方。

⑦債務整理中（破産等）でない方。

⑧貸与終了時（貸与終了月の末日時点）にあなた（奨学生本人）が満 45 歳を超える場合、その時点で 60 歳未満である方。

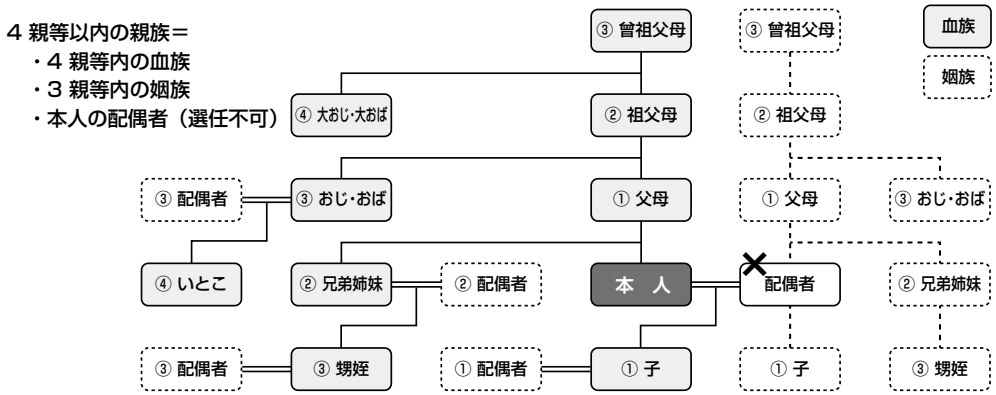

【連帯保証人・保証人に選べない人がいます】

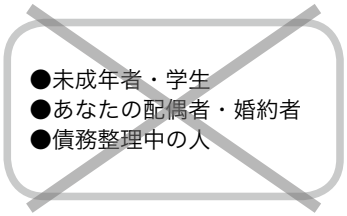

連帯保証人に選べない人

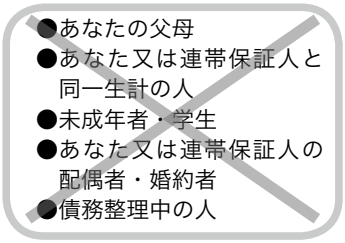

保証人に選べない人

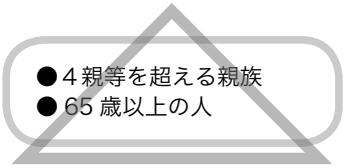

条件つきで保証人に選べる人

【貸与終了時にあなたが満 45 歳を超える場合】この人も選べません。

連帯保証人に選べない人

保証人に選べない人

【年齢について】

あなた（奨学生本人）及び連帯保証人・保証人の年齢の計算は、「年齢計算ニ関スル法律（明治 35 年 12 月 2 日法律第 50 号）」によります。

連帯保証人・保証人の選任条件の例外

連帯保証人ならば（1）②、保証人ならば（2）②③の条件を満たさない場合に限り、借用予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる次の条件を満たす者を選任することができます。

以下の（ア）（イ）いずれかの条件を満たし、返還予定期間を通じて生活を維持し、借用予定総額の返還を確実に保証することを示す、「返還保証書」（32ページ参照。コピーして使用可。）及び資産等に関する証明書類の提出があること。

（ア）源泉徴収票　　：（給与所得者）年間収入≧320万円
　　確定申告書（控）：（給与所得者以外）年間所得≧220万円
　※年金収入は給与として取り扱います。
　※給与所得者のうち給与収入以外の所得もある者については、年間所得金額（年間所得≧２２０万円）により判断してください。
　※直近の源泉徴収票、確定申告書（控）は直近の所得証明書に代えることができます。

（イ）預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額の分かるもの）
　：預貯金残高＋評価額≧借用予定総額（返還誓約書に印字されている金額）
　※（ア）（イ）複合の場合は、「返還保証書」（32ページ参照）の４. のⅢにより判断してください。
　※預貯金残高証明書、固定資産評価証明書等（評価額の分かるもの）は、返還誓約書に印字された日付から３か月前以降に発行されたものを添付してください。

連帯保証人・保証人が死亡した場合や、債務整理等により選任条件を満たさなくなった場合は、新たな連帯保証人・保証人を選任するか、機関保証への変更が必要となります。

２－４．返還誓約書記入上の注意（記入例は34～43ページ参照）

（1）黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。

（2）署名と押印について
①あなた（奨学生本人）、親権者・未成年後見人（あなた（奨学生本人）が未成年者の場合）、連帯保証人・保証人（人的保証制度選択者のみ）、本人以外の連絡先（機関保証制度選択者のみ）の欄は、各自が署名・押印（本人以外の連絡先は署名のみ）してください。同一の筆跡、同一の印の使用は認められません。
②奨学生本人欄の署名は、返還誓約書の印字に間違いがないか確認して、あなた（奨学生本人）が署名してください。

ポイント
- 親権者欄は父母ともに署名・押印が必要です。
- 親権者欄の印字が一方のみの場合は、学校に申し出てください（父母のいずれかがいない、もしくは未成年後見人が選任されている場合はこの限りではありません）。

③連帯保証人の署名は印鑑登録証明書のとおり署名してください。
返還誓約書はスカラネット（予約採用の人は進学届）で入力した情報が印字されて

います。返還誓約書に通用字体が印字されている場合でも、印鑑登録証明書に記載されている氏名が旧字体の場合は、旧字体で署名してください。
なお、返還誓約書に印字されている通用字体を訂正する必要はありません。

印鑑登録証明書の氏名がアルファベットで記載されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はそのどちらかで署名してください。

④印は朱肉で鮮明に押してください。スタンプ印･ゴム印等の使用は認められません。
⑤続柄が「その他（　　）」と印字されている場合は、（　　）内に具体的な続柄を必ず記入してください（例：その他（はとこ））。

（3）訂正方法について（42 ～ 43 ページ参照）
①記入を誤った場合は、その該当欄の人物が訂正する必要があります。
②訂正する項目（氏名、住所等の単位で）を二重線で消して、その該当欄の人物が使用した印を二重線の上に押し、その直近で、かつ当該者欄内に正しい事項を記入してください。各欄内での訂正が難しい場合は、学校に申し出てください。

一度書いた文字の上から重ねて記入する「なぞり書き」や、書き誤った部分を削る、修正液を使う、上から紙を貼るなどによる訂正は認められません。

【記入上の注意】

●消えるボールペンは使わない
●ハンコは朱肉で押す　（はっきりと！）
　※スタンプ印・ゴム印は不可
●続柄　　その他（　　）　← （　）内を記入してください。
（例：大おじ・大おば・知人等）

【書き間違ってしまったら？】

①　本人欄の訂正はあなた本人が、親権者欄の訂正は親権者が、連帯保証人欄の訂正は連帯保証人が、保証人欄の訂正は保証人がします。　※代筆は不可です。
②　誤った項目（署名、住所等）を全て二重線で消します。
③　訂正する人の印を二重線上に押します。　※連帯保証人・保証人は、実印を押してください。
④　その欄の中に、改めて正しく記入してください。
※欄の中に正しく記入できるだけのスペースがない場合は、学校に申し出てください。

認められない例：

- なぞり書き
（一度書いた文字の上から書いたり、他の人が書いた文字をなぞったりする）
- 一部分だけの修正　- 修正液・修正テープの使用
- 紙を削る　- 上から紙を貼る

２－５．返還誓約書に添付する書類

返還誓約書に添付しなければならない書類は次表の通りです。保証制度により異なります。申込時にマイナンバー（個人番号）を提出した奨学生本人は、「住民票」を添付する必要がありません。ただしマイナンバー（個人番号）未提出の奨学生本人は「住民票」を添付する必要があります。また、併用貸与の場合は、それぞれの返還誓約書に書類を添付する必要があります。なお、書類はマイナンバー（個人番号）の記載がないものを添付してください。

○返還誓約書に添付しなければならない書類

保証の種類	添　付　書　類
機関保証	1．「保証依頼書（兼保証委託契約書)･保証料支払依頼書（機構･協会用)」（コピー不可） ※添付が必要な者のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）
人的保証	1．市区町村で発行された連帯保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可） 2．連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの） 3．市区町村で発行された保証人の「印鑑登録証明書」（コピー不可） ※添付が必要な者のみ市区町村で発行された奨学生本人の「住民票」（コピー不可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

ポイント

①印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）、住民票（マイナンバー（個人番号）未提出の奨学生本人のみ必要）は、返還誓約書に印字された誓約日（スカラネット入力日）から３か月前以降に発行されたものを添付してください。

②連帯保証人の「収入に関する証明書類」は、次のいずれかを添付してください（コピー可）。

○収入に関する証明書類（※提出時において最新の証明書類）

収入の状態・状況	証 明 書 類	発行所
給与所得又は給与所得以外	所得証明書	市区町村の役場
給与所得（給料・賃金・役員報酬等）	源泉徴収票	勤務先
給与所得以外（自営業等）	確定申告書（控）［税務署の受付印があるもの］ ※電子申告を行った場合は、「申告内容確認票」に「受付結果（受信通知：「メール詳細」画面）」または「即時通知」を添付	税務署
確定申告書（控）の提出が出来ない場合	納税証明書（その２）	税務署
年金（恩給・老齢年金・遺族年金等）	年金振込通知書　又は　年金額改定通知書	日本年金機構等
前年途中・当年に就職した場合	年収見込証明書	勤務先
生活保護受給者	保護決定（変更）通知	福祉事務所
上記の書類が提出できない場合	課税証明書 非課税証明書	市区町村の役場

③連帯保証人や保証人が海外赴任などで、一時的に国外居住となり、「印鑑登録証明書」や「収入に関する証明書類」を取得できない場合は、学校へ申し出てください。

④連帯保証人・保証人に４親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に 65 歳以上の人を選んだ場合は、上記書類の他に「返還保証書」（様式は 32 ページ参照。コピーして使用可。）と資産等に関する証明書類（24 ページ囲み記事参照）を提出してください。

学校に提出する「返還誓約書」に必ず添付する書類（見本）

（1）機関保証選択者（２点）①は全員必要、②は添付が必要な人のみ（申込時にマイナンバー（個人番号）未提出の奨学生本人）

①保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書

（記入方法、詳細は 30 ～ 31 ページをご覧ください）

（機構・協会用）

① 保証依頼書（兼保証委託契約書）

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸与事業（返還事務を含む）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び事務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
機構が保有する個人情報のうち保証依頼に必要な情報が協会に提供されます。

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長　殿

申込日（西暦）2019 年 4 月 1 日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。
また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

	学校名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	奨学生番号
本人（自署）	日本学生支援大学	経済	経済	6 1 9 0 4 0 0 0 0 0 0

学校の種類	大学（学部）・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）	学籍番号	1 2 3 4 5 6
フリガナ	ショウガク　タロウ	生年月日	（平成・昭和）12 年 11 月 11 日
氏名	奨学　太郎（奨学 2枚目に名押印）		
現住所	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1		
電話番号	0 3 — 1 1 1 1 — 1 1 1 1		
携帯電話	0 9 0 — 0 0 0 0 — 0 0 0 0		

② 保証料支払依頼書

独立行政法人　日本学生支援機構理事長　殿
公益財団法人　日本国際教育支援協会理事長　殿

依頼日（西暦）2019 年 4 月 1 日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人（自署）	氏名（必ず記入）（同上記入は不可）	奨学　太郎（奨学 2枚目に名押印）
	現住所（必ず記入）（同上記入は不可）	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

③ 親権者（後見人）同意書

独立行政法人　日本学生支援機構理事長　殿
公益財団法人　日本国際教育支援協会理事長　殿

同意日（西暦）2019 年 4 月 1 日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

親権者・後見人（自署）	氏名	奨学　一郎（奨学 2枚目に名押印）	続柄（該当に○）	父・母・後見人	生年月日（平成・昭和・大正）39 年 2 月 2 日
	現住所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7			
	電話番号	03（ 0000 ）0000	携帯電話	090（ 0000 ）9999	
親権者・後見人（自署）	氏名	奨学　春子（奨学 2枚目に名押印）	続柄（該当に○）	父・母・後見人	生年月日（平成・昭和・大正）39 年 3 月 3 日
	現住所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7			
	電話番号	03（ 0000 ）0000	携帯電話	090（ 9999 ）0000	

（注）1．マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
2．本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者（父及び母）がそれぞれ自署・押印（いずれかがいない場合は一人）してください。後見人の場合は、後見人が自署・押印してください。
3．この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

（学校使用欄）

学校番号	区分
1 0 4 9 0 0	0 0

（機構・協会用）（1904）

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

②本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

※市区町村によって様式は異なります。

住　民　票

1／1

氏名	生年月日	性別	続柄	世帯主名	住民となった年月日
					住民票コード　省略

住所	平成　年　月　日　転入 平成　年　月　日　転出
本籍	筆頭者
前住所	
備考	

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

年　月　日

公印

（2）人的保証選択者（４点）①～③は全員必要、④は添付が必要な人のみ（申込時にマイナンバー（個人番号）未提出の奨学生本人）

①印鑑登録証明書（連帯保証人、市区町村で発行されたもの、コピー不可）
※市区町村によって様式は異なります。

印　影	住　所　　番　方 番地　方
	氏　名　　年　月　日生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年　月　日

②印鑑登録証明書（保証人、市区町村で発行されたもの、コピー不可）
※市区町村によって様式は異なります。

印　影	住　所　　番　方 番地　方
	氏　名　　年　月　日生

これは、登録された印影と相違ないことを証明します。
年　月　日

③収入に関する証明書類（連帯保証人、コピー可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）

平成　年分　**給与所得の源泉徴収票**

支払を受ける者	住所又は居所		氏名	(受給者番号) (フリガナ) (役職名)

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	内　百万　千　円	百万　千　円	百万　千　円	内　百万　千　円

控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数（配偶者を除く）						障害者の数（本人を除く）		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
		特定		老人		その他		特別	その他				
有 無 従有 従無	千　円	人	従人	内　人	従人	人	従人	内　人	人	内　千　円	千　円	千　円	千　円
*													

(摘要)住宅借入金等特別控除可能額　　円 国民年金保険料等の金額　　円

配偶者の合計所得	円
個人年金保険料の金額	円
地震損害保険料の金額	円

④本人の住民票（市区町村で発行されたもの、コピー不可、マイナンバー（個人番号）の記載のないもの）
※市区町村によって様式は異なります。

住　民　票

1／1

氏　名	生年月日	性別	続柄	世帯主名	住民となった年月日
					住民票コード　省略

住所	平成　年　月　日　転入 平成　年　月　日　転出
本籍	筆頭者
前住所	
備考	

この写しは、本人の住民票の原本と相違ないことを証明する。

年　月　日

公印

（機構・協会用）

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）が行う保証業務及び独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が協会に提供されます。

① 保証依頼書（兼保証委託契約書）

公益財団法人
日本国際教育支援協会理事長　殿

申込日（西暦）2019 年 4 月 1 日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金の貸与を申し込むにあたり、機構に対するインターネットによる奨学金申込の入力内容又は奨学金申込書の記載内容並びに確認書の記載内容により申込みをする奨学金の貸与（返還）について保証することを裏面記載の保証委託約款に同意したうえで、公益財団法人日本国際教育支援協会に委託します。
また、本依頼書の記載事項が虚偽の内容によるものであった場合、機関保証への加入が無効となっても異議はありません。

本人（自署）

学校名	学部・課程・分野	学科・専攻・研究科	奨学生番号
日本学生支援大学	経済	経済	6 1 9 0 4 0 0 0 0 0 0 0

学校の種類：大学（学部）・大学院・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）　学籍番号：1 2 3 4 5 6

フリガナ	ショウガク　タロウ	生年月日
氏名	奨学　太郎 奨学 2枚目にも押印	（平成・昭和）12 年 11 月 11 日
現住所	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1	
電話番号	0 3 — 1 1 1 1 — 1 1 1 1	
携帯電話	0 9 0 — 0 0 0 0 — 0 0 0 0	

② 保証料支払依頼書

独立行政法人　日本学生支援機構理事長　殿
公益財団法人　日本国際教育支援協会理事長　殿

依頼日（西暦）2019 年 4 月 1 日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

上記保証依頼書による保証委託契約に基づいて、私が公益財団法人日本国際教育支援協会に支払うべき保証料については、奨学金の交付の際に貸与金額から独立行政法人日本学生支援機構があらかじめ差し引いて支払うこととしてください。

本人（自署）

氏名（必ず記入）（同上記入は不可）	奨学　太郎 奨学 2枚目にも押印
現住所（必ず記入）（同上記入は不可）	〒 135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

③ 親権者（後見人）同意書

独立行政法人　日本学生支援機構理事長　殿
公益財団法人　日本国際教育支援協会理事長　殿

同意日（西暦）2019 年 4 月 1 日
（返還誓約書に印字された日付を記入）

私は、上記①・②について、上記未成年者の法定代理人として同意します。

親権者・後見人（自署）

氏名	奨学　一郎 奨学 2枚目にも押印	続柄（該当に○）	父・母 後見人	生年月日	（平成・昭和・大正）39 年 2 月 2 日
現住所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
電話番号	03（000）0000	携帯電話	090（0000）9999		

親権者・後見人（自署）

氏名	奨学　春子 奨学 2枚目にも押印	続柄（該当に○）	父・母 後見人	生年月日	（平成・昭和・大正）39 年 3 月 3 日
現住所	〒 162-8431 東京都新宿区市谷本村町 10-7				
電話番号	03（000）0000	携帯電話	090（9999）0000		

（注）1．マス目の欄はすべて左詰めとしてください。
2．本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者（父及び母）がそれぞれ自署・押印（いずれかがいない場合は一人）してください。後見人の場合は、後見人が自署・押印してください。
3．この保証依頼書及び保証料支払依頼書については、返還誓約書と同時に学校に提出してください。

（学校使用欄）

学校番号	区分
1 0 4 9 0 0	0 0

（機構・協会用）（1904）

※見本は奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

●保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書記入上の注意

（1）黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。

（2）あなた（奨学生本人）及び親権者・後見人欄は、必ず各自が必要事項を記入・署名し、返還誓約書と同様に印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、印影を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に、新たに鮮明に押印してください。スタンプ印･ゴム印等の使用は認められません。

（3）記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して訂正する人物の印を二重線上に押し、各欄内に正しい事項を記入してください。
訂正後に必要事項を記入・署名する余白がない場合は、新たな保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書に書き直してください。

（4）修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。

（5）奨学生番号は必ず記入してください。

（6）住所欄は現在お住まいの住所（現住所）を記入してください（返還誓約書の本人住所は住民票に記載の住所であるため、一致しない場合がありますが、差し支えありません）。住所欄に「同上」と記入することは認められません。正しく記入してください。

（7）その他、記入例及び欄外（注）を参照のうえ、正しく記入してください。

（8）記入・署名・押印後、「機構・協会用」を提出してください。

（左ページ解説）

①返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）をあなた（奨学生本人）が記入してください。

②あなた（奨学生本人）の記入・署名・押印欄は２箇所あります（押印は同一の印を使用してください）。また、住所欄は現在お住まいの住所（現住所）を記入してください（上記（6）参照）

③同意日は、返還誓約書の借用金額欄右上に印字されている日付（誓約日）を、親権者のどちらかが記入してください。日付の記入を誤った場合は、二重線で削除し、親権者２名（全員）の印を二重線上に押し正しい日付をその直近に記入してください。

④誓約日の時点で、あなた（奨学生本人）が未成年者（20 歳未満）の場合は、親権者（後見人）の記入・署名・押印が必要です。親権者は、返還誓約書に記載されている人（親権者（1）、（2））と一致させ、（父、後見人）欄に父又は後見人が、（母）欄に母が記入・署名・押印してください。後見人とは、民法に定められている未成年後見人のことです。親権者（後見人）が海外居住の場合は、国内にて連絡がつく住所を記入してください。

こちらのページをコピーして使用することも可能です。

610～・810～

[様式 13]

連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。

（当該人物が①～⑧の注を確認のうえ，すべての項目を記入）

返 還 保 証 書

年　　月　　日

（① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。）

私は，1. の「奨学生本人」が借用する，2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について，借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ，4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって，返還予定の期間を通じて生活を維持し，「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

実 印

氏　名

（② 当該人物の署名押印，印は実印）

生年月日　　年　　月　　日生

（③ 当該人物の生年月日を記入）

奨学生本人との関係

（④ 続柄を記入）

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
	— —	年　月　日生
（⑤ 奨学生本人の氏名を記入）	（⑥ 奨学生番号を記入）	（⑦ 奨学生本人の生年月日を記入）

4. 現在の資産等の状況　（⑧ 直近の資産等の状況が以下のⅠ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを示す証明書類を添付のうえ「金額」欄に記入）

区分		金額	認定基準額　及び　証明書類（すべてコピー可）
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間収入金額が320万円以上 ・源泉徴収票（直近のもの）・所得証明書（直近のもの）・年金振込通知書，年金額改定通知書（支払金額のわかるもの，直近のもの）等
	給与所得者以外の場合 （給与所得以外＋給与所得の方も含む） ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	年間所得金額が220万円以上 ・確定申告書の控（税務署の受付印のあるもの，直近のもの） ・所得証明書（直近のもの）等
Ⅱ	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て	預貯金・不動産（評価額）等の合計額が貸与予定総額（返還残額）以上 ・預貯金残高証明書　・固定資産評価証明書（評価額のわかるもの） ・取引残高報告書（評価額のわかるもの）等 ※返還誓約書に印字された日付の3か月前以降に発行されたもの。返還誓約書以外に添付する場合は，記入日の3か月前以降に発行されたもの ※資産が共有名義の場合は，持分割合等により該当者名義の資産額が確認できるもの（登記事項証明書〈法務局で取得〉など）
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て	Ⅰの金額＋（Ⅱの金額÷16）≧（給与所得者の場合）320万円以上 （給与所得者以外の場合）220万円以上 ・金額を積算するすべての証明書類

※年金は給与として扱います。
※いずれかの基準を満たしていれば，資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば，給与収入額が基準を満たしていれば，預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

ご記入いただいた情報は，奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が，学校，金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内において情報が提供されます。

（19.4）

●返還保証書の記入例

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）がすべての項目を記入してください。

返還誓約書に印字された日付を記入してください。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日を記入してください。

610～・810～

［ 様式 13 ］
連帯保証人・保証人に4親等以内の親族でない人を選んだ場合や保証人に65歳以上の人を選んだ場合に提出する必要があります。
（当該人物が①～⑧の注を確認のうえ，すべての項目を記入）

当該人物（保証人もしくは連帯保証人）が自署、実印を押印し、「生年月日」と「奨学生本人との関係」が返還誓約書と一致するように記入してください。

返 還 保 証 書

平成 **31** 年 **4** 月 **1** 日
（① 返還誓約書に印字された日付。返還誓約書提出後に提出する場合は記入日。）

私は，1. の「奨学生本人」が借用する，2. の「奨学生番号」の独立行政法人日本学生支援機構学資金について，借用（返還）金額・返還回数・割賦金等（貸与中はすべて予定）を確認のうえ，4. の「現在の資産等の状況」に記載する資力をもって，返還予定の期間を通じて生活を維持し，「奨学生本人」が行う学資金の返還を確実に保証します。

実印

氏　名　**奨 学　五 郎**　（五奨郎学）
（② 当該人物の署名押印，印は実印）

生年月日　**昭和 27** 年 **4** 月 **25** 日生　（③ 当該人物の生年月日を記入）

奨学生本人との関係　**祖父**　（④ 続柄を記入）

1. 奨学生氏名	2. 奨学生番号	3. 奨学生生年月日
奨 学　太 郎	**619 － 04 － XXXXXX**	**平成 12 年 11月 11日生**
（⑤ 奨学生本人の氏名を記入）	（⑥ 奨学生番号を記入）	（⑦奨学生本人の生年月日を記入）

4. 現在の資産等の状況　（⑧ 直近の資産等の状況が以下の Ⅰ

区分		金額
Ⅰ	給与所得者の場合 ※年間収入金額で判定	**320** 万円 ※1万円未満は切り捨て
Ⅰ	給与所得者以外の場合 （給与所得以外＋給与所得の方も含む） ※年間所得金額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
Ⅱ	預貯金や不動産などの資産を有している場合 ※合計額で判定	万円 ※1万円未満は切り捨て
Ⅲ	ⅠとⅡを組み合わせる場合	万円 ※1万円未満は切り捨て

※年金は給与として扱います。
※いずれかの基準を満たしていれば，資産等のすべてを記入する必要はありません（例えば，給与収入額が基準を満たしていれば，預貯金があってもそれを記入する必要はありません）。

ご記入いただいた情報は，奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が，学校，金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内において情報が提供されます。

提出可能・不可の証明書類例
（全てコピー可，個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）

Ⅰ
○所得証明書
○源泉徴収票
○年金振込通知書，年金額改定通知書
○年収見込証明書
○確定申告書(控)（税務署の受付印があるもの）
※電子申告を行った場合は，申告内容確認票に受信通知又は即時通知の写しを併せて添付
△特別徴収税額決定通知書（通知書全体を切断せずにA4サイズに縮小コピーし，内容を確認できる状態にしたものであれば可）
×給与明細

Ⅱ
○預貯金残高証明書（預貯金額）
○固定資産評価証明書（土地・不動産評価額）
※（資産が共有名義の場合）持分割合の記載が無いものは不可
持分割合の記載が無い場合は，「登記事項証明書」（法務局にて取得）等，持分割合が明記されている書類の添付が必要
○取引残高報告書（有価証券残高）
×通帳のコピー

「奨学生本人」の氏名、「奨学生番号」、「生年月日」が返還誓約書と一致するよう記入してください。

Ⅰ～Ⅲのいずれかの基準を満たすことを証明書類で確認のうえ、金額を記入してください。
基準を満たすことを示す証明書類を返還保証書に添付してください。

【記入例】第一種機関保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別
第一種：無利息
第二種：利息付
●保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

●奨学生本人

・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
・氏名・住所・生年月日・性別が住民票と同じことを確認してください。異なる場合は、奨学生本人による訂正が必要です。
・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件（予定）

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。

●返還の条件（目安）

・貸与の条件（予定）で貸与を受けた場合の返還の条件（目安）が印字されています。
・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

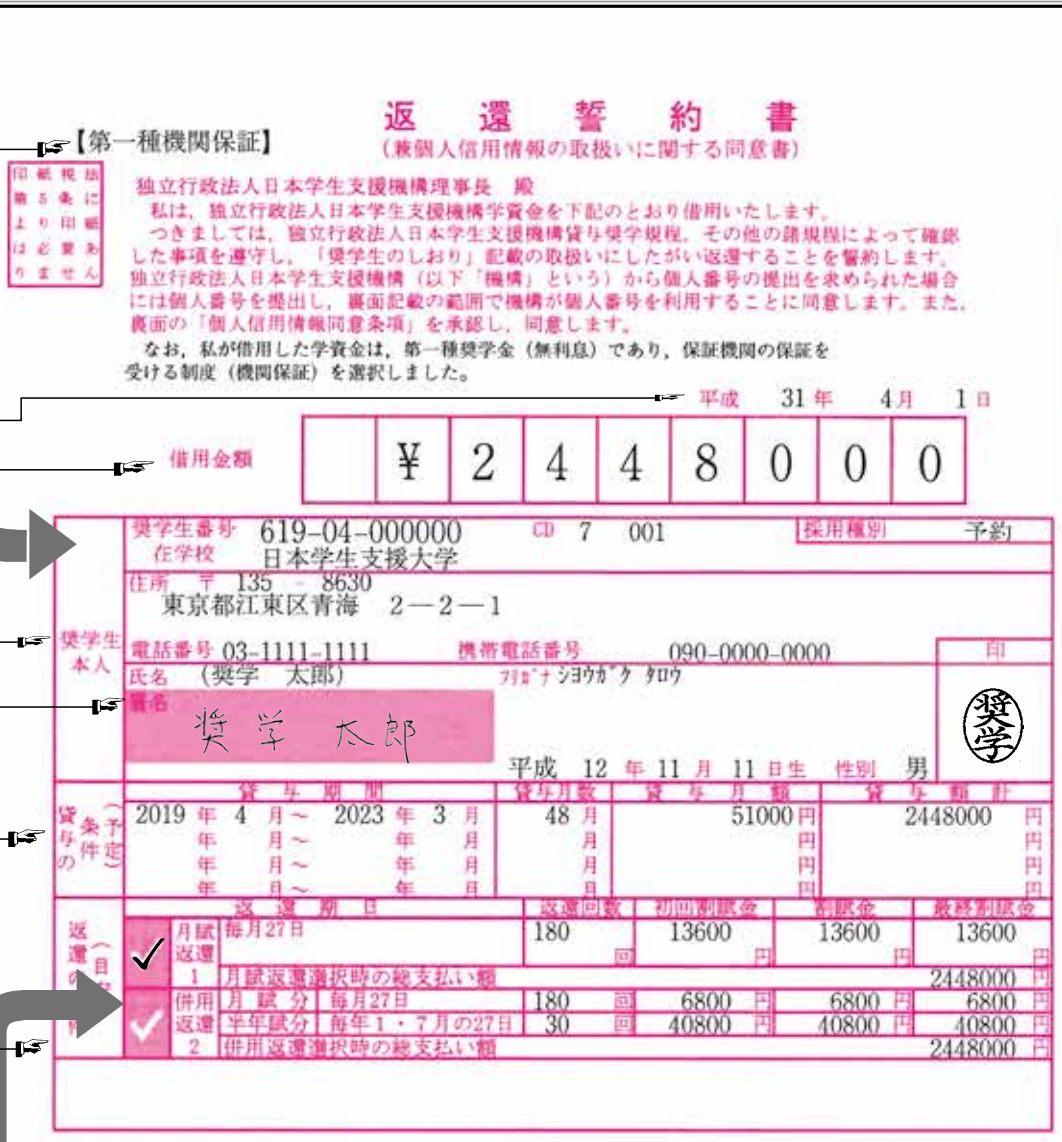

返　還　誓　約　書
（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

【第一種機関保証】

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。
独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用した学資金は、第一種奨学金（無利息）であり、保証機関の保証を受ける制度（機関保証）を選択しました。

平成 31 年 4 月 1 日

借用金額 ¥ 2 4 4 8 0 0 0 0

奨学生番号 619-04-000000　CD 7 001　採用種別 予約
在学校 日本学生支援大学
住所 〒 135 － 8630
東京都江東区青海 2－2－1
奨学生本人
電話番号 03-1111-1111　携帯電話番号 090-0000-0000
氏名 （奨学 太郎）　フリガナ ショウガク タロウ
署名 奨学 太郎
印
平成 12 年 11 月 11 日生　性別 男

貸与の条件（予定）

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与総計
2019 年 4 月～ 2023 年 3 月	48 月	51000 円	2448000 円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円

返還の条件（目安）

		返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
✓	月賦返還 1	毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
		月賦返還選択時の総支払い額				2448000 円
✓	併用返還 2	月賦分 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円
		半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円
		併用返還選択時の総支払い額				2448000 円

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	月賦返還選択時の総支払い額				*** 円
併用返還	月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	併用返還選択時の総支払い額				*** 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。
※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の達成に必要な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

定額返還方式を選択した場合は、必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。
なお、所得連動返還方式を選択した場合は月賦返還となりますので、割賦方法選択の必要はありません。

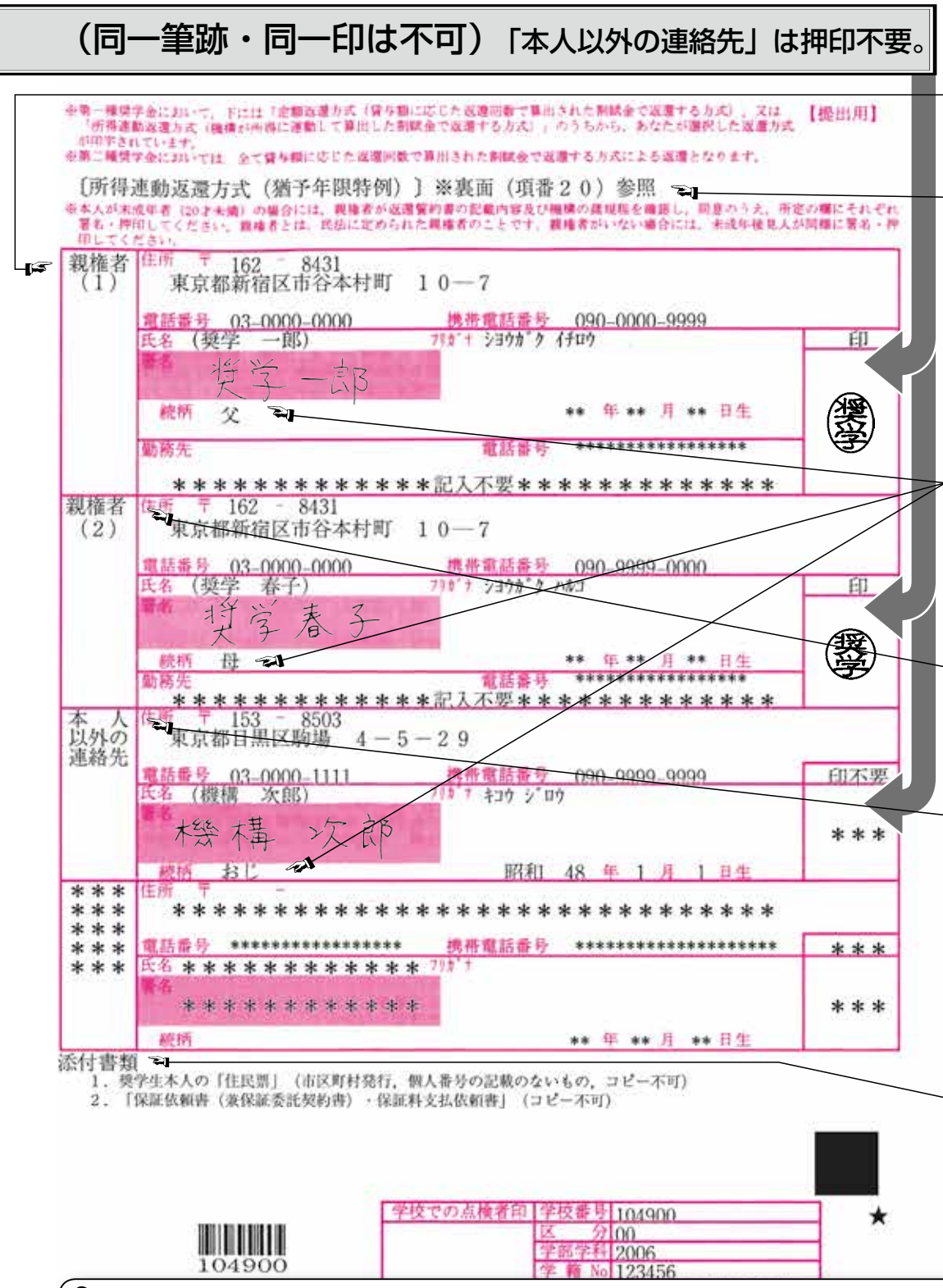

（同一筆跡・同一印は不可）「本人以外の連絡先」は押印不要。

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

〔所得連動返還方式（猶予年限特例）〕※裏面（項番２０）参照

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

親権者（1）	住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 １０―７ 電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号 090-0000-9999 氏名（奨学 一郎）　フリガナ ショウカク イチロウ 署名 奨学一郎 続柄 父　** 年 ** 月 ** 日生 勤務先　電話番号 ********** ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊記入不要＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	印 奨学
親権者（2）	住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 １０―７ 電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号 090-9999-0000 氏名（奨学 春子）　フリガナ ショウカク ハルコ 署名 奨学春子 続柄 母　** 年 ** 月 ** 日生 勤務先　電話番号 ********** ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊記入不要＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	印 奨学
本人以外の連絡先	住所 〒 153 － 8503 東京都目黒区駒場 ４－５－２９ 電話番号 03-0000-1111　携帯電話番号 090-9999-9999 氏名（機構 次郎）　フリガナ キコウ ジロウ 署名 機構次郎 続柄 おじ　昭和 48 年 1 月 1 日生	印不要 ＊＊＊
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	住所 〒 － ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 電話番号 **********　携帯電話番号 ********** 氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　フリガナ 署名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 続柄　** 年 ** 月 ** 日生	＊＊＊ ＊＊＊

添付書類
1．奨学生本人の「住民票」（市区町村発行，個人番号の記載のないもの，コピー不可）
2．「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

学校での点検者印	学校番号	104900
	区　分	00
	学部学科	2006
	学 籍 No	123456

104900

★

●親権者(1)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)（又は未成年後見人）の情報が印字されています。

●返還方式

・奨学金申込み時に選択した返還方式（定額返還方式又は所得連動返還方式）が印字されています。
※（猶予年限特例）の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10 年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

●続柄

・「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●本人以外の連絡先

・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください

●添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

（記入上の注意）
・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
・印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印。「本人以外の連絡先」についてはその当人の印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印（同上）を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は【訂正例】42 ～ 43 ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第二種機関保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別
第一種：無利息
第二種：利息付

●保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

●奨学生本人

・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
・氏名・住所・生年月日・性別が住民票と同じことを確認してください。異なる場合は、奨学生本人による訂正が必要です。
・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件(予定)

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
・「貸与額計」の金額に「＊」ついているものは、第二種奨学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

●返還の条件(目安)

・貸与の条件(予定)で貸与を受けた場合の返還の条件(目安)が印字されています。
・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

【第二種機関保証】

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

返　還　誓　約　書
（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。
独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。

なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金（利息付）であり、保証機関の保証を受ける制度（機関保証）を選択しました。

平成　31年　4月　1日

借用金額　¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生本人
奨学生番号　819-04-000000　CD 7　001　採用種別　予約
在学校　日本学生支援大学
住所　〒135-8630　東京都江東区青海　2ー2ー1
電話番号　03-1111-1111　携帯電話番号　090-0000-0000
氏名　（奨学　太郎）　ﾌﾘｶﾞﾅ ｼｮｳｶﾞｸ ﾀﾛｳ
署名　奨学　太郎　印（奨学）
平成　12年　11月　11日生　性別　男

貸与の条件(予定)

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
2019年 4月～ 2023年 3月	48月	50000円	2400000円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円

返還の条件(目安)

	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
✓ 月賦返還 1	毎月27日		180回	16769円	16769円	16917円
	月賦返還選択時の総支払い額(利子込み)					3018568円
□ 併用返還 2	月賦分	毎月27日	180回	8384円	8384円	8516円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	50355円	50355円	50361円
	併用返還選択時の総支払い額(利子込み)					3019908円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3．0％（増額貸与部分は、年3．2％）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については、貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

［参考］平成３１年　３月貸与終了者に実際に適用された利率（年０．１％，増額貸与部分は年０．３％）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日		返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日		180回	13440円	13440円	13473円
	月賦返還選択時の総支払い額		(利子込み)			2419233円
併用返還	月賦分	毎月27日	180回	6720円	6720円	6690円
	半年賦分	毎年1・7月の27日	30回	40322円	40322円	40361円
	併用返還選択時の総支払い額		(利子込み)			2419269円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。
※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

（同一筆跡・同一印は不可）「本人以外の連絡先」は押印不要。

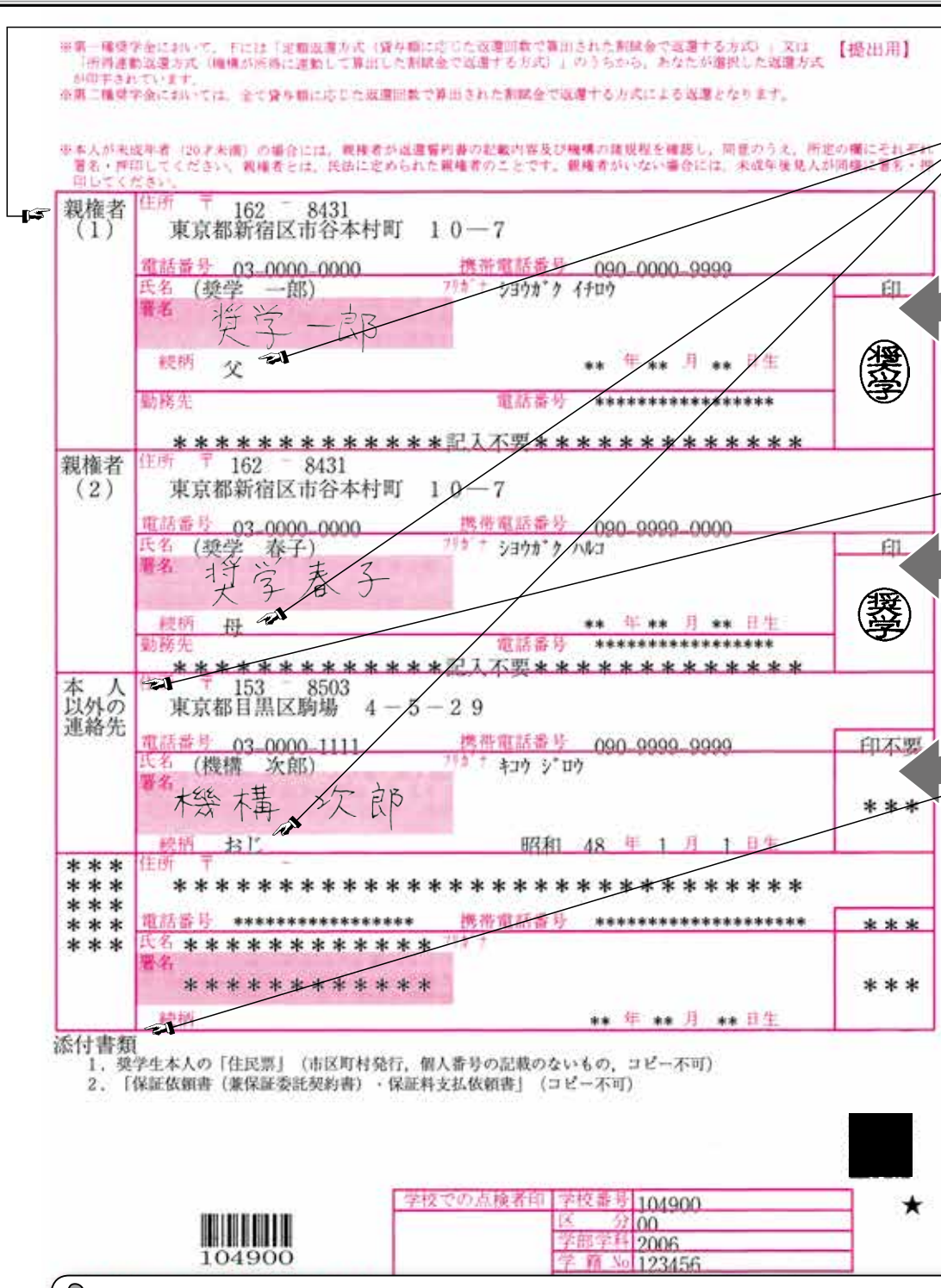

【提出用】

※第一種奨学金において、Fには「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

親権者（1）	住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 １０―７ 電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号 090-0000-9999 氏名 （奨学 一郎）　フリガナ ショウガク イチロウ 署名 奨学一郎 続柄 父　** 年 ** 月 ** 日生 勤務先　電話番号 **********	印 奨学
	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊記入不要＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
親権者（2）	住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 １０―７ 電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号 090-9999-0000 氏名 （奨学 春子）　フリガナ ショウガク ハルコ 署名 奨学春子 続柄 母　** 年 ** 月 ** 日生 勤務先　電話番号 **********	印 奨学
	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊記入不要＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊	
本人以外の連絡先	〒 153 － 8503 東京都目黒区駒場 ４－５－２９ 電話番号 03-0000-1111　携帯電話番号 090-9999-9999 氏名 （機構 次郎）　フリガナ キコウ ジロウ 署名 機構次郎 続柄 おじ　昭和 48 年 1 月 1 日生	印不要 ＊＊＊
＊＊＊ ＊＊＊ ＊＊＊ ＊＊＊ ＊＊＊	住所 〒 － ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 電話番号 **********　携帯電話番号 ********** 氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　フリガナ 署名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 続柄　** 年 ** 月 ** 日生	＊＊＊ ＊＊＊

添付書類
1．奨学生本人の「住民票」（市区町村発行，個人番号の記載のないもの，コピー不可）
2．「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」（コピー不可）

■

学校での点検者印	学校番号	104900
	区　分	00
	学部学科	2006
	学 籍 No	123456

★

104900

●親権者(1)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(1)（又は未成年後見人）の情報が印字されています。

●続柄

・「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●本人以外の連絡先

・スカラネットで入力した本人以外の連絡先の人物の情報が印字されています。
・卒業後にあなたへ送付する重要な書類が届かないなど連絡が取れない場合に、あなたの住所・電話番号を照会することがあります。
・あらかじめ連絡先となる人に役割をよく説明し、承諾を得てください

●添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

（記入上の注意）
・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
・印鑑は各自のものを使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印。「本人以外の連絡先」についてはその当人の印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印（同上）を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は【訂正例】42 ～ 43 ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第一種人的保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別
第一種：無利息
第二種：利息付
●保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

●奨学生本人

・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
・氏名・住所・生年月日・性別が住民票と同じことを確認してください。異なる場合は、奨学生本人による訂正が必要です。
・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件（予定）

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。

●返還の条件（目安）

・貸与の条件（予定）で貸与を受けた場合の返還の条件（目安）が印字されています。
・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

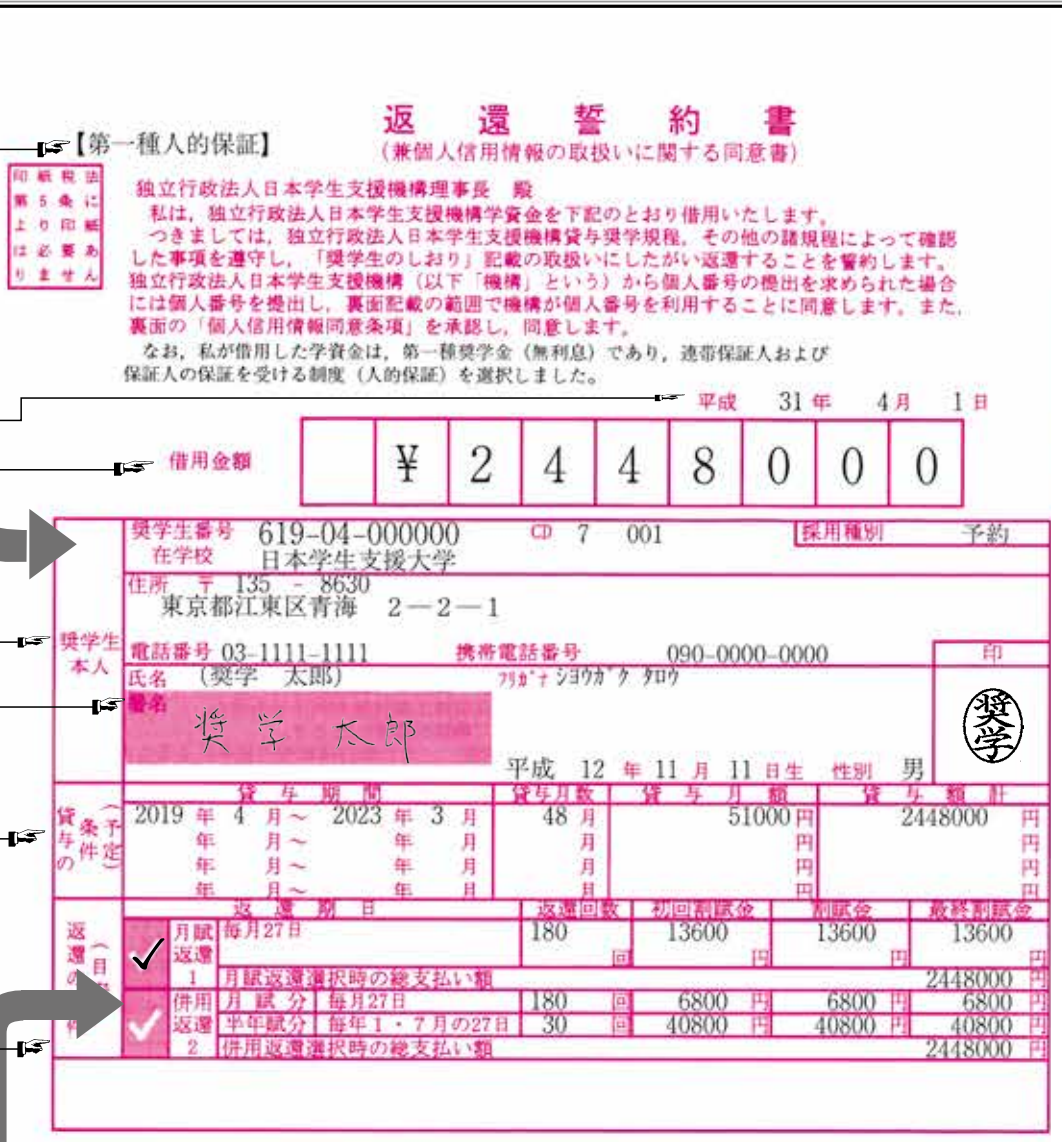

返　還　誓　約　書
（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

【第一種人的保証】

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿
私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。
独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用した学資金は、第一種奨学金（無利息）であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成 31 年 4 月 1 日

借用金額 ¥2448000

奨学生番号 619-04-000000　CD 7 001　採用種別 予約
在学校 日本学生支援大学
住所 〒 135 - 8630
東京都江東区青海 2－2－1
奨学生本人
電話番号 03-1111-1111　携帯電話番号 090-0000-0000
氏名 （奨学 太郎）　フリガナ ショウカク タロウ
署名 奨学 太郎　印
平成 12 年 11 月 11 日生　性別 男

貸与の条件（予定）

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与総計
2019 年 4 月～ 2023 年 3 月	48 月	51000 円	2448000 円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円

返還の条件（目安）

		返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
✓	月賦返還 1	毎月27日	180 回	13600 円	13600 円	13600 円
		月賦返還選択時の総支払い額				2448000 円
✓	併用返還 2	月賦分 毎月27日	180 回	6800 円	6800 円	6800 円
		半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40800 円	40800 円	40800 円
		併用返還選択時の総支払い額				2448000 円

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	月賦返還選択時の総支払い額				*** 円
併用返還	月賦分 毎月27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	*** 回	*** 円	*** 円	*** 円
	併用返還選択時の総支払い額				*** 円

※返還の方法は、本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し、右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は、「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は、「奨学生のしおり」に記載してあります。
※機構は、奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には、「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

（同一筆跡・同一印は不可）「本人以外の連絡先」は押印不要。

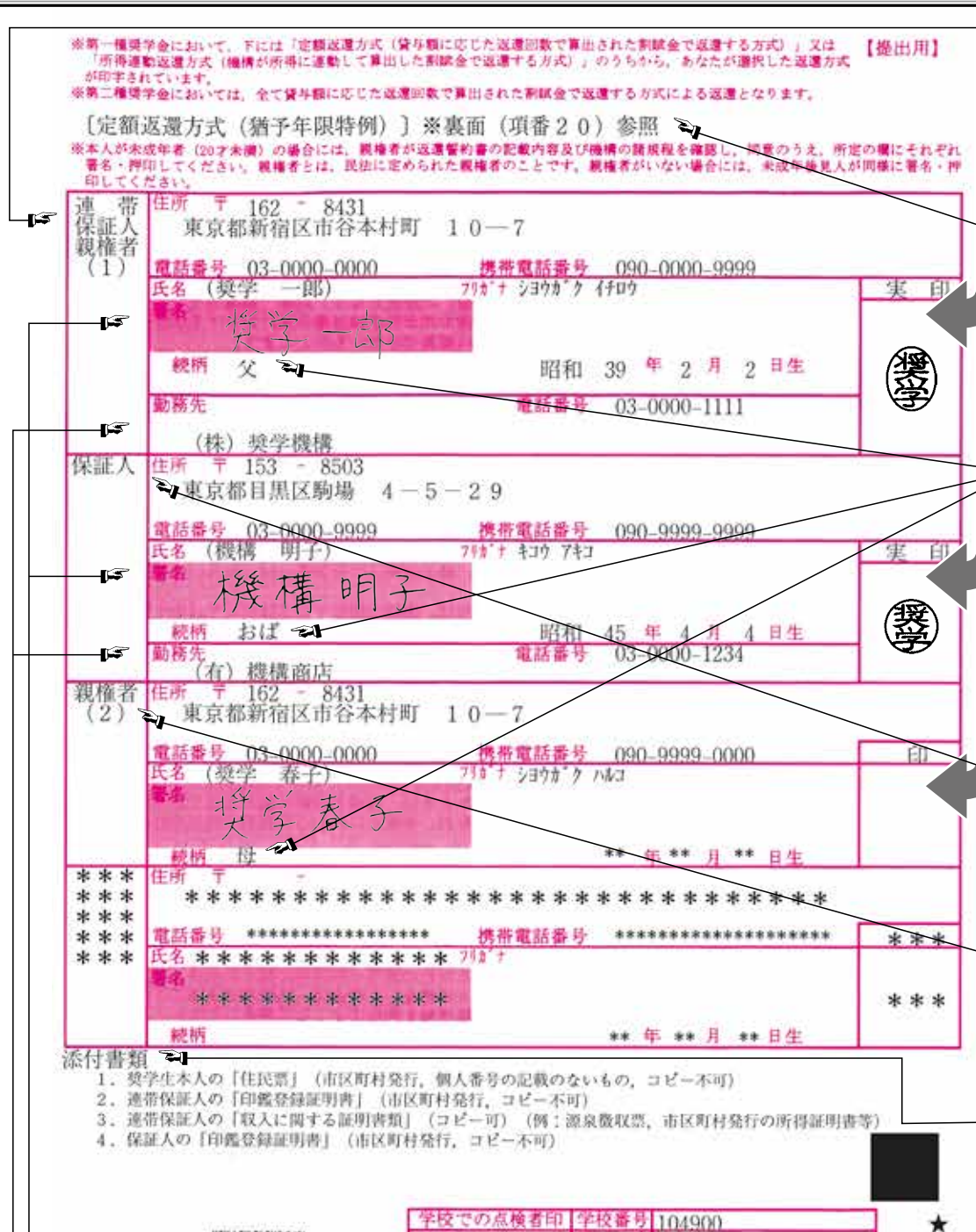

※第一種奨学金において、下には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

［定額返還方式（猶予年限特例）］※裏面（項番２０）参照

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、協議のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

連帯保証人 親権者（1）
住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 １０―７
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-0000-9999
氏名（奨学 一郎） フリガナ ショウカク イチロウ 実印
署名 奨学一郎
続柄 父 昭和 39 年 2 月 2 日生
勤務先 電話番号 03-0000-1111
（株）奨学機構

保証人
住所 〒 153 － 8503 東京都目黒区駒場 ４－５－２９
電話番号 03-9999-9999 携帯電話番号 090-9999-9999
氏名（機構 明子） フリガナ キコウ アキコ 実印
署名 機構明子
続柄 おば 昭和 45 年 4 月 4 日生
勤務先 電話番号 03-9000-1234
（有）機構商店

親権者（2）
住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 １０―７
電話番号 03-0000-0000 携帯電話番号 090-9999-0000 印
氏名（奨学 春子） フリガナ ショウカク ハルコ
署名 奨学春子
続柄 母 ** 年 ** 月 ** 日生

＊＊＊ 住所 〒 －
電話番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 携帯電話番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊
氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ フリガナ
署名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ ＊＊＊
続柄 ** 年 ** 月 ** 日生

添付書類
1．奨学生本人の「住民票」（市区町村発行，個人番号の記載のないもの，コピー不可）
2．連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行，コピー不可）
3．連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票，市区町村発行の所得証明書等）
4．保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行，コピー不可）

学校での点検者印
学校番号 104900
区 分 00
学部学科 2006

104900

★

●連帯保証人

・スカラネットで入力した連帯保証人（あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者（1））の情報が印字されています。
・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●返還方式

・奨学金申込み時に選択した返還方式（定額返還方式）が印字されています。
※（猶予年限特例）の印字がある人は、一定の収入・所得を得るまでの間、10 年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

●続柄

・「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

●保証人

・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●添付書類

・必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

●署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください（印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●勤務先

・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

（記入上の注意）
・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
・印鑑は各自のもの（連帯保証人及び保証人の印は実印（添付する印鑑登録証明書と同一印））を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は【訂正例】42 ～ 43 ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【記入例】第二種人的保証

●各自が署名・押印してください。

●奨学金の種類

あなたが貸与を受ける奨学金の種類が印字されています。

●貸与種別
第一種：無利息
第二種：利息付
●保証区分
機関保証：保証機関の連帯保証を受ける制度
人的保証：連帯保証人及び保証人の保証を受ける制度

●誓約日

・スカラネットで入力した誓約日です。

●借用金額

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の借用総額です。

●奨学生本人

・奨学生番号：あなたの奨学生番号です。
・氏名・住所・生年月日・性別が住民票と同じことを確認してください。異なる場合は、奨学生本人による訂正が必要です。
・「採用種別」は、あなたの採用種別が印字されています。

●署名

・住民票の表記のとおり署名してください（住民票が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●貸与の条件（予定）

・現在の貸与月額で予定の貸与終期まで貸与を受ける場合の内容が印字されています。
・「貸与額計」の金額に「＊」がついているものは、第二種学金にあわせて貸与を受けた入学時特別増額貸与奨学金の金額です。

●返還の条件（目安）

・貸与の条件（予定）で貸与を受けた場合の返還の条件（目安）が印字されています。
・返還総額は、本欄の「総支払額」の金額となります。

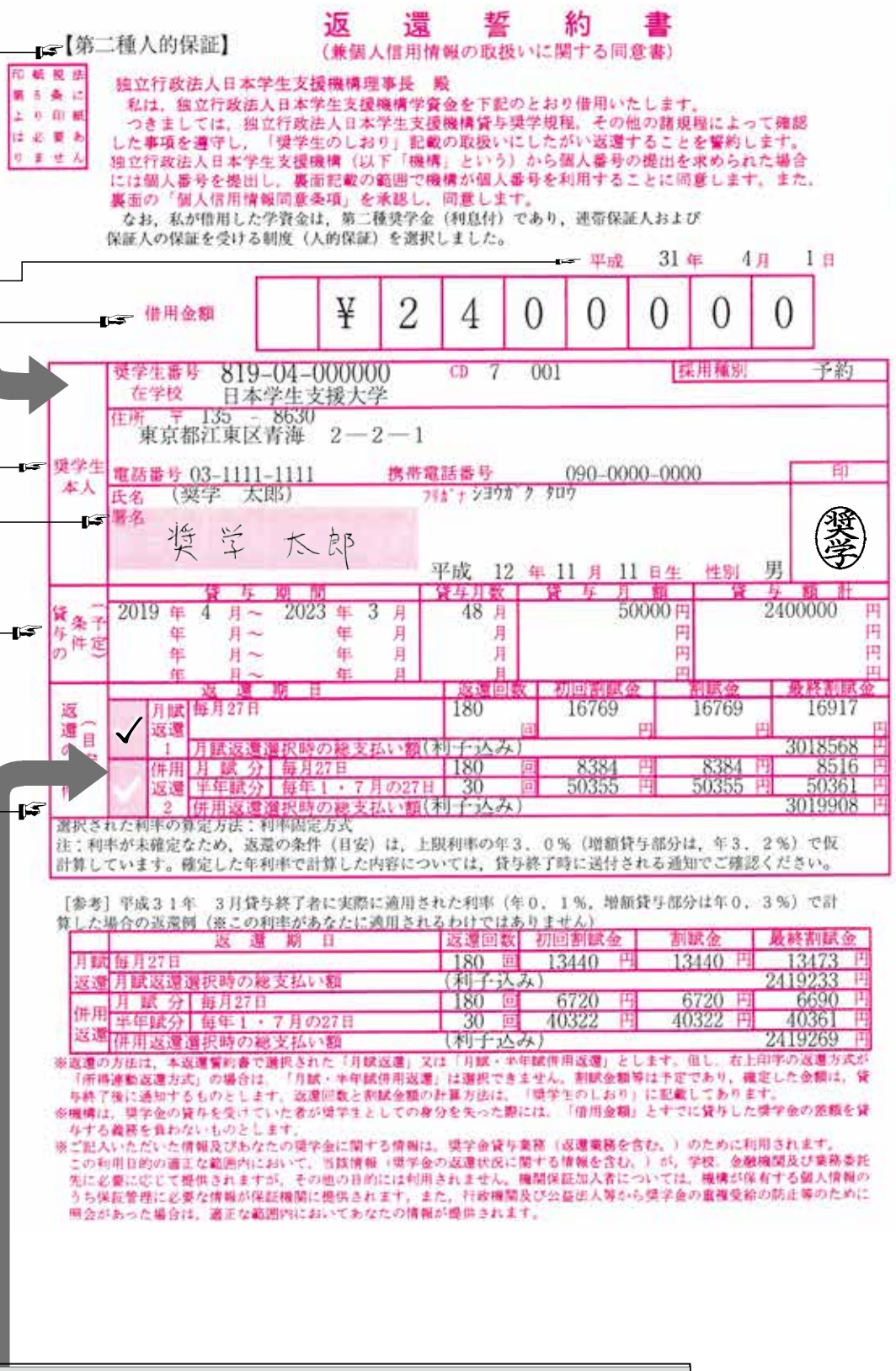

返　還　誓　約　書
（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

【第二種人的保証】

印紙税法第5条により印紙は必要ありません

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は，独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記のとおり借用いたします。
つきましては，独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程，その他の諸規程によって確認した事項を遵守し，「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。
独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し，裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また，裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し，同意します。
なお，私が借用した学資金は，第二種奨学金（利息付）であり，連帯保証人および保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成 31 年 4月 1日

借用金額 ¥2400000

奨学生番号 819-04-000000　CD 7 001　採用種別 予約
在学校 日本学生支援大学
住所 〒 135 － 8630
東京都江東区青海 2－2－1
奨学生本人
電話番号 03-1111-1111　携帯電話番号 090-0000-0000
氏名 （奨学 太郎）　フリガナ ショウガク タロウ
署名 奨学 太郎　印 奨学
平成 12 年 11 月 11 日生　性別 男

貸与の条件（予定）

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与総計
2019 年 4 月～ 2023 年 3 月	48 月	50000 円	2400000 円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円
年 月～ 年 月	月	円	円

返還の条件（目安）

		返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
✓	月賦返還1	毎月27日	180 回	16769 円	16769 円	16917 円
		月賦返還選択時の総支払い額（利子込み）				3018568 円
	併用返還2	月賦分 毎月27日	180 回	8384 円	8384 円	8516 円
		半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	50355 円	50355 円	50361 円
		併用返還選択時の総支払い額（利子込み）				3019908 円

選択された利率の算定方法：利率固定方式
注：利率が未確定なため、返還の条件（目安）は、上限利率の年3．0％（増額貸与部分は，年3．2％）で仮計算しています。確定した年利率で計算した内容については，貸与終了時に送付される通知でご確認ください。

［参考］平成３１年　３月貸与終了者に実際に適用された利率（年０．１％，増額貸与部分は年０．３％）で計算した場合の返還例（※この利率があなたに適用されるわけではありません）

	返還期日	返還回数	初回割賦金	割賦金	最終割賦金
月賦返還	毎月27日	180 回	13440 円	13440 円	13473 円
	月賦返還選択時の総支払い額	（利子込み）			2419233 円
併用返還	月賦分 毎月27日	180 回	6720 円	6720 円	6690 円
	半年賦分 毎年1・7月の27日	30 回	40322 円	40322 円	40361 円
	併用返還選択時の総支払い額	（利子込み）			2419269 円

※返還の方法は，本返還誓約書で選択された「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」とします。但し，右上印字の返還方式が「所得連動返還方式」の場合は，「月賦・半年賦併用返還」は選択できません。割賦金額等は予定であり，確定した金額は，貸与終了後に通知するものとします。返還回数と割賦金額の計算方法は，「奨学生のしおり」に記載してあります。
※機構は，奨学金の貸与を受けていた者が奨学生としての身分を失った際には，「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。
※ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，奨学金貸与業務（返還業務を含む。）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が，学校，金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。機関保証加入者については，機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず月賦返還1又は併用返還2を選択し、チェックボックスに✓を記入してください。

選択した割賦方法は変更できませんので十分検討して✓を記入してください。

（同一筆跡・同一印は不可）「本人以外の連絡先」は押印不要。

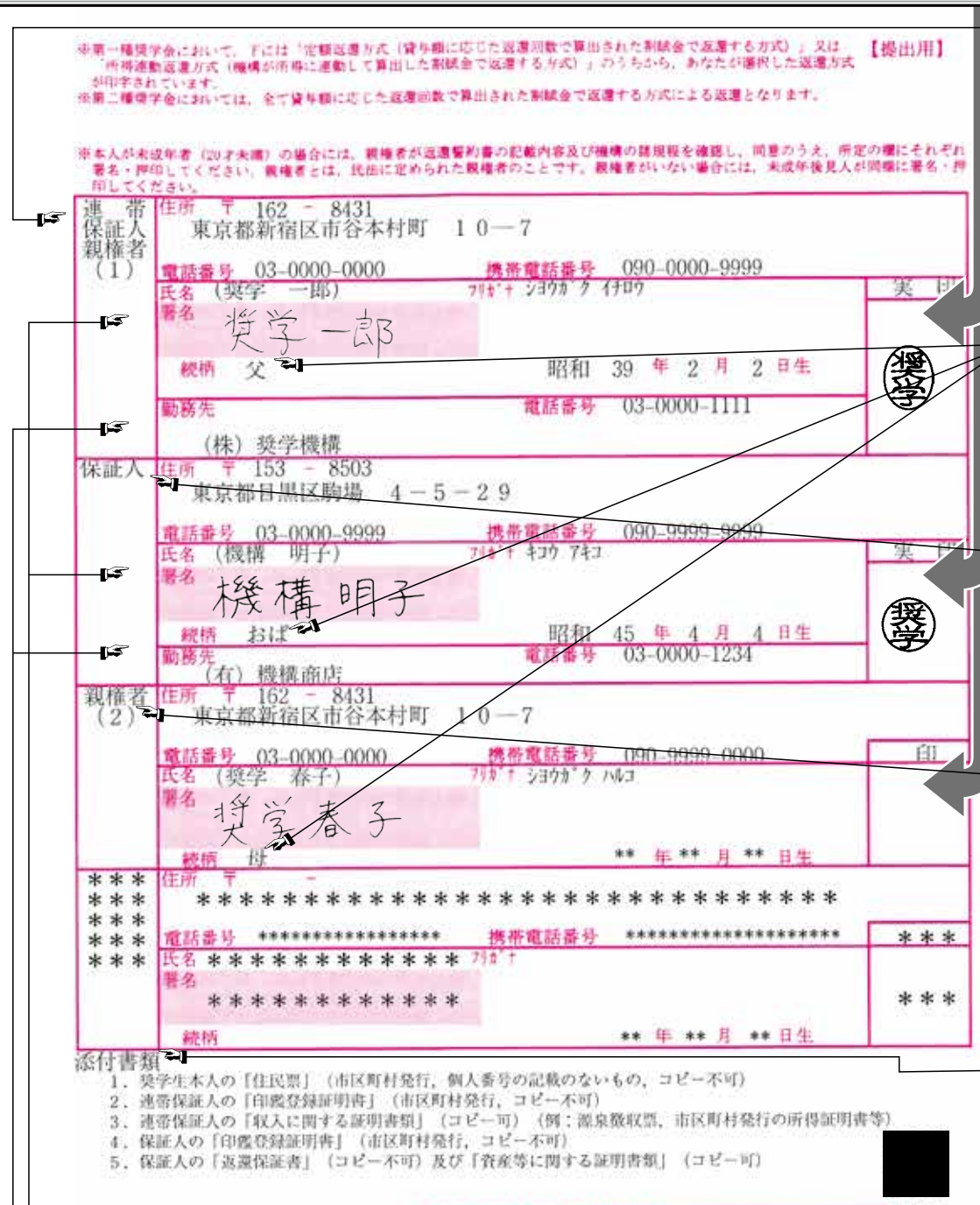

※第一種奨学金において、子には「定額返還方式（貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式）」又は「所得連動返還方式（機構が所得に連動して算出した割賦金で返還する方式）」のうちから、あなたが選択した返還方式が印字されています。
※第二種奨学金においては、全て貸与額に応じた返還回数で算出された割賦金で返還する方式による返還となります。

【提出用】

※本人が未成年者（20才未満）の場合には、親権者が返還誓約書の記載内容及び機構の諸規程を確認し、同意のうえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

連帯保証人 親権者（1）
住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 10－7
電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号 090-0000-9999
氏名（奨学 一郎）　フリガナ ショウガク イチロウ　実印
署名 奨学一郎
続柄 父　昭和 39 年 2 月 2 日生
勤務先 （株）奨学機構　電話番号 03-0000-1111

保証人
住所 〒 153 － 8503 東京都目黒区駒場 4－5－29
電話番号 03-0000-9999　携帯電話番号 090-9999-9999
氏名（機構 明子）　フリガナ キコウ アキコ　実印
署名 機構明子
続柄 おば　昭和 45 年 4 月 4 日生
勤務先 （有）機構商店　電話番号 03-0000-1234

親権者（2）
住所 〒 162 － 8431 東京都新宿区市谷本村町 10－7
電話番号 03-0000-0000　携帯電話番号 090-9999-0000
氏名（奨学 春子）　フリガナ ショウガク ハルコ　印
署名 奨学春子
続柄 母　** 年 ** 月 ** 日生

＊＊＊ 住所 〒 －
＊＊＊ ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊ 電話番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　携帯電話番号 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　＊＊＊
＊＊＊ 氏名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　フリガナ
＊＊＊ 署名 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　＊＊＊
続柄 ** 年 ** 月 ** 日生

添付書類
1．奨学生本人の「住民票」（市区町村発行，個人番号の記載のないもの，コピー不可）
2．連帯保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行，コピー不可）
3．連帯保証人の「収入に関する証明書類」（コピー可）（例：源泉徴収票，市区町村発行の所得証明書等）
4．保証人の「印鑑登録証明書」（市区町村発行，コピー不可）
5．保証人の「返還保証書」（コピー不可）及び「資産等に関する証明書類」（コピー可）

学校での点検者印	学校番号	104900
	区分	00
	学部学科	2006

104900

●連帯保証人

・スカラネットで入力した連帯保証人（あなたが未成年の場合は、連帯保証人兼親権者（1））の情報が印字されています。
・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●続柄

・「その他（　）」と印字されている場合は（　）の中にあなたとの具体的な続柄を記入してください。また、4親等以内の親族でない成人を連帯保証人・保証人に選任する場合は、「返還保証書」及び資産等に関する証明書類が必要です。

●保証人

・スカラネットで入力した保証人の情報が印字されています。
・氏名・住所・生年月日・実印の印影が印鑑登録証明書と同じことを確認してください。異なる場合は、当該者による訂正が必要です。

●親権者(2)

・あなたが未成年の場合は、スカラネットで入力した親権者(2)（親権者(1)以外の親権者）の情報が印字されています。

●添付書類

あなたが選任した連帯保証人及び保証人の続柄等により、必要な添付書類が印字されています。添付もれがないようによく確認してください。

●署名

・印鑑登録証明書の表記のとおり署名してください（印鑑登録証明書が旧字体の場合は旧字体のまま署名。外国籍の方でアルファベットで表記されている場合はアルファベットで、アルファベットと漢字が併記されている場合はアルファベットか漢字のどちらかで署名）。

●勤務先

・無職の場合は、印字されていません。無職のために空欄となっている場合は、訂正不要です。

（記入上の注意）
・黒又は青のボールペンを使って記入してください。ただし、消せるボールペンや、時間の経過により字が消えるボールペンの使用は認められません。
・印鑑は各自のもの（連帯保証人及び保証人の印は実印（添付する印鑑登録証明書と同一印））を使用し、朱肉で鮮明に押してください。不鮮明の場合は、再提出となります。スタンプ印・ゴム印等の使用は認められません。
・記入を誤った場合は、誤った部分を二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、各欄内に正しい事項を記入してください。署名を誤った場合は、フルネームを二重線で消して各自の印（押印欄と同じ印）を押し、再度正しい署名を行ってください。修正をする際、紙貼り、修正液、字消し等を使用すること、なぞり書きをすることは認められません。
・印字事項を訂正する場合は、学校へ申し出てください。
※訂正方法の詳細は【訂正例】42 ～ 43 ページを参照してください。

※本ページの返還誓約書（見本）は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

【訂正例】

●署名・押印・印字の訂正方法について

【奨学生情報】

保証区分：人的保証
印字氏名
　奨　学　生：奨学　太郎
　連帯保証人：奨学　一郎
　・親権者(1)
　保　証　人：機構　明子
　親権者(2)　：奨学　春子

【訂正内容】

（Q１）奨学生本人に改氏名があった場合どのように訂正すればよいでしょうか。

（Q２）連帯保証人・親権者(1)欄に誤って親権者(2)「奨学春子」が署名・押印してしまいました。どのように訂正すればよいでしょうか。

（Q３）押印が不鮮明になったり、朱肉がにじんで文字がつぶれたりしてしまいました。
またその印と押印し直した印が重なってしまいました。
どのように訂正すればよいでしょうか。

（Q４）保証人の印字住所と印鑑登録証明書の住所が異なっていました。どのように訂正すればよいでしょうか。

（Q５）保証人欄に誤って別人（機構一男）が署名してしまいました。印字されている本来の保証人とは姓が同じです。どのように訂正すればよいでしょうか。

（Q６）親権者(2)の押印欄に奨学生本人の印と同一の印を押印してしまいました。
どのように訂正すればよいでしょうか。

Q１の訂正方法

・返還誓約書に印字されている訂正する部分を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、正しい氏名を記入してください。
・改氏名後（訂正後）の氏名で署名・押印してください。
・「改氏名届（所定の用紙）」を学校から受け取り、記入後に学校に提出してください。
※改氏名・フリガナ訂正は、届出金融機関で振込口座の改氏名・訂正の手続きも必要になり、同時に行わない場合は氏名不一致で振込ができない場合がありますので注意が必要です。

返還誓約書

【第二種人的保証】

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。
独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金（利息付）であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成　31 年　4 月　1 日

借用金額　¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号　819-04-000000　CD 7 001　採用種別　予約
在学校　日本学生支援大学
住所　〒 135 － 8630
東京都江東区青海　2－2－1
奨学生本人
電話番号 03-1111-1111　携帯電話番号 090-0000-0000
氏名　（奨学　太郎）　フリガナ ショウガク タロウ
署名　奨学　太郎
平成　12 年 11 月 11 日生　性別　男

貸与期間　貸与月数　貸与月額　貸与額計

返還誓約書

【第二種人的保証】

（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書）

独立行政法人日本学生支援機構理事長　殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構学資金を下記のとおり借用いたします。
つきましては、独立行政法人日本学生支援機構貸与奨学規程、その他の諸規程によって確認した事項を遵守し、「奨学生のしおり」記載の取扱いにしたがい返還することを誓約します。
独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）から個人番号の提出を求められた場合には個人番号を提出し、裏面記載の範囲で機構が個人番号を利用することに同意します。また、裏面の「個人信用情報同意条項」を承認し、同意します。
なお、私が借用した学資金は、第二種奨学金（利息付）であり、連帯保証人および保証人の保証を受ける制度（人的保証）を選択しました。

平成　31 年　4 月　1 日

借用金額　¥ 2 4 0 0 0 0 0

奨学生番号　819-04-000000　CD 7 001　採用種別　予約
在学校　日本学生支援大学
住所　〒 135 － 8630
東京都江東区青海　2－2－1
奨学生本人
電話番号 1111-1111　携帯電話番号 090-0000-0000
氏名　~~奨学　太郎~~ 市谷　太郎　フリガナ ~~ショウガク タロウ~~ イチガヤ タロウ
署名　市谷　太郎
平成　12 年 11 月 11 日生　性別　男

貸与期間　貸与月数　貸与月額　貸与額計

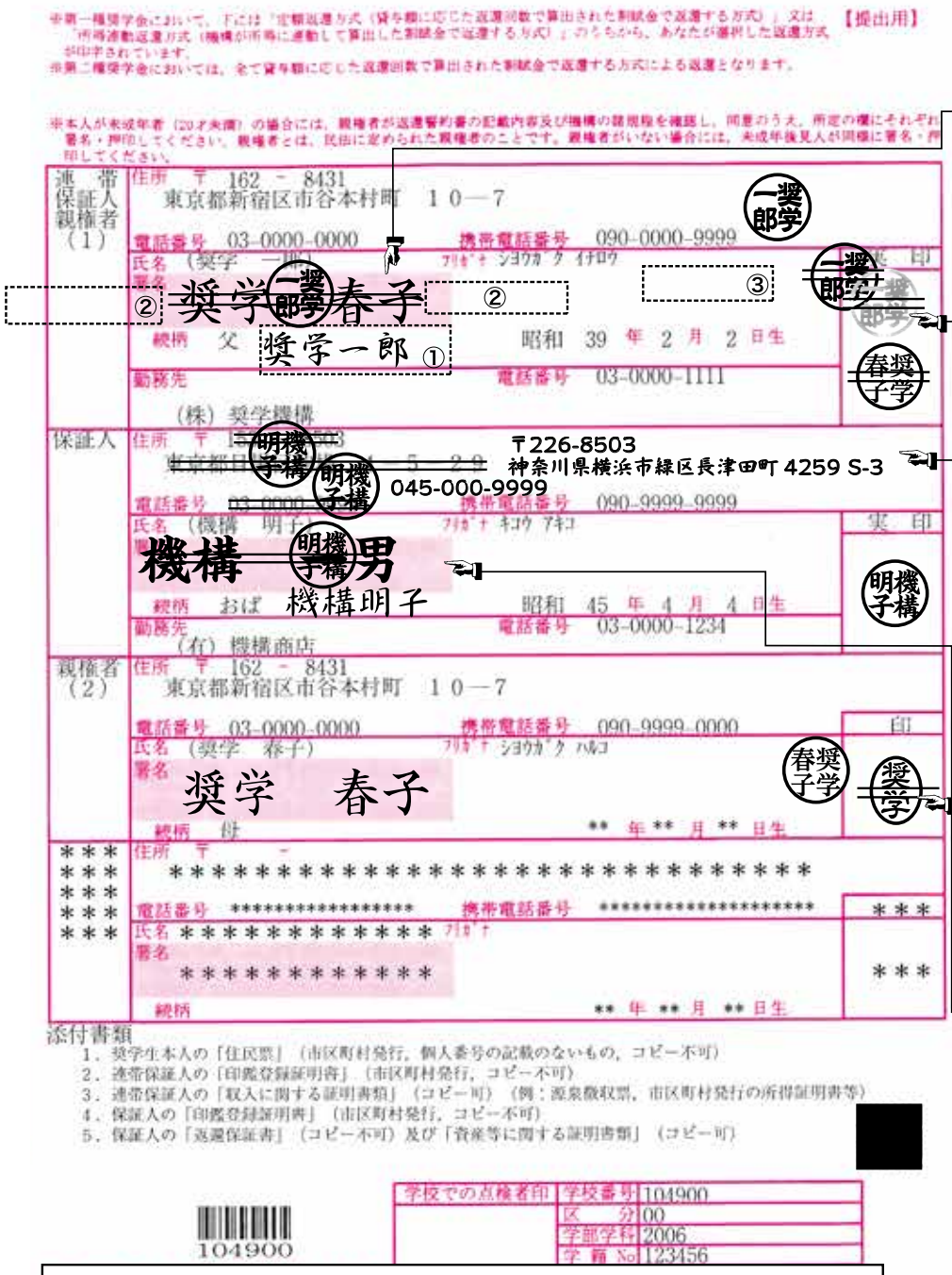

『返還誓約書記載事項訂正届』（所定の用紙）は学校で受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

選任していた人物によって返還誓約書を提出することが困難になった場合は、提出期限までに直ちに学校へ申し出てください。

Q2の訂正方法

［署名の訂正］
- 二重線で削除し、訂正・変更後の人物が押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印してください。
- 署名可能な欄内に再度署名してください。
  ①の箇所に署名が困難でしたら②③の順で署名可能な箇所に再度署名してください。

［押印の訂正］
- 誤って署名した人物の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に訂正・変更した人物の印を押印してください。

Q3の訂正方法

- いずれも二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に押印してください。

Q4の訂正方法

［印字の訂正］
- 返還誓約書に印字されている住所を二重線で削除し、押印欄に押印した印を訂正印として二重線の上に押印し、印鑑登録証明書記載の住所を当該者が記入してください。正しい情報を登録するため、「返還誓約書記載事項訂正届」（所定の用紙）にも必要事項を記入し、返還誓約書に添付してください。

Q5の訂正方法

- 姓が同じでも署名の訂正は全て訂正してください。
- 以下の例は誤った訂正例です。具体的には署名が名前の部分しか訂正されていません。また、訂正後の人物が訂正印を押すべきところ、訂正前の人物が訂正印を押しています。

［誤った訂正例］

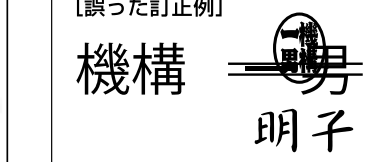

Q6の訂正方法

- 奨学生本人の印を二重線で削除し、その直近で、かつ、当該者欄内に親権者（2）の印を押印してください。

3. マイナンバー（個人番号）の提出（奨学生として採用された時）

3－1．奨学生として採用された時にマイナンバー(個人番号)の提出が必要な人

以下に該当する人は、奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、あなたのマイナンバー（個人番号）を提出してください。

・大学院、又は高等専門学校で第一種奨学金を借りている人で、返還方式として「所得連動返還方式」（9ページ参照）を選択した人
・緊急採用（第一種奨学金）、又は応急採用（第二種奨学金）で奨学生として採用された人

※事情により申込時にマイナンバーを提出していない人等についても、採用時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、提出してください。

3－2．マイナンバー（個人番号）の提出方法、提出時期

学校から「マイナンバー提出書」が配付されますので、「マイナンバー提出書」にマイナンバー等を記入し、各自で添付書類を用意してください。（3 － 3. 参照）

専用の「提出用封筒」（提出先の住所が印刷されています。）に「マイナンバー提出書」と添付書類を入れて、郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください。

提出期限　「マイナンバー提出書」を受領後、1ヶ月以内

※郵送料（簡易書留）は、ご本人負担でお願いしています。
※「返還誓約書」を同封しないように注意してください。
「返還誓約書」の提出先は、学校です。

3－3．提出する書類

1	「マイナンバー提出書」（学校から配付されます。）	
2	添付書類 （各自で用意します。）	
	●マイナンバーカードを《持っている人》	**「マイナンバーカード」の表面と裏面のコピー**
	●マイナンバーカードを《持っていない人》 ・右の①と②の書類を提出してください。 ・有効期限内であることを確認してください。	**①番号確認書類** （以下のいずれか1点必要です。） **・「通知カード」のコピー** **・「マイナンバー記載の住民票写し」** （提出日を基準として発行日が6か月以内のもの）
		②**身元確認書類**（1点または2点） 〔お持ちの公的身分証明書によっては、2点用意する必要があります。〕
		【いずれか1点】 **運転免許証、パスポート、住基カード（表面）、学生証（写真あり）在留カード（表面）、特別永住者証明書（表面）のコピー**
		【いずれか2点】 **健康保険証、学生証（写真なし）、在学証明書、年金手帳の「氏名」「生年月日又は住所」が記入されているページのコピー**

※「マイナンバー提出書」の記入方法や、用意する添付書類について不明な点がある場合は、マイナンバー提出の専用コールセンターに問い合わせてください。マイナンバー提出の専用コールセンターの電話番号は、「マイナンバー提出書」と一緒に配付される説明資料に記載しています。
※「提出用封筒」を紛失した場合は、マイナンバー提出の専用コールセンターに連絡して、「提出用封筒」を取り寄せてください。

4. 奨学金の振込み

●奨学金は、あなた名義の口座に原則、毎月 11 日に振り込みます。ただし、4月と5月は、それぞれ 21 日と 16 日に振り込みます。
●振込日が、金融機関の休業日（土曜、日曜、祝日）にあたる場合は、その前営業日に振り込みます。
●機関保証制度選択者は、貸与月額から保証料を差し引いた金額を振り込みます。

○奨学金振込予定表

4月分	4月 21 日	8月分	8月 10 日	12 月分	12 月 11 日
5月分	5月 16 日	9月分	9月 11 日	1月分	1月 11 日
6月分	6月 11 日	10 月分	10 月 11 日	2月分	2月 10 日
7月分	7月 11 日	11 月分	11 月 11 日	3月分	3月 11 日

※振込日が土日祝日の場合は、その前営業日に振込み。

ポイント
●貸与終了となる年度の３月分は、２月分と合わせて２月 10 日に振り込まれます。

４－１．奨学金の振込み

本機構や金融機関からの通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して必ず確認してください。

もし不明な点が生じたときは、すぐに学校に問い合わせてください。

ポイント
●採用時の初回振込み等で、複数月分がまとめて振り込まれることがあります。

４－２．振込口座の変更

（１）変更方法

学校の担当者から「奨学金振込口座変更届」（所定の用紙）を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校に提出してください。

※金融機関の都合（金融機関や支店の合併・廃止等）による口座変更の場合は、金融機関からの連絡によって本機構が変更手続きを行いますので、手続きは不要です。

（２）取扱い金融機関

ゆうちょ銀行・都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・労働金庫・信用組合（一部を除く）の本支店で、かつ奨学生本人名義の普通預金口座又は通常貯金口座に限ります。なお、各金融機関の貯蓄預金口座や、インターネット支店は使用できません。

ポイント

2019 年４月現在、信託銀行・新生銀行・あおぞら銀行・農業協同組合・外資系銀行・ネットバンク・コンビニ銀行の取扱いはありません。

４－３．機関保証料

（１）保証料の支払方法

機関保証制度に加入した場合、奨学金の貸与月額から保証料が差し引かれます。保証料は、本機構があなたに代わり保証機関（協会）に支払います。

なお、初回振込時など、奨学金が数か月分まとめて振り込まれる場合、奨学金の振込額に応じて機関保証の保証料を算出するため、端数処理の関係で、奨学生証に記載されている保証料月額の整数倍にならないことがあります。

また、月額変更や貸与期間変更を反映した月より、変更後の貸与額や期間に対応した保証料が適用されます。

（２）保証料月額の確認方法

保証料月額は、奨学生証の枠外下段に記載されています（16 ページ⑦参照）。

目安となる「機関保証制度の保証料（目安）」は 91 ～ 96 ページを参照してください。

5. 奨学金の貸与月額の変更等

●借り過ぎに注意し、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮して月額を選択してください。
●本機構ホームページに掲載されている奨学金の貸与額及び返還額等の試算ができる「奨学金貸与・返還シミュレーション」（86 ページ参照）を活用してください。

5－1．奨学金の貸与月額の変更

（1）奨学金の貸与月額及び月額変更

貸与月額については、88・89 ページを参照してください。なお、2018 年度以降入学者については、第一種奨学金の貸与月額のうち最も高い月額（最高月額）は、奨学金申込時に申告された収入の年額が一定額以上の場合は利用できません。最高月額が利用できるか否かは、「奨学生証」（16 ページ⑥参照）「スカラネット・パーソナル」（84 ページ参照）で確認してください。

月額変更をする場合は「奨学金貸与月額変更願（届）」（所定の用紙）の提出が必要ですので、学校に申し出てください。

（2）第一種奨学金の月額変更（増額・減額）

第一種奨学金は次の月額変更ができます。

※いずれの場合も、2018 年度以降入学者については、奨学金申込時における家計支持者の年収が一定額以上だと、最高月額は選択できません。

①通学形態に変更がない場合

あなたの通学形態において選択可能な月額の範囲内でのみ、月額を増額又は減額することができます。

②通学形態に変更がある場合

（ア）増額（例　自宅通学から自宅外通学への変更）

学校に申し出てください。提出された願出用紙を審査のうえ自宅外通学の基準に該当していれば、自宅外通学の月額に変更します。また、最高月額選択の可否についても審査します。

（イ）減額（例　自宅外通学から自宅通学への変更）

それまでの月額が自宅外通学者のみ選択できる月額だった場合は、必ず減額する必要があります。速やかに学校に申し出てください。転居した月の翌月（転居した日が月の初日の場合はその月）から、選択可能な範囲の自宅通学の月額に減額します。

（3）第二種奨学金の月額変更（増額・減額）

第二種奨学金は必要が生じたときに月額の変更ができます。学校に申し出てください。

ただし、短期間に増額や減額を繰り返すことや、一時的な理由による変更は認められません。学生生活上継続して必要とする場合に限りますので、計画的に貸与を受けるようにしてください。

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校（第4学年以上） 専修学校（専門課程）	2万円～12万円（1万円単位）
大　学　院	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

（4）貸与月額増額時の留意点

人的保証選択者は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です。

（5）保証料

機関保証選択者は、貸与月額の増減により、保証料が変更となります（91～96ページ「3．機関保証制度の保証料（目安）」参照）。

月額に増額して貸与を受けることができる奨学金について（第二種奨学金）

①基本月額の最高額に上乗せして増額できる奨学金

対象	選択可能	（基本月額）	増額部分※
私立大学の医学・歯学課程	16万円	12万円	4万円
私立大学の薬学・獣医学課程	14万円	12万円	2万円
法科大学院の法学履修課程	19万円	15万円	4万円
	22万円	15万円	7万円

②入学時特別増額貸与奨学金（※）

	選択できる金額
入学時に申込み可能	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円

※①の増額部分、及び②の貸与利率は、基本月額の利率に0.2%上乗せした利率です（14ページ参照）。

5－2．併用貸与

第一種奨学金と第二種奨学金両方の貸与を受けることを「併用貸与」といいます。併用貸与を希望する場合は学校へ相談してください。ただし、第一種奨学金の学力基準を満たしていることに加えて、家計基準（年収・所得額の上限）が第一種奨学金よりさらに低い金額となります。なお、併用貸与を受けた場合は、貸与総額及び毎月の返還額が多額となりますので、将来の返還のことも十分に考慮して選択してください。

ポイント

- 併用貸与を希望する人については、将来返還する際の負担を考慮して、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者による面談等指導を受けることがあります。
- 高等専門学校の第１学年から第３学年までの在学生は、第二種奨学金の貸与を受けられませんので、併用貸与を申し込むことはできません。

５－３．緊急採用・応急採用

（1）緊急採用・応急採用とは

家計が急変したり、災害にあったりした場合に、申し込むことができる奨学金です。家計支持者の失職、破産、事故、病気もしくは死亡等、又は震災、風水害、火災、その他の災害により奨学金を緊急に必要とする場合は、随時申込みが可能ですので学校に相談してください。

（2）申込み

①家計の急変事由が発生してから、12 か月以内に申し込む必要があります。

②緊急採用は第一種奨学金（無利息）、応急採用は第二種奨学金（利息付）です。

③すでに第一種奨学金を借りている人は応急採用を、第二種奨学金を借りている人は緊急採用を申し込むことができます。この場合、併用貸与となりますので、留意点として前記５－２．「併用貸与」を参照してください。

（3）貸与期間

①緊急採用の貸与期間は、原則として事由が発生した月以降であなたが希望する月から、採用年度末（３月）までとなります。翌年度も緊急採用奨学金の継続を希望する場合は、学校に相談のうえ、所定の手続きをとってください（56 ページ6－10 参照）。

②応急採用の貸与期間は、採用年度の４月以降であなたが希望する月から、標準修業年限の終了月までとなります。

③採用年度よりも前に家計の急変が起こった場合、緊急・応急採用とも、家計の急変事由が発生した月の分から借りることができます。

※　入学した月より前の分を借りることはできません。

④休学（学校長が有益と認めている留学を除く）、留年（休学等の学籍異動のため同一学年を引き続き再履修している人を除く）に相当する間を貸与始期とすることはできません。

（4）マイナンバーの提出

奨学生として採用された時に「マイナンバー提出書」が配付されますので、マイナンバー（個人番号）を提出してください。

５－４．他の団体や自治体等の奨学金との重複

本機構は、原則として他の団体や自治体等の奨学金との重複を禁止していませんが、他の団体では本機構の奨学金との重複を禁じている場合もあります（重複の可否についてはその団体に確認してください）。そのような場合には、あなたがどちらの奨学金を受けるか判断してください。

6. 貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）

●異動とは、奨学生の身分・情報等に何らかの変動があったことをいいます。
●異動の主なものには、改氏名・住所変更・休止・退学・辞退等があります。事由ごとに所定の用紙がありますので、学校に申し出て、用紙を受け取り提出してください。
●退学・辞退したときは、必ず奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをしてください（71 ページ参照）。

6．貸与中の異動（身分の変動、振込条件の変更）目次

項番		ページ
6－1	改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更	51
6－2	休止	52
6－3	奨学金交付の復活	52
6－4	退学・辞退	52
6－5	退学等の後に振り込まれた奨学金の取扱い	53
6－6	転学する時の手続き	54
6－7	転学部（科）する時の手続き	54
6－8	編入学する時の手続き	54
6－9	貸与期間延長（第二種奨学金のみ）	56
6－10	緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ）	56
6－11	留学時に奨学金を希望する時の手続き	57

※保証制度の変更は８ページ、利率の算定方法の変更は 14 ページを参照してください。

６－１．改氏名、住所変更、連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の変更

（１）改氏名（改姓、改名）

住民票の変更を伴う氏名変更があった場合は、「改氏名届」（所定の用紙）を学校に提出してください。なお、改名した場合は、公的証明書が必要となります。詳細については、学校に確認してください。

併せて、奨学金を受け取っているあなたの口座の名義変更も必要です。届出がない場合は、奨学金の振込みができなくなります。

（２）住所変更

住所が変更された場合は、以下のとおりに手続きをしてください。

連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

①奨学金貸与中

住民票の住所（本人以外の連絡先は現住所）が変更された場合は、「住所変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

なお、奨学生本人の住所変更は、インターネットを通じて行う「奨学金継続願」の提出（61 ページ）時に、スカラネット・パーソナルから届け出ることもできます。

※　インターネットを通じて行う「奨学金継続願」では、奨学生本人の電話番号・携帯電話番号の変更も届け出ることができます。

※　勤務先のみの変更の場合は貸与終了後に行ってください。

②貸与終了後

現住所が変更された場合は、スカラネット・パーソナル又は、「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて、直接、本機構に届け出てください。

※　連帯保証人、保証人、本人以外の連絡先の住所が変更された場合も同様です。

（３）連帯保証人・保証人の変更（人的保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）及び必要な添付書類（新連帯保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行）・収入に関する証明書類、新保証人の印鑑登録証明書（市区町村発行））を学校に提出してください。

①変更予定の新連帯保証人又は新保証人が、22 ページの選任条件を満たしていることを確認してください。また、事前に新連帯保証人又は新保証人の了承を得たうえで、変更を届け出てください。

※　24 ページを参照のうえ、必要に応じて「返還保証書」及び資産等に関する証明書類も併せて提出してください。

②新連帯保証人又は新保証人を立てることができない場合、機関保証に変更する手続きが必要です（８ページ参照）。

（４）本人以外の連絡先の変更（機関保証制度選択者のみ）

返還誓約書提出後に変更を希望する場合は、「連帯保証人・保証人等変更届」（所定の用紙）を学校に提出してください。

６－２．休止

（１）休止

休学（１か月以上の長期欠席を含む）した場合は、奨学金の交付は中止されます。これを休止といいます。必ず、休止の「異動願（届）」を学校に提出してください。なお、あなたの都合（休学等の事実はないが、今月のみ貸与は不要等）による奨学金の中断はできません。また、休止手続きを行わないまま休学し奨学生の資格が中断した後に、あなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

（２）長期にわたる休止

①休止が２年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは３年）以内に終わった場合は、次項で説明する「復活」の手続きをすることにより、奨学金の交付が再開されることがあります。

②休止が２年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは３年）を超える場合は、奨学生の資格を失います。休止と停止（64 ページ参照）が連続して２年を超える場合も同様です。辞退の「異動願（届）」を提出してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）への加入手続きをおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（78 ページ参照）の手続きをしてください。

６－３．奨学金交付の復活

（１）復活

休止が２年（大学院奨学生で本機構が特に認めたときは３年）以内に終わり、復活の「異動願（届）」の提出があったときは、奨学金の交付を再開することがあります。これを復活といいます。

（２）休止後の復活

復活の「異動願（届）」を速やかに学校に提出してください。本機構で審査し、復活が可能であれば交付が再開されます。交付の再開時期については、学校に問い合わせてください。

６－４．退学・辞退

（１）退学

在学中にあなたの都合や授業料未納などによって学籍を失うことを退学といいます。退学する場合は、速やかに学校に申し出て、退学の「異動願（届）」を提出してください。退学の「異動願（届）」の提出が遅れると、奨学金の返還が延滞する原因となります。

（２）辞退

在学中に奨学金が不要となり、その旨を届け出ることを辞退といいます。辞退する場合は、速やかに学校に申し出て、辞退の「異動願（届）」を提出してください。

※辞退後は、辞退の取り消しはできません。辞退する際は、事前に保護者の方とよく相談してください。

（3）退学・辞退（貸与終了）後の手続き

退学・辞退した場合、いずれも奨学生としての資格はなくなります。本機構より「貸与奨学金返還確認票」（71 ページ参照）が発行されますので、内容を確認してください。また、学校の指示に従い、奨学金を返還するための振替用口座（リレー口座）（71 ページ参照）への加入手続きをおこなってください。なお、辞退した場合で、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予（78 ページ参照）の手続きをしてください。退学後に他の学校に在学する場合は、新たに入学した学校で、在学猶予の手続きをしてください。

なお、住所等に変更がある場合は、スカラネット・パーソナル、又は「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載している「転居・改氏名・勤務先（変更）届」にて届け出てください。

（4）退学・辞退（貸与終了）した場合の返還時期

貸与終了（貸与終了後も引き続き在学し、在学猶予の手続きをした場合は、在学猶予期間終了）月の７か月後の 27 日から返還が開始されます。

ポイント

第二種奨学金については、在学猶予の手続きにより返還期限が猶予されている期間は、利息は付きません。在学していても在学猶予の手続きをしない場合は、返還が開始されます。

６－５．退学等の後に振り込まれた奨学金の取扱い

（1）返金の手続きについて

退学等で奨学生としての資格がなくなった場合は、速やかに学校に申し出て、手続きをしてください。手続きの遅れ等により奨学生としての資格がなくなった後にあなたの口座に振り込まれた奨学金は、学校の指示に従い、速やかに金融機関を通じて本機構に返金しなければなりません。

（2）返金方法について

返金する必要が生じた場合は、学校で「奨学金返戻用振込用紙」（所定の用紙）を受け取り、返金すべき金額を学校に確認してください。返金額、奨学生番号、氏名等必要事項を記入して、返金額とともに金融機関の窓口へ提出してください。振込先金融機関を正しく指定している場合、振込手数料は無料です（「奨学金返戻用振込用紙」裏面参照）。

なお、インターネットバンキングや ATM からの振込みは本人確認ができない場合があるうえ、金融機関所定の振込手数料がかかるため、行わないでください。

機関保証制度選択者の返金額は、貸与額から保証料を差し引いた、実際に振り込まれた金額です。１円単位となりますので注意してください。

６－６．転学する時の手続き

退学せず、又は卒業せずに他の学校の相当学年へ移ることを転学といいます（同一学種の学校間（例えばＡ大学学部からＢ大学学部へ）に限ります）。

（1）転学後、継続して貸与を希望する場合

今まで在学していた学校及び転学先の学校両方の学校長が認めれば、貸与の継続が可能です。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学後の学校の標準修業年限から、転学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

（2）転学後、継続して貸与を希望する場合の手続き

転学前に転出校に申し出て、「転学奨学金継続願」（所定の用紙）を学校が定める期限までに提出してください。

転学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

６－７．転学部（科）する時の手続き

在学する学校において、他の学部・学科・学群・課程に移ることや昼夜間部の別を変更することを転学部（科）といいます。

転学部（科）後、「転学部（科）届」（所定の用紙）を速やかに学校に提出することにより、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。

ただし、第一種奨学金の場合、貸与期間は転学部（科）後の標準修業年限から、転学部（科）前にすでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。

また、転学部（科）により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

６－８．編入学する時の手続き

編入学には、退学又は卒業後に引き続き同一学種（大学学部→大学学部、大学院→大学院、短期大学→短期大学）の他の学校の修業年限の中途へ編入学する場合と、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）を卒業又は修了後に大学の修業年限の中途へ編入学する場合とがあります。

ポイント

大学院の編入学で奨学金の継続が認められる場合があるのは、同一課程への編入学となります。詳しくは在学している学校へお問い合わせください。

（1）現在在学している大学を２年次終了時に退学し、他大学の２年次以上に編入学する場合

今まで在学していた学校及び編入学先の学校両方の学校長が貸与の継続を認めれば、引き続き奨学金の貸与を受けることができます。編入学前に転出校に申し出て「編入学

奨学金継続願（編入学の 1）」（所定の用紙）を学校が定める期限までに提出してください。

なお、第一種奨学金の場合、貸与期間は、編入学した学校の標準修業年限から編入学前の学校ですでに貸与を受けた期間を除いた期間となります。また、編入学により貸与総額が増える場合は、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

①〔事例〕第一種奨学金の場合の貸与期間

第一種奨学金は、すでに２年間貸与を受けていますので、編入学先の標準修業年限が４年の場合はあと２年間、標準修業年限が６年の場合はあと４年間貸与を受けることができます。また、自宅外通学者のみ選択できる月額の貸与を受けていた奨学生が自宅通学に変更となる場合（第一種奨学金で設置者（国公立・私立）が変わる場合も）、必ず「奨学金貸与月額変更願（届）」（所定の用紙）を提出してください。

②〔事例〕第二種奨学金の場合の貸与期間

第二種奨学金については、編入学先を最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

（2）短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程で奨学金を受けて卒業又は修了後、４年制大学の２年次以上に編入学する場合

第二種奨学金であれば、継続して貸与を受けることができます（下表を参照）。編入学した大学に申し出て「編入学奨学金継続願（編入学の２）」（所定の用紙）と「確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書」等必要な書類を編入学後、学校が定める期限までに提出してください。なお、継続できる奨学金は、貸与終了後１年以内のものに限ります。

①貸与期間

編入学した大学の定める編入学生の卒業に必要な修業年限の終期までです。したがって、編入学した大学の規定により、２年次に編入した場合も、その学年から最短で卒業する予定期まで貸与を受けることができます。

②「奨学生証」の交付及び「返還誓約書」の提出

編入学した場合、あらためて奨学生番号が付与され、「奨学生証」および「返還誓約書」が新たに交付されます。「返還誓約書」は学校が定めた期限までに提出してください。正しく提出されないと、編入学後に振り込まれた奨学金を全額返金していただいたうえで、採用取消になります。

なお、「編入学奨学金継続願（編入学の２）」によって採用された場合、返還誓約書は一部の情報（本人の住所及び連帯保証人等の氏名、住所等）が印字されていない状態で発行されます。返還誓約書に印字のない内容を書き加える場合、新規に情報を追加することとなりますので、学校から「返還誓約書記載事項訂正届」（所定の用紙）を受け取り、必ず返還誓約書と一緒に提出してください。

○短期大学等を卒業又は修了後に編入学した場合の貸与の可否

編入学後に貸与を希望する奨学金の種類 ＼ 編入学前の奨学金の種類	第一種	第二種
第一種	× （継続はできません） ※編入学後の学校で第一種の新規申込は可能です。	○ （継続できます） ※奨学金の種類は第一種から第二種に変更されます。
第二種		○ （継続できます）

6－9．貸与期間延長（第二種奨学金のみ）

（1）貸与期間の延長

在学している学校が特に認めるときは、貸与終期から１年の範囲内で貸与期間の延長を申請することができます（第二種奨学金のみ）。

①延長できる事由

卒業延期の事由が下記（ア）～（エ）の場合に限ります。

（ア）留学による場合

（イ）病気療養による場合

（ウ）ボランティア活動による場合

（エ）被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合

②延長を希望する場合

貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名･各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。提出期限等は、学校に確認してください。

（2）貸与期間延長後の休止

第二種奨学金貸与期間延長後に休学・留学等により休止した場合、復活を認めることがありますが、貸与終期の延長はありません。延長後の貸与終期までに復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

（3）長期履修学生

大学院以外の第二種奨学金の貸与期間は、長期履修学生であっても標準修業年限の終期までとなりますが、貸与期間が終了する前に「第二種奨学金貸与期間延長願」（所定の用紙）を学校に提出することで、長期履修課程の修業年限の終期まで貸与期間を延長できることがあります。

詳しくは、学校に確認してください。

6－10．緊急採用者の奨学金継続（第一種奨学金のみ）

（1）緊急採用（第一種）の奨学金継続

緊急採用（第一種）（49 ページ参照）で採用された奨学生の貸与終期は採用された年度の年度末（３月）です。ただし、家計状況が好転しないなどの理由で引き続き緊急

採用（第一種）奨学金を必要とする場合は、毎年継続を申請することができます。毎年申請し、承認された場合は、標準修業年限の終期まで貸与を継続することができます。

貸与の継続を希望する場合は、「奨学金継続に係る申告書」（所定の用紙）及び「緊急採用（第一種）奨学金継続願」（所定の用紙）を学校に提出してください。また、連帯保証人及び保証人の署名・各自の実印を使用しての押印、並びに印鑑登録証明書の添付が必要です（人的保証制度選択者のみ）。

（2）緊急採用（第一種）の奨学金継続後（貸与中）の休止

緊急採用（第一種）奨学金継続後に休学・留学等により休止した場合、当年度中のみ復活を認めることがありますが、貸与終期の延長はありません。当年度中に復学しない場合は辞退の手続きをしてください。

6－11．留学時に奨学金を希望する時の手続き

（1）国内で奨学金の貸与を受けながら留学を希望する場合の貸与継続の取扱い

留学期間が３か月未満の場合、又は留学期間が３か月以上であっても、留学中の学籍上の身分が「留学」又は「在学」の場合は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出することなく、奨学金の継続を認めます。

ただし、留学期間が３か月以上で留学中の学籍上の身分が「休学」の場合は、「留学奨学金継続願」を在学している学校を通じて提出することにより、継続して奨学金の貸与を受けられる場合があります。奨学金の継続貸与を希望しない場合は、「休止」又は「辞退」の手続きをしてください。

（2）国内で奨学金の貸与を受けながら、留学により増額貸与を希望する場合の取扱い

現在貸与を受けている奨学金の種類によって、以下のとおり取扱いが異なります。

①第一種奨学金の貸与を受けている人

第二種奨学金（短期留学）の貸与を申し込むことができます。さらに留学時の一時金が必要な場合には、第二種奨学金（短期留学）の「留学時特別増額貸与奨学金」（10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

これらの申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

②第二種奨学金の貸与を受けている人

留学時の一時金が必要な場合には、現在貸与を受けている第二種奨学金を「休止」又は「辞退」し、新たに第二種奨学金（短期留学）の「留学時特別増額貸与奨学金」（10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれか）の貸与を申し込む必要があります。（留学時特別増額貸与奨学金のみの貸与を受けることはできません。）

この申込みは、留学前の所定の期間に、在学している国内の学校を通じて手続きする必要があります。詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

（3）国内の大学等に在学しながら留学により奨学金の貸与を希望する場合の取扱い

国内の大学等に在学しながら今後留学により奨学金の貸与を希望する場合には、以下の種類の奨学金があります。

①第一種奨学金（海外協定派遣対象）

本機構が実施する「海外留学支援制度（協定派遣）」の給付を受け、さらに奨学金の貸与を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として利息付の「留学時特別増額貸与奨学金」（10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

②第二種奨学金（短期留学）

3か月以上1年以内の短期留学を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として利息付の「留学時特別増額貸与奨学金」（10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校に問い合わせてください。

（4）国内の大学等を卒業後、留学を希望する場合の取扱い

国内の大学等を卒業後、留学により奨学金の貸与を希望する場合には、以下の種類の奨学金があります。

①第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）

本機構が実施する「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」の給付を受け、さらに奨学金の貸与を希望する方が申し込むことができます。

また、留学時の一時金として利息付の「入学時特別増額貸与奨学金」（10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校へ問い合わせるか機構ホームページをご覧ください。

②第二種奨学金（海外）

海外の大学等へ学位取得を目的として留学する方が申し込むことができます。

また、入学時の一時金として利息付の「入学時特別増額貸与奨学金」（10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円のいずれか）の貸与も申し込むことができます。

詳しくは、在学している学校へ問い合わせるか機構ホームページをご覧ください。

- 本機構が実施する海外留学支援制度（大学院学位取得型・協定派遣）及び官民協働海外留学支援制度の受給期間は、「留学奨学金継続願」（所定の用紙）を提出せずに貸与の継続ができます。

7. 貸与額通知書（年に１度の借用金額等の確認）

●「貸与額通知書」（60 ページ参照）は毎年 12 月～２月頃にお渡しします。
●「貸与額通知書」には、前年度の「貸与額通知書」でお知らせした期間の次の振込日（新規に採用された場合は貸与開始時期）から直近の振込日までの奨学金貸与額の明細が記載されています。
●必ず内容を確認し、内容に不明な点があれば、速やかに学校に申し出てください。

本機構では、毎年１回、奨学生に対し、この１年間の借用状況を確認していただくための「貸与額通知書」を交付しています。

「貸与額通知書」をもとに、順調に奨学金の貸与を受けているのか、貸与予定総額はいくらか、今の月額は適切か、また、今後も奨学金が必要かなどを確認し、将来の返還について、あなたの計画や見通しを改めて考える機会としてください。

なお、「貸与額通知書」は、あなたが人的保証選択者の場合は、必ず、連帯保証人及び保証人にも確認してもらってください。また、あなたが未成年の場合は、必ず、親権者（父母等）又は未成年後見人にも確認してもらってください。

確認後は、「奨学金継続願」を提出（インターネット入力）していただくことになります（61 ページ参照）。

貸与額通知書

（参考）

2019 年11 月 12 日

貸 与 額 通 知 書（ 第 一 種 ） 人的保証

独立行政法人日本学生支援機構は、あなたに奨学金を下記のとおり貸与しています。確認してください。なお、本通知書の内容を連帯保証人・保証人（人的保証制度選択者）・親権者（後見人）にお知らせください。

氏　　名　育英　花子

奨学生番号　６１９０４９９９９９９

学籍（学生証）番号　００９５１０

★ 学 校 名　支援大学　法学部

１０４９００－０１－１－２００６－０
（２０１９／１１／１２）－（#000001）

独立行政法人
日本学生支援機構理事長

（印影印刷）

記

1．現　在　の　貸　与　額　４３２，０００円

2．貸与の始期～貸与の終期（予定）　２０１９年 ４月 ～２０２３年 ３月

3．現　在　の　貸　与　月　額　５４，０００円

4．貸与の始期から終期までの貸与額（予定）　２，５９２，０００円

5．振　込　明　細（前回までにお知らせした振込額を除いています。）

振　込　日	振　込　額	備　考
２０１９年 ５月１６日	１０８，０００円	
２０１９年 ６月１１日	５４，０００円	
２０１９年 ７月１１日	５４，０００円	
２０１９年 ８月 ９日	５４，０００円	
２０１９年 ９月１１日	５４，０００円	
２０１９年１０月１１日	５４，０００円	
２０１９年１１月１１日	５４，０００円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

次回振込予定額　２０１９年 １２月 １１日　５４，０００円

本通知書は　２０１９年 １１月 １１日 振込後で作成してあります。

（注）機関保証制度加入者の振込額には保証料が含まれています。

※本ページの「貸与額通知書」は、奨学生のしおり作成時点のものです。ご了承ください。

8. 奨学金継続願（年 1 回）

●奨学生は、来年度も奨学金の継続を希望するかどうかを、毎年１回、本機構に届け出なくてはなりません。この手続きが「奨学金継続願」の提出（インターネット入力（以下、「入力」といいます））です。
●「奨学金継続願」提出（入力）時には、直近１年間のあなたの収支状況を報告してもらいます（62 ページ参照）。
●「奨学金継続願」を提出（入力）後、学校は奨学生として適格か否か等を確認し、継続の可否を判断します。その結果によっては、来年度の奨学金が継続できない場合もあります（63 ページ参照）。

8－1.「奨学金継続願」の提出（入力）

（1）「奨学金継続願」の提出（入力）方法

「奨学金継続願」はインターネットを通じて本機構へ提出します。84 ページ「3. スカラネット・パーソナル」に記載の新規登録・ログイン手順にしたがって早めにスカラネット・パーソナルに登録してください。

「奨学金継続願」はスカラネット･パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、引き続き４月からの奨学金の振込を希望するのかを選択するとともに、その他の必要事項を入力します。

（2）「奨学金継続願」の提出（入力）期間

提出（入力）期間は学校が定めていますので、学校の指示に従ってください。

ポイント 詳細な入力方法は、「貸与額通知書」の交付時に学校を通じてお知らせします。

8－2. 奨学金の継続を希望しない場合

スカラネット・パーソナルから「奨学金継続願」の画面にアクセスし、「奨学金の継続を希望しません」を選択し、学校が定めた期限までに提出（入力）すると、４月以降の奨学金は辞退となります。

辞退後は、速やかに貸与終了後の手続き（53 ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は､必要に応じて在学猶予の手続き（78 ページ参照）をしてください。

8－3.「奨学金継続願」を提出（入力）しない場合

学校が定めた期限までにインターネットを通じて提出（入力）しない場合は、廃止となり奨学生の資格を失います。速やかに貸与終了後の手続き（53 ページ参照）をおこなってください。なお、引き続き在学する場合は、必要に応じて在学猶予の手続き（78 ページ参照）をしてください。

特別な事情により、どうしても学校が定めた期限までに「奨学金継続願」を提出（入力）できないと予想される場合には、前もって学校に申し出てください。

8－4. 住所変更について

住民票の住所が変更された場合は、「住所変更届」（所定の用紙）を学校に提出していただきます（51 ページ参照）。

奨学生本人の住所（住民票に記載の住所）、電話番号、携帯電話番号に変更や訂正が生じた場合は、「奨学金継続願」からも、変更後住所等の届出を行うことができます。

8－5. 経済状況の報告

貸与を受けている奨学金の月額が適切か判断する目安とするため、「奨学金継続願」の提出（入力）時に直近 1 年間の収支状況等を報告してもらいます。

支出に比べて収入が一定額以上に多いときには、適切な貸与月額を選択するよう、学校担当者から面接等で指導を受けることになります。

将来の返還を意識して貸与月額を選択するようにしてください。また、奨学金を含め毎月の収支についてよく認識したうえで学生生活を送ってください。

（参考）2018 年度の適格認定では、直近 1 年間の収支状況について、次の内容を報告してもらいました。これを参考に、日頃から自分の収支を記録する習慣を身に付けるようにしてください。
なお、報告する内容については追加等が生じることがあります。

大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校	
あなたの 1 年間の＜収入＞	あなたの 1 年間の＜支出＞
①家庭からの給付 ②日本学生支援機構の奨学金 ③日本学生支援機構以外の奨学金 ④アルバイト等収入 ⑤その他	①学費（授業料等） ②修学費（図書費・通学費等） ③家賃（家族と同居していない場合のみ） ④食費（家族と同居している場合は外食費用） ⑤光熱水料通信費（家族と同居している場合は通信費） ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） ⑦その他

大　　学　　院	
あなたの 1 年間の＜収入＞	あなたの 1 年間の＜支出＞
①アルバイト等収入 ②配偶者の定職収入 ③日本学生支援機構の奨学金 ④日本学生支援機構以外の奨学金 ⑤父母等からの給付 ⑥その他	①学費（授業料等） ②修学費（図書費・通学費等） ③家賃（父母と同居していない場合のみ） ④食費（父母と同居している場合は外食費用） ⑤光熱水料通信費（父母と同居している場合は通信費） ⑥機関保証制度の保証料（機関保証制度加入者のみ） ⑦その他

9. 適格認定（奨学生としての適格性の確認）

●学校は、あなたの学修状況や生活状況から、奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等を認定のうえ本機構へ報告します。学校からの報告に基づき、本機構は学業成績等に応じて奨学金継続にかかる必要な措置をとります。この認定を「適格認定」といいます。

●「適格認定」の結果によっては、奨学金の貸与が廃止されたり、停止されたりすることがあります。

９－１．適格認定による奨学金の継続

（１）適格認定の実施時期

あなたが提出（入力）した「奨学金継続願」（61 ページ参照）の内容と平素の学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。

「適格認定」は、64 ページ「（３）適格認定の区分」に記載の「廃止」「停止」「警告」「継続」の区分に応じて行われます。

したがって、「奨学金継続願」を提出（入力）しても、翌年度も必ず継続して貸与されるとは限りません。

また、卒業（修了）延期が確定した場合や、性行不良等により奨学生としての適格性に疑義が生じた場合にも、その都度「適格認定」は実施されます。

（２）適格認定の３つの要素

適格認定は、次の 3 つの要素に基づき行われます。

①人物について

生活全般を通じて態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還義務が伴うことを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

②学業について

修業年限で確実に卒業（修了）できる見込みがあること。なお、卒業（修了）延期が確定した人、又は卒業（修了）延期の可能性が極めて高い人等は、適格認定において奨学金は原則「廃止」となります。

③経済状況について

修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

ポイント 当年度の修得単位（科目）数が皆無の人、又は極めて少ない人も、奨学金は原則「廃止」となります。

（3）適格認定の区分

適格認定は、次の区分に応じて行われます。

①廃止……奨学金の交付を取り止めます（奨学生の資格を失います）。

②停止……１年以内で学校長が定める期間、奨学金の交付を停止します。ただし、停止の事由が継続している場合は、当該停止期間を経過後１年を限度として学校長が定める期間、停止を延長します。なお、「停止」からの復活については、下記９－２を参照してください。

③警告……（ア）奨学金の交付を継続します。

（イ）学業成績が向上しない場合は、次回の適格認定時以後に奨学金の交付を停止又は奨学生の資格を失わせることがあることを警告し、指導します。

④継続……奨学金の交付を継続します。

（4）「廃止」「停止」の処置を受けた場合

「廃止」「停止」の場合は、４月以降の奨学金は振り込まれません。

９－２．適格認定で「停止」されている人の奨学金交付の復活

適格認定で奨学金の交付が停止されている人の奨学金の交付を再開する手続きは、以下の流れとなります。

（１）停止期間満了時の学校が定める期限までに、交付の再開を願い出る「奨学生学修状況届」（所定の用紙）を提出してください。

（２）学校が交付を再開することが適当であると認定した場合、奨学金の交付を復活させることがあります。

※奨学金の交付が停止されている事由（学業不振等）を解消することが必要です。

ポイント

- 「学校処分」を理由として奨学金の交付を停止されていた人が「復活」する場合は、貸与期間の終期を延長することはできません。
- 奨学金の交付が停止された期間（休止された期間も含む）が２年を超える場合は、奨学生の資格を失います。

９－３．適格認定で「停止」「警告」と認定された場合の「処置通知」等

「処置通知」「処置内容について」

「停止」「警告」のいずれかの処置となった場合は、学業成績向上に向けて、自らが受けた処置内容を自覚し、学業に精励することがこれまで以上に強く望まれます。学校から配付される「処置通知」及び「処置内容について」の内容を理解したうえで、学業に精励してください。

ポイント

- 適格認定が適切でなかったことが判明した場合は、認定時にさかのぼって「廃止」又は「停止」に処置を変更します。
- さかのぼって処置の変更をされた場合は、そのさかのぼった期間に振り込まれた奨学金速やかに返金しなければなりません。

10. 進学する場合

●学校を卒業後、引き続き進学し、奨学金を受けたい場合は、進学先で改めて申込みをしてください。（本機構の奨学金を取り扱っているかどうか、事前に進学先に確認してください。）
●在学中のため返還期限の猶予（返還の先送り）を希望する場合は、進学先で在学猶予の手続きをしてください。

10－1．申込み方法

（1）在学採用

進学した後に奨学金を申し込むことを、「在学採用」といいます。申込みは、進学先の学校で受け付けます。実施時期などは、進学先の学校に問い合わせてください。

ポイント 専修学校専門課程の学校の中には、日本学生支援機構の奨学金を取り扱っていない学校や学科がありますので、必ず進学予定の学校に問い合わせてください。

（2）予約採用（大学院への進学の場合のみ）

進学する前に奨学金を申し込むことを、「予約採用」といいます。申込みは、進学予定先の大学院で受け付けます。

ポイント 予約採用を実施しない大学院もありますので、必ず進学予定先に問い合わせてください。

10－2．貸与期間

過去に本機構の奨学金の貸与を受けた人が、同一学種（課程）で、新たに同じ貸与種別の奨学金（第一種奨学金または第二種奨学金）を希望する場合は、貸与期間が短縮されたり、申込みができなかったりする場合があります。

なお、所定の要件を満たす場合に限り、第一種奨学金は、手続きにより全ての学種（課程）を通じて１回限り、第二種奨学金は、各々の学種（課程）において１回限り、現に在学する学校の標準修業年限に達するまで再貸与を受けることができます。詳細については、学校に問い合わせてください。

10－3．在学猶予

奨学金の貸与期間終了後に引き続き進学（又は在学）し、卒業まで返還期限の猶予（返還の先送り）を希望する場合は、速やかに在学校で在学猶予（78 ページ参照）の手続きをしてください。在籍期間中は返還期限が猶予されます。ただし、在学猶予を受けることができない学校の場合は、別途、返還期限猶予（78 ページ参照）を願い出る必要があります。詳細については、学校に問い合わせてください。

11. 特に優れた業績による返還免除

●本制度は、大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。

●各大学院において、教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、学内選考委員会が総合的に評価することにより返還免除候補者の推薦の選考が行われます。

●返還免除候補者の免除認定は、本機構における学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

11－1.「特に優れた業績による返還免除」制度

（1）概要

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として本機構が認定した場合には、貸与終了時に奨学金の全額または半額の返還が免除される制度です。返還免除の認定は、大学院を置く大学の学長が学内選考委員会の審議（外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」学生においては、機構に設置される委員会の審議）に基づき推薦する人について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行われます。

なお、博士課程については、奨学生採用時に返還免除内定制度があります。博士課程に進学して第一種奨学金の貸与を受ける者（海外留学支援制度の「大学院学位取得型」及び「協定派遣」は対象外）のうち、大学院入試の結果等に基づき特に優れた業績を挙げる見込みがあると認められた者について、奨学生採用時に返還免除の内定を受けることができる制度です。ただし、貸与期間中に「停止」又は「廃止」の処置を受けた時、修業年限内で課程を修了（学位取得）できなくなった時等は、返還免除の内定を取り消します。

（2）対象者

2004 年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する人。
貸与期間中に在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

11－2. 具体的な評価項目

各大学院において、課程の趣旨･目的や学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮し、大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績のそれぞれにつき、本機構の貸与奨学規程に基づき具体的な評価項目を設定し、学内選考委員会がこれに沿って総合的に評価することにより免除候補者の推

薦の選考が行われます。

なお、博士課程については、専攻分野に関する芸術またはスポーツにおいて優れた業績がある場合を除き、学位論文やその他研究論文において優れた業績があることを必須として、各種の業績を含めて総合的な評価により選考されます。

（大学における推薦方法）

学内選考委員会が令第８条第２項の調査審議において候補者として推薦すべき者を選考する際は、選考に係る学生の、当該大学院における教育研究活動等に関する次表左欄に掲げる業績及び当該大学院における専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する同欄の業績について、同表右欄に定める基準に基づき各大学院が設定する具体的な評価項目により、総合的に評価して行うものとする。ただし、次条第６項の規定に基づき返還免除を行う者として内定を受けた者（同項ただし書により当該内定が失効している者を除く。）については、候補者として推薦すべき者として選考するものとする。

業績の種類	機構が定める評価基準
省令第 36 条第１号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
省令第 36 条第２号に定める「大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第 36 条第３号に定める「大学院設置基準第 16 条の２に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
省令第 36 条第４号に定める「著書、データベースその他の著作物（省令第 36 条第１号及び第２号に掲げるものを除く。）」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（省令第 36 条第１号及び第２号に掲げる論文等を除く。）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
省令第 36 条第５号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
省令第 36 条第６号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
省令第 36 条第７号に定める「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第 36 条第８号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第 36 条第９号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
省令第 36 条第 10 号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること
省令第 36 条第 11 号に定める「その他機構が定める業績」	大学院博士課程において、第 19 条第２項又は第 21 条第１項の事由に該当することなく修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること

（貸与奨学規程　第 47 条第３項）

11－3. 返還免除の願出

（1）応募期間

貸与が終了する年度に大学が設定する応募期間中に願い出てください。

貸与が終了した年度の翌年度以降に願い出ることはできません。貸与が終了した年度の翌年度以降に大学院を修了する場合、修了時に願い出ることはできませんので特にご注意ください。辞退・退学等の異動により貸与終了する場合は、「異動願（届）」を提出のうえ、応募期間中に願い出てください。特に年度末間近の辞退・退学等の異動については、大学の指示に従って手続期限に十分注意してください。

（2）願出方法

返還免除を希望する人は、大学の指示に従って「業績優秀者返還免除申請書」（所定の用紙）を大学に提出してください。添付資料として特に優れた業績を証明する資料が必要となります。

（3）貸与終了時の手続き

貸与終了時に、奨学金の返還に使用する振替用口座（リレー口座）への加入手続きを必ず行ってください。

（4）外国の大学院で貸与を受けた場合

外国の大学院で貸与を受けた「海外大学院学位取得型」の人は、国内連絡先へ送付される募集要項等を確認し、申請に必要な書類を全て揃えたうえで、募集要項等に記載している本機構返還免除課宛に簡易書留などにより郵送してください。

※博士課程を対象とする採用時返還免除内定制度は、上記とは別に、進学時に募集いたします。応募期間・願出方法等については、大学にお問い合わせください。

11－4. 認定

（1）本機構の認定

①返還免除者の認定は、学識経験者を含む委員で構成する業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て行います。

②全額免除、一部（半額）免除の認定は、各大学院ごとに課程別に推薦された奨学生に付された順位の上位１／３以内（2017 年度進学者より、国立大学法人の設置する大学院修士課程においては上位１／６以内、同博士課程においては上位１／２以内。）の者を全額免除とし、それ以外の者を一部（半額）免除とすることを基本としますが、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定されない場合があります。

（2）認定結果通知

業績優秀者奨学金返還免除認定委員会で認定後、各大学および推薦された各奨学生に通知します。（大学から本機構に推薦されなかった申請者に対しては、本機構から通知は送付しません。）

海外大学院学位取得型の人は、国内連絡先に通知します。

１１－５．その他

（１）年度途中に貸与が終了する人へ

当該年度の早い時期に辞退・退学等により貸与が終了する人については、免除の認定結果が出る前に返還期日が到来することがあります。返還免除を希望する人は、認定結果が確定するまでの間に返還が始まらないよう、速やかに「奨学金返還期限猶予願」（「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載）を「業績優秀者返還免除申請書」の写し等と併せて大学に提出してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の９月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

海外大学院学位取得型の人は、「奨学金返還期限猶予願」を 69 ページ「１１－３．返還免除の願出（4)」の募集要項等に記載している本機構返還免除課宛に簡易書留などにより郵送してください。提出により、貸与が終了した月の翌年度の９月末日までの期間、返還期限を猶予（返還の先送り）します。

なお、貸与終了後も引き続き在学する人は、在学猶予（78 ページ参照）の手続きをしてください。

特に優れた業績による返還免除について、詳しくは大学にお問い合わせください。

（２）半額免除の認定を受けた場合

69 ページ「１１－４．認定（1)」により半額免除の認定を受けた人は、借用金額から免除額を差し引いた金額で返還が開始されます。

（３）機関保証制度を選択した場合の保証料について

機関保証制度を利用されている人へ保証料を返還する時期は、全額免除と半額免除では異なります。

全額免除の認定を受けた場合、特に優れた業績による返還免除の認定通知を受領した時から約２か月後に返還します。

半額免除の認定を受けた場合、残額を返還し終わって返還完了通知を受領した時から約２か月後に返還します。

いずれの場合も、機関保証業務実施機関である公益財団法人日本国際教育支援協会から、振替用口座（リレー口座）へ振り込む予定です。

12. 貸与終了時の手続き

●学校から「貸与奨学金返還確認票」と「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を受けとってください。
●「貸与奨学金返還確認票」の印字内容を確認してください。
●奨学生全員が振替用口座（リレー口座）に加入する必要があります。
●加入手続きをしたのち、「口座振替（リレー口座）加入申込書」様式３の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

１２－１. 貸与奨学金返還確認票

（１）内容の確認

貸与終了時に交付される貸与奨学金返還確認票（以下、「返還確認票」といいます）には奨学金の借用金額等、返還に係る情報が印字されています。

機関保証制度選択者の場合は本人以外の連絡先として届け出ている方に、人的保証制度選択者は連帯保証人及び保証人に、必ず確認してもらってください。

（２）内容の変更・人物の変更

「返還確認票」の印字内容に変更や追加がある場合や、連帯保証人又は保証人、本人以外の連絡先（機関保証）の人物を変更する場合は、すぐに学校に申し出てください。

１２－２. 振替用口座（リレー口座）

（１）振替用口座について

奨学金の返還は、口座振替（引落し）により行います。

奨学生が卒業後に返還するお金が後輩の貸与奨学金として直ちに利用されていくことから、本機構では返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

（２）振替用口座への加入手続

金融機関の窓口へ「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を提出してください。その後、学校が指定する期日までに、「口座振替（リレー口座）加入申込書」様式３の「預・貯金者控」のコピーを学校へ提出してください。

ポイント 奨学金の振込口座と同じ口座で返還する場合でも、必ず加入手続きが必要です。

第三部　返還

図解２　＜貸与終了から返還完了まで＞

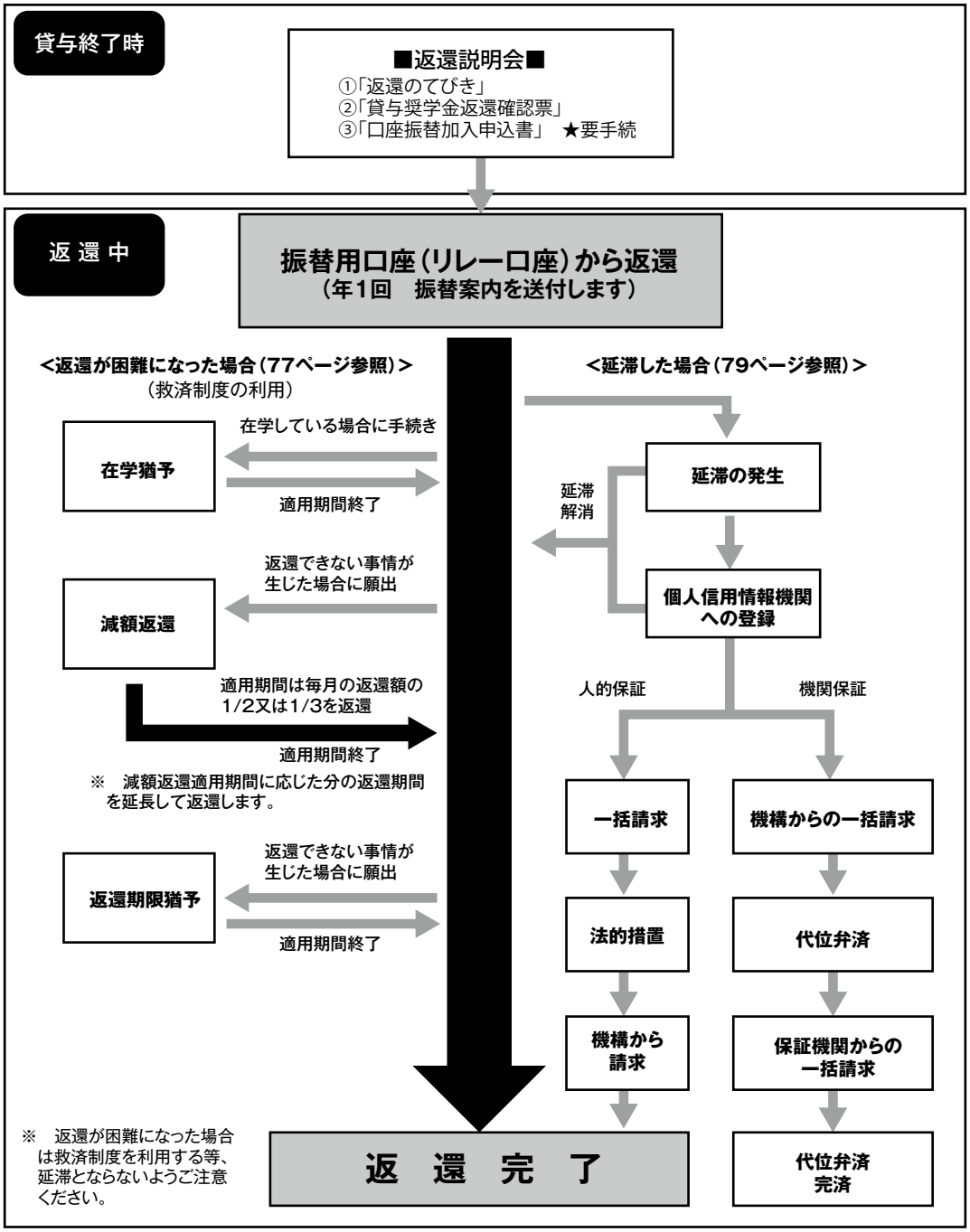

※　減額返還・返還期限猶予の最新の制度の内容は、本機構のホームページ等をご確認ください。

ポイント

- 貸与終了時には、振替用口座（リレー口座）の手続きが必要です（71 ページ参照）。
- 貸与終了の翌月から数えて７か月目から返還が始まります（73 ページ参照）。
- 返還が困難になった場合は、救済制度（77 ページ参照）がありますので、本機構にご相談ください。

1. 奨学金の返還

●貸与終了の翌月から数えて７か月目から返還が始まります。３月に貸与終了、または３月末に在学猶予が終了した場合は、10 月から返還が始まります。
●月賦返還の場合は、登録された振替用口座から毎月 27 日に引き落とします。
●月賦・半年賦併用返還の場合は、毎月 27 日に月賦分を、１月と７月の 27 日に半年賦分を引き落とします。なお、１月と７月の返還額は、その他の月の約７倍になります。
●住所や電話番号等が変わった場合は、速やかに本機構に新しい住所等を届け出なくてはなりません。
●返還が困難になった場合は、必ず、本機構に連絡し、相談してください。

1－1．奨学金の返還方法及び返還例

（1）奨学金の返還方法

奨学金の返還は、金融機関の口座からの振替（引落し）により行います。本機構では口座振替による返還方法及び返還に使用する口座を「リレー口座」と呼んでいます。

①振替用口座の加入手続き

貸与終了時に配られる「返還のてびき」に挟んである「口座振替（リレー口座）加入申込書【窓口用】」を金融機関の窓口に提出してください。

【取扱金融機関】
ゆうちょ銀行、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行（三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行のみ）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び一部の漁業協同組合

②返還方法（定額返還方式選択者）

「月賦」と「月賦・半年賦併用」のどちらかを返還誓約書提出時に選択しています。

※　所得連動返還方式（９ページ参照）を選択している場合は、月賦返還のみとなります。

（2）奨学金の返還開始時期

返還は、貸与終了の翌月から数えて７か月目に始まります（3 月に貸与終了した場合は 10 月から始まります）。

（3）月々の奨学金返還額（定額返還方式の場合）

「月賦」の場合は毎月 27 日に引き落とします。

「月賦・半年賦併用」の場合は毎月 27 日に月賦分を、１月と７月の 27 日に半年賦分を引き落とします（1 月と 7 月の返還額は、月賦と半年賦が同時に引き落とされるので、その他の月の約 7 倍の返還額です）。

74 ～ 76 ページの返還例を参考にしてください。なお、返還金の全部又は一部を繰上返還することもできます。

本機構ホームページの「奨学金貸与・返還シミュレーション」（86 ページ参照）で、返還額等の試算をすることができます。

説明１ 第一種奨学金の場合の主な返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

【返還例１－１】高等専門学校で借りた場合

貸与月数 60 か月

区　分		貸与月額 1, 2, 3 学年	貸与月額 4, 5 学年	返還総額	月賦返還額	返還回数（期間）
国公立	自　宅	21,000 円	45,000 円	1,836,000 円	10,928 円	168 回（14 年）
	自宅外	22,500 円	40,000 円	1,770,000 円	11,346 円	156 回（13 年）
			51,000 円	2,034,000 円	12,107 円	168 回（14 年）
私　立	自　宅	32,000 円	40,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回（14 年）
			53,000 円	2,424,000 円	13,466 円	180 回（15 年）
	自宅外	35,000 円	40,000 円	2,220,000 円	13,214 円	168 回（14 年）
			50,000 円	2,460,000 円	13,666 円	180 回（15 年）
			60,000 円	2,700,000 円	15,000 円	180 回（15 年）
国公私立	自宅・自宅外	10,000 円	20,000 円	840,000 円	7,000 円	120 回（10 年）
			30,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回（12 年）

【返還例１－2】短期大学及び専修学校専門課程（2 年課程）で借りた場合

貸与月数 24 か月

区　分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数（期間）
国公立	自　宅	45,000 円	1,080,000 円	7,500 円	144 回（12 年）
	自宅外	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回（10 年）
		51,000 円	1,224,000 円	8,500 円	144 回（12 年）
私　立	自　宅	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回（10 年）
		53,000 円	1,272,000 円	8,833 円	144 回（12 年）
	自宅外	40,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回（10 年）
		50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回（12 年）
		60,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回（13 年）
国公私立	自宅・自宅外	20,000 円	480,000 円	4,444 円	108 回（9 年）
		30,000 円	720,000 円	6,666 円	108 回（9 年）

【返還例１－3】大学学部で借りた場合

貸与月数 48 か月

区　分		貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数（期間）
国公立	自　宅	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	168 回（14 年）
	自宅外	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回（13 年）
		51,000 円	2,448,000 円	13,600 円	180 回（15 年）
私　立	自　宅	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回（13 年）
		54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回（15 年）
	自宅外	40,000 円	1,920,000 円	12,307 円	156 回（13 年）
		50,000 円	2,400,000 円	13,333 円	180 回（15 年）
		64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回（18 年）
国公私立	自宅・自宅外	20,000 円	960,000 円	8,000 円	120 回（10 年）
		30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回（13 年）

【返還例１－4】大学院で借りた場合

貸与月数　修士課程 24 か月、博士課程 36 か月

区　分	貸与月額	返還総額	月賦返還額	返還回数（期間）
修士課程	50,000 円	1,200,000 円	8,333 円	144 回（12 年）
	88,000 円	2,112,000 円	12,571 円	168 回（14 年）
博士課程	80,000 円	2,880,000 円	15,000 円	192 回（16 年）
	122,000 円	4,392,000 円	18,300 円	240 回（20 年）

※　所得連動返還方式（９ページ参照）を選択している場合は、貸与終了後の収入・所得に応じて返還月額・返還回数が変わります。
　　返還月額＝（課税総所得金額 × ９％）÷12

説明２ 第二種奨学金の場合の返還例（定額返還方式・月賦返還の場合）

①利率 0.27%（増額部分の貸与利率 0.47%）は、2018 年 3 月末貸与終了者の利率（利率固定方式）で貸与されたものと仮定して計算しています。
②《参考》利率 3.0%は、上限である貸与利率で、返還例２－４及び２－５の増額部分の貸与利率は 3.2%で貸与されたものと仮定して計算しています。
③返還総額には、利息を含んでいます。
④端数調整の関係で、返還回数に月賦返還額を乗じても、返還総額にならない場合があります。
⑤「利率見直し方式」を選択した場合は、おおむね５年ごとに利率が見直され、月賦返還額が増減します。

【返還例 2–1】短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（２年課程）で借りた場合

貸与月額（円）	貸与月数（月）	貸与総額（円）	利率 0.27% の場合		《参考》利率 3.0%（上限）の場合		返還回数（回）	返還年数（年）
			返還総額（円）	月賦返還額（円）	返還総額（円）	月賦返還額（円）		
20,000	24 か月	480,000	486,521	4,504	555,329	5,141	108	9
30,000	24 か月	720,000	729,755	6,756	833,004	7,713	108	9
40,000	24 か月	960,000	974,338	8,119	1,126,462	9,386	120	10
50,000	24 か月	1,200,000	1,221,198	8,480	1,448,002	10,055	144	12
60,000	24 か月	1,440,000	1,467,412	9,406	1,761,917	11,293	156	13
70,000	24 か月	1,680,000	1,714,282	10,204	2,084,144	12,405	168	14
80,000	24 か月	1,920,000	1,956,575	12,542	2,349,227	15,059	156	13
90,000	24 か月	2,160,000	2,204,100	13,120	2,679,629	15,950	168	14
100,000	24 か月	2,400,000	2,452,285	13,623	3,018,568	16,769	180	15
110,000	24 か月	2,640,000	2,697,525	14,986	3,320,402	18,446	180	15
120,000	24 か月	2,880,000	2,946,695	15,347	3,672,102	19,125	192	16

【返還例 2–2】大学学部、専修学校専門課程（４年課程）で借りた場合

貸与月額（円）	貸与月数（月）	貸与総額（円）	利率 0.27%の場合		《参考》利率 3.0%（上限）の場合		返還回数（回）	返還年数（年）
			返還総額（円）	月賦返還額（円）	返還総額（円）	月賦返還額（円）		
20,000	48 か月	960,000	974,338	8,119	1,126,462	9,386	120	10
30,000	48 か月	1,440,000	1,467,412	9,406	1,761,917	11,293	156	13
40,000	48 か月	1,920,000	1,956,575	12,542	2,349,227	15,059	156	13
50,000	48 か月	2,400,000	2,452,285	13,623	3,018,568	16,769	180	15
60,000	48 か月	2,880,000	2,946,695	15,347	3,672,102	19,125	192	16
70,000	48 か月	3,360,000	3,451,637	15,138	4,461,524	19,567	228	19
80,000	48 か月	3,840,000	3,950,009	16,458	5,167,586	21,531	240	20
90,000	48 か月	4,320,000	4,443,766	18,515	5,813,549	24,222	240	20
100,000	48 か月	4,800,000	4,937,543	20,573	6,459,510	26,914	240	20
110,000	48 か月	5,280,000	5,431,321	22,630	7,105,485	29,605	240	20
120,000	48 か月	5,760,000	5,925,075	24,687	7,751,445	32,297	240	20

【返還例 2–3】大学院で借りた場合

貸与月額（円）	貸与月数（月）	貸与総額（円）	利率 0.27%の場合		《参考》利率 3.0%（上限）の場合		返還回数（回）	返還年数（年）
			返還総額（円）（元金＋利息）	月賦返還額（円）	返還総額（円）（元金＋利息）	月賦返還額（円）		
50,000	24 か月	1,200,000	1,221,198	8,480	1,448,002	10,055	144	12
	36 か月	1,800,000	1,834,283	11,758	2,202,404	14,117	156	13
	48 か月	2,400,000	2,452,285	13,623	3,018,568	16,769	180	15
	60 か月	3,000,000	3,073,589	15,066	3,877,457	19,007	204	17
80,000	24 か月	1,920,000	1,956,575	12,542	2,349,227	15,059	156	13
	36 か月	2,880,000	2,946,695	15,347	3,672,102	19,125	192	16
	48 か月	3,840,000	3,950,009	16,458	5,167,586	21,531	240	20
	60 か月	4,800,000	4,937,543	20,573	6,459,510	26,914	240	20
100,000	24 か月	2,400,000	2,452,285	13,623	3,018,568	16,769	180	15
	36 か月	3,600,000	3,703,126	15,429	4,844,592	20,185	240	20
	48 か月	4,800,000	4,937,543	20,573	6,459,510	26,914	240	20
	60 か月	6,000,000	6,171,966	25,716	8,074,435	33,642	240	20
130,000	24 か月	3,120,000	3,200,807	14,818	4,087,467	18,923	216	18
	36 か月	4,680,000	4,814,105	20,058	6,297,973	26,242	240	20
	48 か月	6,240,000	6,418,839	26,745	8,397,410	34,988	240	20
	60 か月	7,800,000	8,023,581	33,432	10,496,771	43,736	240	20
150,000	24 か月	3,600,000	3,703,126	15,429	4,844,592	20,185	240	20
	36 か月	5,400,000	5,554,758	23,144	7,266,917	30,279	240	20
	48 か月	7,200,000	7,406,378	30,859	9,689,270	40,372	240	20
	60 か月	9,000,000	9,258,004	38,574	12,111,680	50,464	240	20

【返還例 2–4】私立大学の医・歯・薬・獣医学で最高月額 12 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額（円）	貸与月数（月）	貸与総額（円）	利率 0.27%の場合		《参考》利率 3.0%（上限）の場合		返還回数（回）	返還年数（年）
			返還総額（円）	月賦返還額（円）	返還総額（円）	月賦返還額（円）		
医・歯学課程 160,000 円（40,000 円増）	72 か月	11,520,000	11,912,079	49,633	15,575,066	64,896	240	20
獣医学課程 薬学課程 6 年制 140,000 円（20,000 円増）	72 か月	10,080,000	10,399,857	43,332	13,601,135	56,671	240	20
薬学課程 4 年制 140,000 円（20,000 円増）	48 か月	6,720,000	6,933,194	28,888	9,067,342	37,781	240	20

【返還例 2–5】法科大学院で最高月額 15 万円を選択した人が増額貸与を受けた場合

貸与月額（円）	貸与月数（月）	貸与総額（円）	利率 0.27%の場合		《参考》利率 3.0%（上限）の場合		返還回数（回）	返還年数（年）
			返還総額（円）	月賦返還額（円）	返還総額（円）	月賦返還額（円）		
190,000（40,000 円増）	24 か月	4,560,000	4,711,258	19,630	6,160,586	25,668	240	20
	36 か月	6,840,000	7,066,940	29,445	9,240,909	38,503	240	20
220,000（70,000 円増）	24 か月	5,280,000	5,467,378	22,781	7,147,526	29,781	240	20
	36 か月	7,920,000	8,201,130	34,171	10,721,397	44,672	240	20

1－2．繰上返還

（1）繰上返還の申込み

貸与終了後に、奨学金の全額もしくは一部を繰上返還することができます。一部繰上返還をした場合は、繰り上げた分の返還期間が短縮されます。希望するときは、以下のいずれかの方法で申込みをしてください。

①スカラネット・パーソナル（84 ページ参照）で申し込む。

②奨学金相談センター（ナビダイヤル）に電話で申し込む。

③「繰上返還申込書」（「返還のてびき」（貸与終了時に配付）に掲載）を郵送、又はＦＡＸで送信し申し込む。

（2）繰上返還時の利息

第二種奨学金を繰上返還した場合は、その繰上にあたる期間の利息はかかりません。ただし、繰上返還をしても、据置期間利息はかかります。

ポイント

「据置期間利息」とは、貸与終了後、返還が始まるまでの期間に賦課される利息のことです。

（3）支払い済み保証料の返戻（機関保証制度選択者の場合）

次の①又は②のどちらかに該当する場合は、保証機関から支払われた保証料の一部をお返しする場合があります。

①全額繰上返還又は一部繰上返還をして返還期間が短縮されて返還完了となったとき。

②本機構において返還免除の適用を受けて返還完了となったとき。

ポイント

支払い済み保証料は、原則として奨学金振込口座又は振替用口座に返却されます。

1－3．返還が困難になった場合（救済制度）

返還が困難になった場合は以下の救済制度があります。いずれの場合も、必ず本機構に連絡し相談してください。仮に延滞となっても早期に解消することが大切です。決して放置しないで本機構に相談してください。

※　減額返還・返還期限猶予にはどちらも願出後に審査があり、承認を受ける必要があります。

（1）減額返還

願出により、月々返還する金額を１／２もしくは１／３に減らすことができます（1年ごとの願出）。減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還します。

例）月々返還する金額を１／２に減額した場合は、６か月分の金額を 12 か月で返還することになります。また、１／３に減額した場合は、４か月分の金額を 12 か月で返還することになります。

・利息を含む返還予定総額は変わりません。

・最長 15 年まで願出が可能です。

・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

※　返還を延滞した場合は願出はできません（延滞を解消した後に願出可能です）。

※　返還方法で「所得連動返還方式（９ページ参照）」を選択している奨学金については、減額返還を申し込むことはできません。

（2）返還期限猶予

・願出により、月々の返還を先送りにすることができます（1年ごとの願出）。
先送りにした分、返還完了が遅くなります。
・利息を含む返還予定総額は変わりません。
・最長 10 年まで取得が可能です。
※　傷病等の一定の条件に該当する場合は、取得年数の制限なく願い出ることができます。
・奨学生本人の災害・傷病・低収入・失業等の事情による経済困難の場合に限ります。

（3）猶予年限特例（奨学生証 16 ページ⑨に印字）の返還期限猶予

・奨学生証の返還方式の後に（猶予年限特例）と印字されている場合は、当該奨学生番号の返還分については、一定の収入・所得を得るまでの間、10 年間の制限なく返還期限の猶予を願い出ることができます。

（4）在学猶予（在学中）

・大学・大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程・高等課程）のいずれかに正規の学生として在学している場合は、願出により、返還を先送りにすることができます。
・スカラネット・パーソナル（84 ページ参照）で願出が可能です。1 回の願出で卒業予定期まで手続きできます。
※　休学や留年による卒業延期、通信制学部（科）での在学の場合は、1 年ごとの願出が必要です。
※　研究生・聴講生・選科履修生・科目等履修生としての在籍、及び専修学校一般課程・各種学校・無認可校は対象になりません。

【ポイント】

<table>
<tr><th></th><th>減額返還</th><th>返還期限猶予</th><th>在学猶予</th></tr>
<tr><td>事由</td><td colspan="2">■ 低収入の場合
■ 地震などの災害にあった場合
■ 病気で働けない場合　など</td><td>■ 進学した場合
■ 辞退した場合
■ 留年した場合(注)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基準</td><td colspan="2">【給与所得者】年間収入金額の目安</td><td rowspan="2">【対象外】
● 専修学校(一般課程)
● 各種学校
● 科目等履修生　など</td></tr>
<tr><td>３２５万円以下</td><td>３００万円以下</td></tr>
<tr><td>提出</td><td colspan="2">奨学生本人が直接、機構へ提出</td><td>学校を通して提出
(注) 留年及び通信教育課程に在籍している場合は、1年ごとに提出が必要</td></tr>
</table>

（5）返還免除

死亡、精神もしくは身体の障害のため返還が困難になった場合は、願出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがあります。

※　精神もしくは身体の障害による免除は、症状が固定し（又は回復の見込みがなく）、労働能力が喪失（又は高度の制限を有する）となった場合に限ります。

1－4．返還を延滞した場合

（1）延滞金

約束の返還期日を過ぎると、延滞となった割賦金（第二種奨学金に賦課される利息は除く、元金のみ）に対し、年（365 日あたり）５％の割合で、返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課されます。

（2）請求・督促

延滞すると、文書に併せ、電話で督促が行われます。人的保証選択者は、連帯保証人や保証人へもお知らせします。それでも返還に応じない場合は、本機構が委託した債権回収会社が、奨学金の回収を行います。

（3）個人信用情報機関への登録

返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上となった場合、登録の対象となります。登録後は、返還完了まで毎月情報が更新されます。また、返還完了後も５年間は情報が登録されています。（80 ページ「２．個人信用情報機関の利用」参照）

（4）法的手続き

人的保証制度選択者が長期に渡って延滞が解消しない場合、返還未済額の全部、利息（第二種奨学金）、及び延滞金を一括で請求します。これに応じない場合は、裁判所へ支払督促の申立てを行う等、法的手続きをとることがあります。

（5）代位弁済

機関保証制度選択者の場合、本機構からの督促に応じないと、一定期間の督促後、保証機関（協会）に保証債務の弁済（代位弁済）を請求し、以後保証機関（協会）からあなたに督促することになります（７ページ「１－２．奨学金の返還を延滞した場合」参照）。

保証料を支払っているからといって、「奨学金の返還をしなくても構わない」あるいは「延滞しても構わない」といった誤った考えを持たないようにしてください。

自覚を持って、返還につとめてください。
返還は、あなた自身が責任を持って行うものです。

2. 個人信用情報機関の利用

●本機構では、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止するため、個人信用情報機関を利用しています。
●返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上となった場合、登録の対象となります。
●奨学金の貸与者全員の情報が登録されることはなく、延滞者のみが登録されます。
●一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から５年後に削除されます。
●個人信用情報機関に延滞情報が登録されると、クレジットカードの利用が制限されたり、住宅ローン等が組めなくなったりする場合があります。

（1）個人信用情報機関とは

会員（銀行等）から消費者の個人信用情報（各種ローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報）を収集・蓄積し、会員からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。会員が申込者に対して貸し付け等を行うかどうかを適切に判断し、円滑な審査の実施と過剰融資の防止を目的に設立されました。

【補足説明】

2008 年６月に奨学金の返還促進に関する有識者会議が取りまとめた「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」において、返還開始後一定の時期における延滞者について、当該延滞者の情報を個人信用情報機関に登録することにより、延滞者への各種ローン等の過剰貸付を抑制し、多重債務化への移行を防止することは、教育的な観点から極めて有意義なことであるとの提言がなされました。本機構は、３か月以上の延滞者に限って、その情報を個人信用情報機関へ登録することとして、2008 年 11 月に全国銀行個人信用情報センターに加盟し、2010 年４月から個人信用情報機関への情報提供を始めました。

※一般的には各種ローンの契約やクレジットカード作成の際に登録されますが、本機構の奨学金事業は教育事業であることから、３か月以上の延滞者に限って登録することとしています。

（2）個人信用情報機関に個人情報を登録する条件

返還開始から６か月経過後に延滞３か月以上となった場合、登録の対象となります。

（3）個人信用情報機関に登録される内容

本人の個人情報として氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先等が登録されます。また、契約の情報として貸与額、最終返還期日等、その他に延滞、代位弁済、完済等の返還状況も登録されます。

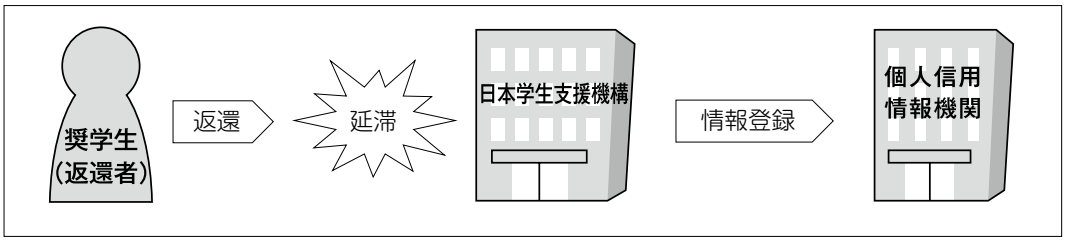

（4）個人信用情報機関に登録された場合

個人信用情報機関に延滞者として登録されると、その情報を参照した金融機関等がその人を「経済的信用が低い」と判断することがあります。それによって、クレジットカードが発行されなかったり、利用が止められたりすることがあります。

そのため、各種料金（公共料金や携帯電話等）の引落し、ショッピング（インターネットを含む）やキャッシング等ができなくなる場合があります。また、自動車ローン及び住宅ローン等の各種ローンが組めなくなる場合があります。

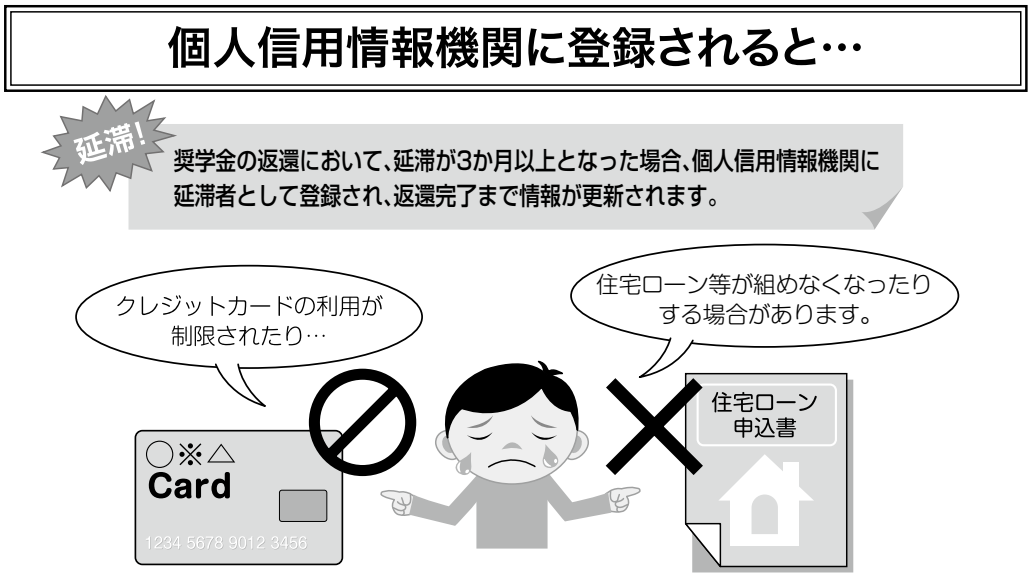

（5）個人信用情報機関に登録された情報の登録期間

一度個人信用情報機関に登録されると、返還状況は毎月更新され、延滞を解消すると延滞が解消されたという情報として更新されます。登録された情報は返還完了から５年後に削除されます。

「個人信用情報の取扱いに関する同意書」の【同意条項】

【同意条項】

（個人信用情報機関の利用・登録等）

１．私は、奨学金の返済が延滞した後は、下記の個人情報（その履歴を含む）が機構が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関及び同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る）のために利用されることに同意します。

　又、私は、延滞した後は、機構が加盟する個人信用情報機関及び同機関と提携する個人信用情報機関に私の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容､返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、機構がそれを債権管理（転居先の調査を含む）のために利用することに同意します。

個人情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
貸与金額、貸与日、最終返済日等の本契約の内容及びその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、完済等の事実を含む）の情報	延滞発生から本契約期間中及び本契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間
機構が加盟する個人信用情報機関を利用した日及び本契約またはその申込の内容等	当該利用日から１年を超えない期間
不渡情報	第１回目不渡は不渡発生日から６か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から５年を超えない期間
官報の情報	破産手続開始決定を受けた日から１０年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨の情報	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告の情報	本人から申告のあった日から５年を超えない期間 左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

２．私は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等、個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関及びその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

３．前２項に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（機構ではできません）。

①機構が加盟する個人信用情報機関

・全国銀行個人信用情報センター　https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html

②同機関と提携する個人信用情報機関

・（株）日本信用情報機構　　https://www.jicc.co.jp/

・（株）シー・アイ・シー　　https://www.cic.co.jp/

左記の個人信用情報機関では、本書面の書き方を含め奨学金に関するご質問にはお答えできません。

（代位弁済後の情報提供について）

４．私は機構に対し、私が保証委託契約を締結した委託先から代位弁済後の完済等の情報を取得し、これを個人信用情報機関に提供することを依頼し、その情報が個人信用情報機関に登録されることに同意します。

第四部　お知らせ

1. ＪＡＳＳＯ支援金

自然災害等により居住する住宅に半壊以上等の被害を受け、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続できるよう、JASSO 支援金の支給を行っています。

（1）申請資格　※次の全てに該当する人

- ●本機構奨学金の貸与対象校・課程に在学中（外国人留学生を含む）
- ●居住する住宅が半壊以上、または自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が 1 か月以上継続
- ●学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める人

（2）支給額　10 万円　※返還不要

（3）申請および推薦

所定の申請書類により在学学校を通じて申請してください。学校が申請書類を確認のうえ推薦します。

2. 優秀学生顕彰（JASSO Students of the Year）

経済的理由により修学に困難がありつつも、優れた業績を挙げた学生・生徒に対して、これを奨励・支援し、21 世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を行っています。

（1）応募方法

募集は、在学している学校を通じて行いますので、学校で示された締切日に従い応募してください。

（2）奨励金

大賞：50 万円　優秀賞：30 万円　奨励賞：10 万円

（3）主な受賞例（2018 年度）

学術分野	〔生薬学〕ショウガ科生薬の主な薬能である熱生産に関与する化学成分を特定し、化学構造と活性の相関について、国際・国内学会発表。
文化・芸術分野	〔メイクアップ〕メイクアップフォトコンベンション（フランスＩＣＡＭ主催）でゴールド賞 等。
スポーツ分野	〔野球〕2018 日米大学野球最優秀投手賞 等。
社会貢献分野	〔診療所建設〕ザンビア共和国の無医村に巡回診療の拠点を開設し、村人達に医療を提供。
産業イノベーション・ベンチャー分野	〔プログラミング〕第 7 回ものづくり日本対象において、「シンクロアスリート」という VR でスポーツ観戦できるシステムが内閣総理大臣賞。
国際交流分野	〔国際相互理解〕日本代表として複数の国際交流事業や会議を通じた国際相互理解の促進。

「JASSO 支援金」「優秀学生顕彰」の詳細については、本機構ホームページをご覧ください。

3．スカラネット・パーソナル

（1）スカラネット・パーソナル（以下「スカラＰＳ」といいます）とは

あなたの奨学金に関する情報の閲覧や各種届出等、様々な手続きを行うことができる本機構のインターネットシステムです。

なお、「奨学金継続願」の提出（入力）（61 ページ参照）も、スカラＰＳを通じて行いますので、必ず「奨学金継続願」の提出期間までに登録を済ませておいてください。

（2）スカラＰＳにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

① QR コードを読み込む。

②スカラＰＳの URL を直接入力する。

https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/

（3）スカラＰＳの新規登録・ログイン手順

はじめにユーザＩＤ及びパスワードの新規登録が必要です。はじめて利用する人は、以下の手順に従い、新規登録の手続きを行ってください。

①「スカラネット・パーソナルへようこそ」（スカラＰＳトップページ）の画面の「ログイン・新規登録」ボタンをクリックしてください。新規ウィンドウでログイン画面が表示されます。

②ログイン画面の「新規登録」ボタンをクリックしてください。確認情報入力画面が表示されます。

③確認情報入力画面では、本機構があなたを確認するために必要な情報を入力します。利用規約を確認・同意後、奨学生番号、生年月日、性別、氏名（カナ）、振込口座の口座情報等を入力し、「送信」ボタンをクリックしてください。
入力内容に不明な点がある場合は、ページ下のリンク先（こちら）から「確認情報入力ガイド」を参照してください。

④入力した情報が本機構に登録されている項目内容と一致した場合は、ユーザＩＤ・パスワード設定画面が表示されます。ユーザＩＤ・パスワード・メールアドレスを画面の説明に従って登録してください。（[ユーザ ID・パスワードの管理について］には特に注意してください。）「送信」ボタンをクリックすると、登録完了のメッセージが表示されます。これで登録は完了です。ログインするには、「ログイン画面へ」ボタンからログイン画面に戻り、登録したユーザＩＤ・パスワード・奨学生番号を使ってログインしてください。

スカラＰＳの活用

①あなたの奨学金情報を閲覧・確認することができます。
ア．貸与中の人
・奨学生番号、貸与期間、貸与月額、貸与総額（予定）、振込口座情報　等
イ．返還中の人
・奨学生番号、返還総額（元金）、返還残回数、返還残額（元金）、現在請求額、振替口座情報、名義人氏名　等
②転居・改姓・勤務先（変更）届の提出ができます。
③繰上返還の申込みができます。
④在学猶予願・在学猶予期間短縮願の提出ができます。
⑤奨学金減額返還願・奨学金返還期限猶予願の作成・印刷ができます。

※ユーザＩＤ・パスワードの登録または変更後、６か月以上経過すると、パスワード変更を求める警告メッセージが表示されます。パスワードは定期的に変更してください。

4．奨学金貸与・返還シミュレーション

（1）奨学金貸与・返還シミュレーションとは

貸与月額等の条件を設定することで、奨学金の返還総額や返還回数等についての試算を行うことができるシステムです。

登録等の手続きも必要なく、条件を設定するだけで簡単に試算が行えます。

（2）奨学金貸与・返還シミュレーションにアクセスするには

以下の①又は②のいずれかの方法でアクセスしてください。

①本機構ホームページの奨学金ページにあるバナーをクリックする。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/

②奨学金貸与・返還シミュレーションの URL を直接入力する。

https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/

5．その他の情報提供

■ YouTube － JASSO channel

動画「そうだったのか！奨学金」
奨学金事業への正しい理解を促進し、奨学金を積極的に活用して頂くため、動画を作成しています。

YouTube JP　**JASSO channel**

■ Twitter

“JASSO 公式 Twitter” として、高校生、大学生など、若者に対する迅速な広報の充実を図るため、JASSO に関連する情報告知を行っています。

Twitter

@JASSO_general

第五部　資　料

1. ２０１９年度　貸与月額一覧表

○第一種奨学金貸与月額

＜ 2018 年度以降入学者＞　　（単位：円）

区分		設置者	通学方法	貸与月額				最高月額
高等専門学校	本　科（1 ～ 3 年生）	国公立	自宅	10,000	21,000			
			自宅外	10,000	22,500			
		私立	自宅	10,000	32,000			
			自宅外	10,000	35,000			
	本　科（4・5 年生） 専攻科	国公立	自宅	20,000	30,000			45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
専修学校（専門課程・専攻科）		国公立	自宅	20,000	30,000			45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
短期大学（本科・専攻科・別科）		国公立	自宅	20,000	30,000			45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		53,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000
大　学（本科・専攻科・別科）		国公立	自宅	20,000	30,000			45,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000		51,000
		私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院			50,000	88,000			
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学			80,000	122,000			
通信教育	通年スクーリング（大学のみ）	私立	自宅	20,000	30,000	40,000		54,000
			自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000
	夏季または冬季スクーリング			88,000				
	放送大学（第一学期または第二学期）			88,000				

※ 1. 申込時における前年 1 年間の家計収入が一定額以上の方は、各区分の最高月額以外の月額から選択することになります。
※ 2. 6 年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4 年制）については、「博士医・歯・薬・獣医学」の金額が適用されます。
※ 3. 通信教育の対象学種は大学（短期大学を含む）及び専修学校専門課程です。

＜ 2009 ～ 2017 年度入学者＞ （単位：円）

区　　分		国　公　立		私　　立		低月額
		自　宅	自宅外	自　宅	自宅外	
高等専門学校	本科（1～3年生）	21,000	22,500	32,000	35,000	10,000
	本科（4～5年生）・専攻科	45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
専修学校（専門課程・専攻科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
短期大学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	53,000	60,000	30,000
大　　学（本科・専攻科・別科）		45,000	51,000	54,000	64000	30,000
大学院	修士・博士前期 専門職大学院	88,000				50,000
	博士・博士後期 博士医・歯・薬・獣医学	122,000				80,000
通信教育	通年スクーリング（大学のみ）			54,000	64,000	30,000
	夏季または冬季スクーリング			88,000		
	放送大学（第一学期または第二学期）			88,000		

※ 1. 低月額は、学校設置者及び通学別に関わらず選択することができます。
※ 2.6 年制薬学部に基礎を置く薬学系大学院博士課程（4 年制）については、「博士医･歯･薬･獣医学」の金額が適用されます。
※ 3. 通信教育の対象学種は大学（短期大学を含む）及び専修学校専門課程です。

＜ 2008 年度以前入学者＞
在籍する学校の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

○第二種奨学金貸与月額と利率

○第二種奨学金貸与月額

大学学部・短期大学・高等専門学校（4年生以上）・専修学校（専門課程）	2万円～ 12 万円（1万円単位）
大学院	5万円、8万円、10 万円、13 万円、15 万円

（1）私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学するものについて、大学の貸与月額のほかに、医学・歯学課程においては 16 万円、薬学・獣医学の課程においては 14 万円の貸与月額を選択することができます。

（2）法科大学院の法学を履修する課程に在学するものについて、大学院の貸与月額のほかに 19 万円・22 万円の貸与月額を選択することができます。

（3）利率は、①利率固定方式（貸与終了時に決定する利率で最後まで返還）、②利率見直し方式（貸与終了後おおむね 5 年ごとに見直される利率で返還）より選択します。借用期間終了の翌月から利息が計算されます（在学猶予期間・返還期限猶予期間及び減額返還により延長させた返還期間は無利息）。ただし、（2）または（3）の貸与月額のうち、（2）においては 12 万円、（3）においては 15 万円を超える部分の利率は、採用時に適用される独立行政法人日本学生支援機構法施行令及びその他の規程により定められます。

2．機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款

（保証の委託）
第１条　私は，独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）から奨学金の貸与を受けるにあたり，公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「協会」という。）に保証を委託します。
（保証の範囲）
第２条　私が，協会に委託する保証の範囲は，私が機構との間の返還誓約書（兼個人信用情報の取扱いに関する同意書），確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等（以下「返還誓約書等」という。）により締結する奨学金貸与契約に基づいて，機構から貸与を受ける奨学金の元金，利息及び延滞金の債務（以下「奨学金返還債務」という。）とします。
２　前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし，奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は，保証の期間も同様に変更されるものとします。
（奨学金貸与契約の遵守）
第３条　私は，協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては，この約款のほか，奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し，奨学金返還債務については，機構に対して期日に遅滞なく返還します。
（保証料等）
第４条　私は，協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは，協会が定める保証料算出方法による保証料（以下「所定の保証料」という。）を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は，私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし，この場合，所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で，当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし，第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）及び第二種奨学金（海外）の貸与を受ける場合を除き，私の申出に基づき，所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることができることとし，この場合の申出及び支払の方法等については，協会の定めるところによるものとします。
２　前項ただし書きの方法をとる場合に，私が保証料の払込みを怠ったときは，協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また，協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。
３　私が，協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には，この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。
４　私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては，協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし，返還完了までの間において私が延滞した場合，私が当初の約定と異なる返還をした場合等は，協会は返戻しないことがあるものとします。なお，次の第１号，第２号及び第３号の場合の返戻される金額は，返戻に要する経費を差し引いた額とします。
(1)　私が，繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により，定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定まる最終の返還期日となるべき日，所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日（貸与終了後に機関保証に加入した者については，定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日，所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日）前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。
(2)　私が，機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。
(3)　私が，保証料の過払いをしたとき。
(4)　違算により保証料の過払いがあったとき。
５　保証料の返戻の方法は，奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし，前項第２号に定める全額免除のうち，死亡による免除の場合は，申請者の届け出た口座への入金とします。
（保証の効力）
第５条　協会が行う債務の保証は，私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり，かつ，私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ，奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。
（保証の形態）
第６条　協会が行う保証の形態は，連帯保証とします。
（届出事項）
第７条　私は，保証期間中に氏名，住所，電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは，直ちに機構を通じて協会に届け出ます。
２　前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には，当該変更前の住所，電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。
（調査）
第８条　私は，この保証に関して，法令等で認められる範囲で，私の財産，収入，信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。
（保証債務の履行）
第９条　私が，機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため，協会が機構から保証債務の履行（以下「代位弁済」という。）を求められた場合には，協会は私に対し何ら通知することなく，協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるものとし，代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。
２　協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては，奨学金貸与契約のほか，この約款の各条項が適用されるものとし，協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。
（求償権の範囲）
第１０条　私は，協会が前条第１項の規定により代位弁済をしたときは，前条第２項により提示された権利行使の方法に応じて，その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。
２　私は，前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ，弁済すべき金額に対して年 10 パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は，年 365 日の日割計算とします。
（求償権についての返済期限の猶予）
第１１条　私が，次の各号の一に該当する場合は，協会は前条第１項及び第２項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。
(1)　災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2)　高等専門学校，大学，大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3)　外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4)　生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5)　その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。
２　前項各号の猶予期間は次のとおりとします。
(1)　第２号に該当するときは，その事由が継続する期間
(2)　その他の各号の一に該当するときは，１年以内とし，更にその事由が継続するときは，願い出により重ねて１年ずつ延長することができるものとします。ただし，第３号又は第５号に該当するときは，協会が更に延長する必要を認めた場合を除き，それらを通じて５年を限度とします。
（求償権についての返済免除）
第１２条　私が死亡し，又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し，その返済債務の履行ができなくなったときは，私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。
２　私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し，その返済債務の履行ができなくなったときは，私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。
（返済期限の猶予及び返済免除の手続）
第１３条　第 11 条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は，協会の定めるところにより，私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき，協会において審査のうえ，これを行うかを決定するものとします。
（返済の充当順序）
第１４条　私の返済する金額が，この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは，協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。
（業務の委託）
第１５条　私は，協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。
（公正証書の作成）
第１６条　私は，協会の請求があるときは，この契約に係る債務の履行につき，直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。
（管轄裁判所の同意）
第１７条　私は，この契約に関して紛争が生じた場合は，協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。
（個人情報の開示，訂正及び削除）
第１８条　私は，協会に対して，協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。
２　開示請求により，万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合，私は，当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。
（代位弁済後の完済等の情報の提供）
第１９条　私は，機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて，機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合，完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。
（注）2019 年１月時点の約款です。関係規定等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので，予めご承知おきください。

3．機関保証制度の保証料（目安）

機関保証制度を選択された方へ

①以下の保証料は、2019 年 1 月現在の保証料月額の目安です。最新の情報は、奨学生証、日本学生支援機構のホームページ又は日本国際教育支援協会のホームページでご確認ください。

②入学時特別増額分の保証料は、入学時特別増額貸与奨学金が交付されるときの 1 回払いとなります。以下には、例として入学時特別増額 30 万円を選択した場合を掲載しています。

（1）第一種奨学金

①大学

区分		貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	48	960,000	120	500
		30,000		1,440,000	156	947
国・公立	自宅	45,000		2,160,000	168	1,515
	自宅外	40,000		1,920,000	156	1,262
		51,000		2,448,000	180	1,821
私立	自宅	40,000		1,920,000	156	1,262
		54,000		2,592,000	180	1,928
	自宅外	40,000		1,920,000	156	1,262
		50,000		2,400,000	180	1,786
		64,000		3,072,000	216	2,666

②大学院

区分	貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
修士・博士前期課程 専門職大学院課程（2年課程）	50,000	24	1,200,000	144	1,517
	88,000		2,112,000	168	3,054
専門職大学院課程（3年課程）	50,000	36	1,800,000	156	1,602
	88,000		3,168,000	216	3,723
博士・博士後期課程	80,000	36	2,880,000	192	3,065
	122,000		4,392,000	240	5,629
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000	48	3,840,000	240	3,635
	122,000		5,856,000	240	5,543

③短期大学・専修学校専門課程

区分			貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
専修学校 専門課程 （1年制）	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	12	240,000	72	328
			30,000		360,000	108	714
	国・公立	自宅	45,000		540,000	108	1,071
		自宅外	40,000		480,000	108	952
			51,000		612,000	96	1,091
	私立	自宅・自宅外	40,000		480,000	108	952
		自宅	53,000		636,000	108	1,262
		自宅外	50,000		600,000	120	1,309
			60,000		720,000	108	1,429

区分			貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
専修学校専門課程（2年制）	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	24	480,000	108	469
			30,000		720,000	108	703
	国・公立	自宅	45,000		1.080,000	144	1,365
		自宅外	40,000		960,000	120	1,032
			51,000		1,224,000	144	1,547
	私立	自宅・自宅外	40,000		960,000	120	1,032
		自宅	53,000		1,272,000	144	1,608
		自宅外	50,000		1,200,000	144	1,517
			60,000		1,440,000	156	1,952
専修学校専門課程（3年制）	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	36	720,000	108	462
			30,000		1,080,000	144	896
	国・公立	自宅	45,000		1,620,000	156	1,442
		自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
			51,000		1,836,000	168	1,743
	私立	自宅・自宅外	40,000		1,440,000	156	1,282
		自宅	53,000		1,908,000	156	1,698
		自宅外	50,000		1,800,000	156	1,602
			60,000		2,160,000	168	2,050

④大学・短期大学（専攻科・別科）

区分			貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
大学 短期大学（専攻科）（別科）	国・公・私立	自宅・自宅外	20,000	12	240,000	72	328
			30,000		360,000	108	714
	国・公立	自宅	45,000		540,000	108	1,071
		自宅外	40,000		480,000	108	952
			51,000		612,000	96	1,091
	私立	自宅・自宅外	40,000		480,000	108	952
		自宅外	50,000		600,000	120	1,309
大学（専攻科）（別科）	私立	自宅	54,000		648,000	108	1,286
		自宅外	64,000		768,000	108	1,524
短期大学（専攻科）（別科）	私立	自宅	53,000		636,000	108	1,262
		自宅外	60,000		720,000	108	1,429

⑤高等専門学校

区分		1～3年生貸与月額（円）	4・5年生貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	1～3年生保証料額（円）	4・5年生保証料額（円）
国・公・私立	自宅・自宅外	10,000	20,000	1～3年生は36 4・5年生は24	840,000	120	246	579
			30,000		1,080,000	144	246	932
国・公立	自宅	10,000	45,000		1,440,000	156	246	1,583
		21,000	20,000		1,236,000	144	608	579
			30,000		1,476,000	156	608	932
			45,000		1,836,000	168	608	1,583
	自宅外	10,000	40,000		1,320,000	144	246	1,407
			51,000		1,584,000	156	246	2,092
		22,500	20,000		1,290,000	144	652	579
			30,000		1,530,000	144	652	932
			40,000		1,770,000	156	652	1,407
			51,000		2,034,000	168	652	2,092

区分		1～3年生 貸与月額（円）	4・5年生 貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	1～3年生 保証料額（円）	4・5年生 保証料額（円）
私立	自宅	10,000	45,000	1～3年生は36 4・5年生は24	1,320,000	144	246	1,407
			53,000		1,632,000	156	346	2,174
		32,000	20,000		1,632,000	156	994	579
			30,000		1,872,000	168	994	932
			40,000		2,112,000	168	994	1,407
			53,000		2,424,000	180	994	2,174
	自宅外	10,000	40,000		1,320,000	144	246	1,407
			50,000		1,560,000	156	246	1,956
			60,000		1,800,000	156	246	2,685
		35,000	20,000		1,740,000	156	1,231	579
			30,000		1,980,000	168	1,231	932
			40,000		2,220,000	168	1,231	1,407
			50,000		2,460,000	180	1,231	1,956
			60,000		2,700,000	180	1,231	2,685

（2）第一種奨学金に併せた入学時特別増額貸与奨学金

区分	貸与額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料額（円）
入学時特別増額貸与奨学金	100,000	1	100,000	36	1,024
	200,000		200,000	72	3,934
	300,000		300,000	84	6,813
	400,000		400,000	120	12,592
	500,000		500,000	120	15,740

（3）第二種奨学金

①大学院以外（大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（4・5年生）、大学等専攻科、別科）

貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
20,000	12	240,000	72	387
	24	480,000	108	554
	36	720,000	108	546
	48	960,000	120	591
30,000	12	360,000	108	843
	24	720,000	108	831
	36	1,080,000	144	1,060
	48	1,440,000	156	1,120
40,000	12	480,000	108	1,125
	24	960,000	120	1,219
	36	1,440,000	156	1,516
	48	1,920,000	156	1,494
50,000	12	600,000	120	1,547
	24	1,200,000	144	1,794
	36	1,800,000	156	1,896
	48	2,400,000	180	2,115
60,000	12	720,000	108	1,687
	24	1,440,000	156	2,310
	36	2,160,000	168	2,427
	48	2,880,000	192	2,682
70,000	12	840,000	120	2,166
	24	1,680,000	168	2,874
	36	2,520,000	168	2,832
	48	3,360,000	228	3,616

貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
80,000	12	960,000	120	2,476
	24	1,920,000	156	3,080
	36	2,880,000	192	3,631
	48	3,840,000	240	4,312
90,000	12	1,080,000	144	3,277
	24	2,160,000	168	3,696
	36	3,240,000	228	4,721
	48	4,320,000	240	4,851
100,000	12	1,200,000	144	3,642
	24	2,400,000	180	4,360
	36	3,600,000	240	5,473
	48	4,800,000	240	5,390
110,000	12	1,320,000	144	4,006
	24	2,640,000	180	4,796
	36	3,960,000	240	6,020
	48	5,280,000	240	5,929
120,000	12	1,440,000	156	4,690
	24	2,880,000	192	5,529
	36	4,320,000	240	6,567
	48	5,760,000	240	6,468
140,000 (12万円＋2万円)	48	6,720,000	240	7,553
	72	10,080,000	240	7,323
160,000 (12万円＋4万円)	72	11,520,000	240	8,376

（注）貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 2 万円（薬学又は獣医学）又は 4 万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限ります。

②大学院（全課程）

貸与月額（円）	貸与期間（月）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）
50,000	24	1,200,000	144	1,794
	36	1,800,000	156	1,896
	48	2,400,000	180	2,115
	60	3,000,000	204	2,317
80,000	24	1,920,000	156	3,080
	36	2,880,000	192	3,631
	48	3,840,000	240	4,312
	60	4,800,000	240	4,246
100,000	24	2,400,000	180	4,360
	36	3,600,000	240	5,473
	48	4,800,000	240	5,390
	60	6,000,000	240	5,308
130,000	24	3,120,000	216	6,618
	36	4,680,000	240	7,114
	48	6,240,000	240	7,007
	60	7,800,000	240	6,900
150,000	24	3,600,000	240	8,334
	36	5,400,000	240	8,209
	48	7,200,000	240	8,085
	60	9,000,000	240	7,962
190,000 (15万円＋4万円)	24	4,560,000	240	10,569
	36	6,840,000	240	10,412
220,000 (15万円＋7万円)	24	5,280,000	240	12,247
	36	7,920,000	240	12,062

（注）大学院の貸与月額 19 万円及び 22 万円は、法科大学院課程で貸与月額 15 万円に 4 万円又は 7 万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

（4）第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30 万円）

①大学院以外（大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（4・5年生）、大学等専攻科・別科）

貸与月額（円）	貸与期間（月）	入学時特別増額貸与額（円）	貸与総額（円）	返還回数（月）	保証料月額（円）	増額分の保証料額（円）
20,000	12	300,000	540,000	108	563	8,454
	24		780,000	108	554	8,322
	36		1,020,000	132	654	9,822
	48		1,260,000	144	696	10,449
30,000	12		660,000	108	845	8,451
	24		1,020,000	132	997	9,972
	36		1,380,000	144	1,061	10,611
	48		1,740,000	156	1,121	11,211
40,000	12		780,000	108	1,126	8,451
	24		1,260,000	144	1,436	10,773
	36		1,740,000	156	1,518	11,385
	48		2,220,000	168	1,594	11,961
50,000	12		900,000	132	1,687	10,125
	24		1,500,000	156	1,926	11,559
	36		2,100,000	180	2,148	12,891
	48		2,700,000	180	2,116	12,696
60,000	12		1,020,000	132	2,025	10,125
	24		1,740,000	156	2,311	11,559
	36		2,460,000	180	2,578	12,891
	48		3,180,000	216	2,964	14,823
70,000	12		1,140,000	132	2,361	10,122
	24		1,980,000	168	2,877	12,330
	36		2,820,000	192	3,178	13,623
	48		3,660,000	240	3,775	16,179
80,000	12		1,260,000	144	2,916	10,938
	24		2,220,000	168	3,288	12,330
	36		3,180,000	216	4,013	15,051
	48		4,140,000	240	4,313	16,176
90,000	12		1,380,000	144	3,280	10,935
	24		2,460,000	180	3,926	13,089
	36		3,540,000	240	4,928	16,428
	48		4,620,000	240	4,852	16,176
100,000	12		1,500,000	156	3,912	11,736
	24		2,700,000	180	4,362	13,086
	36		3,900,000	240	5,475	16,425
	48		5,100,000	240	5,392	16,176
110,000	12		1,620,000	156	4,302	11,733
	24		2,940,000	204	5,339	14,562
	36		4,260,000	240	6,022	16,425
	48		5,580,000	240	5,931	16,176
120,000	12		1,740,000	156	4,693	11,733
	24		3,180,000	216	6,112	15,282
	36		4,620,000	240	6,570	16,425
	48		6,060,000	240	6,470	16,176
140,000（12万円＋2万円）	48		7,020,000	240	7,554	16,188
	72		10,380,000	240	7,324	15,696
160,000（12万円＋4万円）	72		11,820,000	240	8,376	15,705

（注）貸与月額 14 万円及び 16 万円は、私立大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程で、貸与月額 12 万円に 2 万円（薬学又は獣医学）又は 4 万円（医学又は歯学）の増額貸与を希望する場合に限ります。

②大学院（全課程）

貸与月額(円)	貸与期間(月)	入学時特別増額貸与額(円)	貸与総額(円)	返還回数(月)	保証料月額(円)	増額分の保証料額(円)
50,000	24	300,000	1,500,000	156	1,926	11,559
	36		2,100,000	180	2,148	12,891
	48		2,700,000	180	2,116	12,696
	60		3,300,000	228	2,545	15,270
80,000	24		2,220,000	168	3,288	12,330
	36		3,180,000	216	4,013	15,051
	48		4,140,000	240	4,313	16,176
	60		5,100,000	240	4,248	15,930
100,000	24		2,700,000	180	4,362	13,086
	36		3,900,000	240	5,475	16,425
	48		5,100,000	240	5,392	16,176
	60		6,300,000	240	5,310	15,930
130,000	24		3,420,000	240	7,226	16,677
	36		4,980,000	240	7,117	16,425
	48		6,540,000	240	7,008	16,173
	60		8,100,000	240	6,901	15,927
150,000	24		3,900,000	240	8,338	16,677
	36		5,700,000	240	8,212	16,425
	48		7,500,000	240	8,086	16,173
	60		9,300,000	240	7,963	15,927
190,000 (15万円+4万円)	24		4,860,000	240	10,573	16,695
	36		7,140,000	240	10,413	16,443
220,000 (15万円+7万円)	24		5,580,000	240	12,249	16,704
	36		8,220,000	240	12,064	16,452

(注) 大学院の貸与月額 19 万円及び 22 万円は、法科大学院課程で貸与月額 15 万円に 4 万円又は 7 万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

◇掲載しているものは本しおり作成時点の抜粋です。最新のもの及び全文については本機構ホームページ(https://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html)等をご確認ください。

4. 関係規程

独立行政法人日本学生支援機構法（抜粋）
(平成十五年六月十八日法律第九十四号)
(改正　同二九年三月三一日同第九号)

(機構の目的)
第三条　独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
　(平二九法九・一部改正)
(業務の範囲)
第十三条　機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一　経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与及び支給その他必要な援助を行うこと。
二　外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。
三　外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。
四　我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。
五　外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。
六　外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。
七　留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。
八　大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
九　学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
十　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2　機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。
　(平二九法九・一部改正)
(学資の貸与)
第十四条　前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金（以下「学資貸与金」という。）は、無利息の学資貸与金（以下「第一種学資貸与金」という。）及び利息付きの学資貸与金（以下「第二種学資貸与金」という。）とする。
2　第一種学資貸与金は、優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
3　第二種学資貸与金は、前項の規定による認定を受けた者以外の学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在学する優れた者であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。
4　第一種学資貸与金の額並びに第二種学資貸与金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資貸与金の種類ごとに政令で定めるところによる。
5　第三項の大学その他政令で定める学校に在学する者であって第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資貸与金の貸与を受けることによっても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資貸与金に併せて前二項の規定による第二種学資貸与金を貸与することができる。
6　前各項に定めるもののほか、学資貸与金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。
　(平二九法九・一部改正)
(学資貸与金の返還の条件等)
第十五条　学資貸与金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。
2　機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資貸与金を返還することが困難となったとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。
3　機構は、学資貸与金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資貸与金を返還することができなくなったときは、政令で定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。
　(平二九法九・一部改正)
第十六条　機構は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生等のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。
　(平二九法九・一部改正)

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（抜粋）
(平成十六年一月七日政令第二号)
(改正　同三〇年三月三〇日同第九〇号)

(第一種学資貸与金の額)
第一条　独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額は、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分				月額
大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する大学		自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円
	私立の大学	学部	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五四、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円又は六四、〇〇〇円
		短期大学	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程			五〇、〇〇〇円又は八八、〇〇〇円
	博士課程			八〇、〇〇〇円又は一二二、〇〇〇円
高等専門学校	地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構及び公立大学法人が設置する高等専門学校	第一学年から第三学年まで	自宅通学のとき	一〇、〇〇〇円又は二一、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	一〇、〇〇〇円又は二二、五〇〇円
	私立の高等専門学校	第四学年及び第五学年	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円
			自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円

専修学校	国、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第八条の二第一項の表において同じ。）、国立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。同表において同じ。）が設置する専修学校（専門課程に限る。附則第十一条第一項を除き、以下同じ。）	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は四五、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五一、〇〇〇円
	私立の専修学校	自宅通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円又は五三、〇〇〇円
		自宅外通学のとき	二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円又は六〇、〇〇〇円

備考
一 「大学」には、別科（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）を含まない（第六条を除き、以下同じ。）。
二 「学部」には、専攻科及び特定別科を含む。
三 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
四 「第四学年及び第五学年」には、専攻科を含む（以下同じ。）。
五 「専門課程」は、特定技術の教授を目的とする専門課程で文部科学省令で定めるものに限る。
六 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいう（第八条の二第一項の表において同じ。）。
七 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう（第八条の二第一項の表において同じ。）。

2　大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計を維持する者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（そのうち最も高い額を除く。）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

3　大学又は専修学校において通信による教育を受ける者のうち、教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者その他文部科学省令で定める者（第八条の二第三項において「特定通信教育受講者」という。）に対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄若しくは専修学校の項下欄又は前項の規定にかかわらず、年当たりの合計額が八八、〇〇〇円を超えない額の範囲内で学校等の種別及び通学形態の別を考慮して機構の定める額とする。

（平一七政八〇・平一九政三六三・平二一政七四・平二五政九六・平二九政一二五・一部改正）

（第二種学資貸与金の貸与並びにその額及び利率）

第二条　法第十四条第一項の第二種学資貸与金（以下単に「第二種学資貸与金」という。）の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントとする。

一　大学　二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

二　大学院　五〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一三〇、〇〇〇円又は一五〇、〇〇〇円

三　高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）　二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

四　専修学校　二〇、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円、一一〇、〇〇〇円又は一二〇、〇〇〇円

2　私立の大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程又は法科大学院（専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下この項において同じ。）の法学を履修する課程に在学する者に対する第二種学資貸与金については、前項の規定にかかわらず、その月額を、次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額（機構の定める額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率（パーセント）
私立の大学の医学又は歯学を履修する課程	一二〇、〇〇〇円を超え一六〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	(A×3＋(B－A)×r)／B
私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程	一二〇、〇〇〇円を超え一四〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	
法科大学院の法学を履修する課程	一五〇、〇〇〇円を超え二二〇、〇〇〇円以内で機構の定める額	

備考　この表の下欄に掲げる算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
A　私立の大学の医学又は歯学を履修する課程及び薬学又は獣医学を履修する課程にあっては一二〇、〇〇〇円、法科大学院の法学を履修する課程にあっては一五〇、〇〇〇円
B　この表の中欄の機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）
r　年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

3　第一項各号に掲げる学校（以下この項及び次条第一項において「貸与対象校」という。）に在学する者が当該貸与対象校に入学した月又は当該貸与対象校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により設置されたものに限る。同条第一項において「貸与対象日本校」という。）に在学する者が外国の大学若しくは大学院に留学した月に貸与される第二種学資貸与金の月額については、前二項の規定にかかわらず、第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択する額）に、それぞれ一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

利率（パーセント）＝（C×３＋（D－C）×r）／D

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

C　第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあっては同項の表の備考に規定するAの額

D　第一項の場合にあっては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあっては同項の表の中欄に掲げる機構の定める額（その額が二以上あるときは、そのうち貸与を受ける学生が選択した額）に、それぞれ貸与を受ける学生又は生徒がこの項の規定により選択した額を加えた額

r　年三パーセントを超える利率で機構の定める利率に相当する数

（平一六政八四・平一八政一一八・平二〇政九九・平二一政七四・平二五政九六・平二九政一二五・平三〇政九〇・一部改正）

（第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金の額及び利率）

第三条　法第十四条第五項の規定により第一種学資貸与金に併せて貸与する第二種学資貸与金については、月額第二種学資貸与金（貸与対象校に在学する者に対し、機構の定める期間において毎月貸与する第二種学資貸与金をいう。次項において同じ。）又は一時金額第二種学資貸与金（貸与対象校に入学した者に対しその入学の際に一時金として貸与する第二種学資貸与金及び貸与対象日本校に在学する者に対しその者が外国の大学又は大学院に留学する際に一時金として貸与する第二種学資貸与金をいう。第三項において同じ。）のうち、貸与を受ける学生又は生徒が機構の定めるところにより選択するいずれか一の第二種学資貸与金とする。

2　月額第二種学資貸与金の額及び利率については、前条の規定の例による。

3　一時金額第二種学資貸与金の額は、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円又は五〇〇、〇〇〇円（貸与を受ける学生又は生徒が当該入学をした月に当該留学をした場合においては、一〇〇、〇〇〇円、二〇〇、〇〇〇円、三〇〇、〇〇〇円、四〇〇、〇〇〇円、五〇〇、〇〇〇円、六〇〇、〇〇〇円、七〇〇、〇〇〇円、八〇〇、〇〇〇円、九〇〇、〇〇〇円又は一、〇〇〇、〇〇〇円）のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年三パーセントを超える利率で機構の定める利率とする。

（平一六政八四・全改、平一八政一一八・平二一政七四・平二九政一二五・一部改正）

（第二種学資貸与金の利息の特例）

第四条　前二条の規定にかかわらず、第二種学資貸与金は、その貸与を受けている間並びに法第十五条第二項の規定によりその返還の期限を猶予される場合における同項及び第六条に規定する事由がある間は無利息とする。

2　次条第四項の規定による学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更が行われる場合には、当該変更の時以後の期間に係る第二種学資貸与金の利率は、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による利率以下の利率で文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところにより算定した利率とする。

（平二二政二五二・平二八政三九〇・平二九政一二五・一部改正）

（学資貸与金の返還の期限等）

第五条　法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して六月を経過した日（第三項において「六月経過日」という。）以後二十年以内で機構の定める期日とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他の機構の定める割賦の方法によるものとする。ただし、学資貸与金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2　第二種学資貸与金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3　機構が、第一種学資貸与金の貸与を受けた者について、その者の所得が少ない場合においても学資貸与金の継続的な返還を可能とするため、文部科学大臣の認可を受けて機構の定めるところによりその者の所得を基礎として算定される額を割賦金の額とする方法により当該第一種学資貸与金を返還させる場合には、その返還の期限は、第一項の規定にかかわらず、六月経過日以後二十年以内とすることを要しない。この場合において、その返還の期限は、六月経過日以後の日であって、文部科学大臣の認可を受けて機構の定める日とする。

4　機構が、災害、傷病その他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由により学資貸与金を返還することが困難となった者について、文部科学大臣の認可を受けて定める基準に従って、割賦金の減額及び支払回数の変更その他の学資貸与金の返還の期限及び返還の方法の変更を行う場合（前項に規定する場合を除く。）には、第一項中「二十年」とあるのは、「文部科学大臣の認可を受けて機構の定める二十年以上の期間」とし、第二項の規定は、適用しない。

5　学資貸与金の貸与を受けた者が、支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その者は、機構の請求に基づき、その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

（平二二政二五二・平二八政三九〇・平二九政一二五・一部改正）

（学資貸与金の返還期限の猶予）

第六条　法第十五条第二項の政令で定める事由は、大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学することその他文部科学大臣の認めるやむを得ない事由があることとする。

（平二九政一二五・一部改正）

（死亡等による学資貸与金の返還免除）

第七条　死亡した者又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失した者については、その学資貸与金の返還未済額の全部又は一部を免除することができる。

2　精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有する者については、その学資貸与金の返還未済額の一部の返還を免除することができる。

3　機構は、前二項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（平二九政一二五・一部改正）

（特に優れた業績による学資貸与金の返還免除）

第八条　大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了の時において、その学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2　前項の認定は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生のうち、当該大学院を置く大学の学長が学内選考委員会（機構に対して同項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議する機関として文部科学省令で定めるところにより当該大学に設置されるものをいう。）の議に基づき推薦する者その他文部科学省令で定める者について、その専攻分野に関する論文その他の文部科学省令で定める業績を総合的に評価することにより行うものとする。

3　機構は、前項に規定するもののほか、第一項の規定による学資貸与金の返還の免除につき必要な事項を定め、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（平二七政二三一・平二九政一二五・一部改正）

附　則

（第二種学資貸与金の利率の特例）

第二条　第二種学資貸与金に係る第二条及び第三条第三項の規定の適用については、当分の間、第二条第一項中「年三パーセント」とあるのは「年三パーセント（法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率が年三パーセント未満の場合にあっては、当該利率）」と、同条第二項の表利率の欄中「３」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同表備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前項に規定する利率」と、同条第三項に掲げる算式中「３」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同項の備考中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた第一項に規定する利率」と、第三条第三項中「年三パーセント」とあるのは「附則第二条第一項の規定により読み替えられた前条第一項に規定する利率」とする。

2　文部科学大臣は、前項の規定により読み替えられた第二条第一項に規定する文部科学省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（平一六政八四・平一九政六〇・平二九政一二五・一部改正）

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（抜粋）

（平成十六年三月三十一日文部科学省令第二十三号）

（改正　同三〇年五月一一日同第一九号）

（個人番号の提供）

第二十四条の二　機構は、第二十条の規定による選考に当たり、法第十四条第一項の学資貸与金（以下単に「学資貸与金」という。）の貸与又は学資支給金の支給を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、その者又はその者の生計を維持する者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を提供させることができる。

（平三〇文科令一九・追加）

（保証人）

第二十五条　機構は、学資貸与金の貸与を受けようとする者に対し、機構の定めるところにより、保証人を立てさせるものとする。

（平二九文科令二五・平三〇文科令一九・一部改正）

（学資貸与返還割賦金の返還の通知）

第二十六条　機構は、六月以内にその返還期日が到来することとなる学資貸与返還割賦金（令第五条第一項に規定する割賦の方法により学資貸与金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）を返還する義務を有する学資貸与金要返還者（学資貸与金の貸与を受け、当該学資貸与金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）に対しては、あらかじめ当該学資貸与返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。

2　前項の規定による通知は、機構が必要と認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人（保証人のうち学資貸与金要返還者と連帯して債務を負担する者（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

（平二九文科令二五・一部改正）

（学資貸与返還割賦金の返還の督促等）

第二十七条　機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に対しては、少なくとも六月ごとに当該学資貸与金要返還者が延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

2　前項の規定による督促は、機構が必要と認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人に対して行うものとする。

3　機構は、前二項の規定により学資貸与金要返還者又はその連帯保証人に対し学資貸与返還割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる学資貸与返還割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することができる。この場合においては、当該学資貸与返還割賦金に係る前条の規定による通知を要しない。

（平二九文科令二五・一部改正）

（保証人に対する請求）
第二十八条　機構は、前条に規定する督促によっては学資貸与返還割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、学資貸与金要返還者の連帯保証人以外の保証人に対し、当該学資貸与金要返還者が返還を延滞している学資貸与返還割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。
（平二九文科令二五・一部改正）
（学資貸与返還割賦金に係る延滞金）
第二十九条　機構は、前二条の規定による督促又は請求を行う場合には、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。
2　機構が学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者に賦課する延滞金の額は、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与返還割賦金（利息を除く。）の額につき年五パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与返還割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。
（平二六文科令一七・平二九文科令二五・一部改正）
（学資貸与返還割賦金の返還の強制）
第三十条　機構は、学資貸与返還割賦金の返還を延滞している学資貸与金要返還者等（学資貸与金要返還者又はその保証人（自然人に限る。）をいう。以下同じ。）が前三条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七編に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。
2　機構は、前項の規定によっても学資貸与返還割賦金の返還を確保することができないときその他学資貸与金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により学資貸与返還割賦金の返還を確保するものとする。
（平二九文科令二五・一部改正）
（学資貸与金の返還未済額の全部の返還の強制等）
第三十一条　前条の規定は、学資貸与金の返還未済額の全部の返還（令第五条第五項の規定による学資貸与金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、前条第一項中「前三条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している学資貸与返還割賦金を返還しないとき」とあるのは「機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、同条第二項中「学資貸与返還割賦金の返還」とあるのは「学資貸与金の返還未済額の全部の返還」と、それぞれ読み替えるものとする。
2　機構は、学資貸与金要返還者等が機構の指定した日までに学資貸与金の返還未済額の全部の返還を行わないときは、機構の定めるところにより、当該延滞している学資貸与金の返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき年五パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、学資貸与金要返還者が学資貸与金の返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。
（平二二文科令二五・平二六文科令一七・平二九文科令二五・一部改正）
（学資貸与金回収業務の委託）
第三十二条　機構は、学資貸与金要返還者の同意を得、かつ、その者に係る学資貸与返還割賦金の支払方法についての特約を付した上で、当該学資貸与金要返還者を使用する者に対し、当該学資貸与金要返還者に係る学資貸与金の回収業務の一部を委託することができる。この場合において、当該学資貸与金要返還者に係る学資貸与金の回収に関しては、第二十六条から前条までの規定によらないものとする。
2　機構は、前項の規定により学資貸与金の回収業務の一部を委託する場合には、当該委託に係る業務に関し、受託者と次に掲げる事項について取り決めなければならない。
一　学資貸与金要返還者の名簿の作成及び変更に関する事項
二　受託者が行う学資貸与金の回収業務の方法
三　受託者が回収した学資貸与金の管理及び機構に対する引渡しの方法
四　前三号に掲げるもののほか、学資貸与金の回収業務の委託に関し必要な事項
（平二九文科令二五・一部改正）
（大学の別科及び専修学校の課程）
第三十三条　令第一条第一項の表備考第一号に規定する文部科学省令で定める別科は、助産師、視能訓練士、臨床工学士、調理師、製菓衛生師若しくは養護教諭の養成を行うもの又は畜産、園芸、外国語、音楽若しくは美術に関する別科で職業に必要な技術の教授を目的とするものとする。
2　令第一条第一項の表備考第五号に規定する文部科学省令で定める専門課程は、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であって、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。
（平二五文科令一四・一部改正）
（令第一条第三項の文部科学省令で定める者）
第三十四条　令第一条第三項の文部科学省令で定める者は、放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者とする。
（平二九文科令二五・一部改正）
（学内選考委員会）
第三十五条　令第八条第二項に規定する学内選考委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次に掲げる委員で組織する。
一　学長
二　学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、委員会が定める者
三　その他委員会が定めるところにより学長が指名する者
2　委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
3　委員長は、委員会を主宰する。
4　委員会は、令第八条第二項の調査審議を行うに当たっては、法第十六条の返還の免除を受けようとする大学院の学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。
5　この条に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
（平二七文科令二五・一部改正）
（専攻分野に関する業績）
第三十六条　令第八条第二項の文部科学省令で定める業績は、次の各号に掲げる業績とする。
一　学位論文その他の研究論文
二　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十六条に定める特定の課題についての研究の成果
三　大学院設置基準第十六条の二に定める試験及び審査の結果
四　著書、データベースその他の著作物（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）
五　発明
六　授業科目の成績
七　研究又は教育に係る補助業務の実績
八　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
九　スポーツの競技会における成績
十　ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
十一　その他機構が定める業績
（平一九文科令一一・平二四文科令六・一部改正）
（特に優れた業績による返還免除の数）
第三十七条　法第十六条の規定により機構がその第一種学資貸与金の全部又は一部の返還を免除することができる者の数は、大学院において第一種学資貸与金の貸与を受けた学生であって、当該免除をしようとする日の属する年度に貸与期間が終了する者の数のおおむね百分の三十以下とするものとする。
（平二九文科令二五・平三〇文科令一九・一部改正）

附　則
（第二種学資貸与金の特例的な利率を定める方法）
第五条　令附則第二条第一項の規定により読み替えられた同令第二条第一項の法第十九条第一項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるものは、利率固定方式（第二種学資貸与金の返還の期限が到来するまでの間（当該第二種学資貸与金の貸与を受けている間及び法第十五条第二項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。）、貸与期間終了の際に算定した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。）又は利率見直し方式（第二種学資貸与金の返還の期限が到来するまでの間（当該第二種学資貸与金の貸与を受けている間及び法第十五条第二項の規定により返還の期限を猶予されている期間を除く。）、おおむね五年ごとに見直した利率とする貸与に係る利率を決定する方式をいう。）に従って、次の算式により算定する方法とする。

$R = (R_1 \times A + R_2 \times B) \div (A + B)$

この式において R、R_1、R_2、A 及び B は、それぞれ次の値を表すものとする。

R　当該第二種学資貸与金に係る利率（パーセント）

R_1　当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額（利息及び延滞金を除く。以下この条において同じ。）に相当する費用に充てるために機構が法第十九条第一項の規定によりした財政融資資金からの借入金の利率に相当する数（当該費用に充てた財政融資資金からの借入れが二回以上あるときは、それぞれの財政融資資金からの借入金の利率を、それぞれの財政融資資金からの借入金の総額のうち当該費用に充てた額により加重平均した利率に相当する数、貸与期間の終了前に当該費用に充てるための財政融資資金からの借入れがなかったときは、貸与期間の終了した月の翌月一日において財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数）

R_2　機構が法第十九条第一項の規定により発行した日本学生支援債券（以下この条において「債券」という。）のうち当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てたものの利率に相当する数（当該費用に充てる債券の発行が二回以上あるときは、それぞれの債券の利率を、それぞれの債券の総額のうち当該費用に充てる額により加重平均した利率に相当する数）

A　当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額に相当する費用に充てるために機構が法第十九条第一項の規定によりした財政融資資金からの借入金の額又はその償還残額

B　機構が法第十九条第一項の規定により発行した債券の総額のうち当該第二種学資貸与金の貸与を受けた者が返還すべき額又はその残額に相当する費用に充てた資金の額

（平一九文科令一一・全改、平二九文科令二五・一部改正）

業務方法書（抜粋）

（平成 16 年 4 月 1 日文部科学大臣認可）
（平成 30 年 5 月 11 日文部科学大臣変更認可）

第２章　学資の貸与その他必要な援助に関する事項

第１節　貸与奨学金の貸与を受けるための資格，条件等

（学資の貸与を受ける者の資格）

第３条　機構は法第 13 条第 1 項第 1 号の業務として，法，独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号。以下「令」という。）及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成 16 年文部科学省令第 23 号。以下「省令」という。)の定めるところにより，大学等(大学(大学院を除く。以下同じ)，大学院，高等専門学校及び専修学校の専門課程をいう。第 8 条第 3 項，第 30 条の 2 及び第 30 条の 9 を除き，以下同じ。）に在学する優れた学生等（大学，大学院及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。第 30 条の 2 及び第 30 条の 3 を除き，以下同じ。）であって経済的理由により修学に困難がある者と認められたものに対して，学資の貸与を行うものとする。

（学資の貸与）

第４条　前条の規定により，機構が貸与する学資を貸与奨学金，貸与奨学金を受ける者を貸与奨学生といい，貸与奨学生のうち，無利息の貸与奨学金（以下「第一種奨学金」という。）を受ける者を第一種奨学生，利息付きの貸与奨学金（以下「第二種奨学金」という。）を受ける者を第二種奨学生という。

2　第一種奨学金は，優れた学生等であって経済的理由により修学に困難がある者のうち，省令第 21 条に定める基準及び方法に従い，特に優れた学生等であって経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3　第二種奨学金は，前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち，省令第 22 条に定める基準及び方法に従い，優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4　省令第 23 条に定める基準及び方法に従い，第一種奨学金の貸与を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては，第一種奨学金に併せて第二種奨学金を貸与することができるものとする。

5　第一種奨学金（大学院で貸与を受けるものを除く。）のうち，採用時において経済的理由により特に著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与する貸与奨学金は，第 24 条に定める返還期限猶予について同条第 4 項に規定する特例を適用できるものとする。

6　前項の認定は，当該貸与奨学金の貸与を受ける者の生計を維持する者（父及び母又はこれに代わって生計を維持する者をいう。以下同じ。）の所得が給与所得のみの場合にあっては年間収入金額が 300 万円以下（給与所得以外の所得がある場合にあっては 1 年間の総収入金額から必要な経費を控除した金額（以下「年間所得金額」という。）が 200 万円以下）である場合に行うこととし，特別の事情がある場合は，別表第 4 の定めるところに従い，当該年間収入金額又は年間所得金額から特別控除額を控除した金額を年間収入金額又は年間所得金額とみなすものとする。

第２節　貸与奨学金の額等

（第一種奨学金の通信教育に係る額）

第５条　令第 1 条第 3 項の規定に基づき機構の定める額は，次の各号に掲げる者について，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者　その者が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり 88,000 円

(2)　放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第 3 条に規定する放送大学学園が設置する放送大学に在学する者で教員に面接して授業を受けるもの　その者が教員に面接して授業を受ける期間につき年当たり 88,000 円

（第二種奨学金に係る額及び利率）

第６条　令第 2 条第 2 項の機構の定める額は，それぞれ次のとおりとする。

(1)　私立の大学の医学又は歯学を履修する課程の項の機構の定める額　160,000 円

(2)　私立の大学の薬学又は獣医学を履修する課程の項の機構の定める額　140,000 円

(3)　法科大学院の法学を履修する課程の項の機構の定める額　190,000 円又は 220,000 円

2　令附則第 2 条第 1 項の規定により読み替えられた令第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 3 条第 3 項における機構の定める利率は，次の各号に掲げる場合について，それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)　法第 19 条第 1 項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本学生支援債券の利率を加重平均する方法であって文部科学省令で定めるもののうち，貸与を受ける学生又は生徒が選択した方法により算定した利率（以下，「基本利率」という。）が年 2.9 パーセント以下の場合　当該利率に 0.2 パーセントを上乗せした利率

(2)　基本利率が年 2.9 パーセントを超え年 3.1 パーセント以下の場合　年 3.1 パーセントの利率

(3)　基本利率が年 3.1 パーセントを超える場合　当該利率

第３節　貸与奨学生の選考等

（貸与奨学金の貸与に係る保証契約）

第 10 条　貸与奨学生は，法人(機構が指定する一の法人(以下「保証機関」という。）に限る。以下この項において同じ。）又は自然人 2 人（大学に相当する外国の学校（以下「外国の大学」という。）で第二種奨学金の貸与を受ける者又は大学院に相当する外国の学校（以下「外国の大学院」という。）で貸与奨学金の貸与を受ける者にあっては，保証機関及び自然人 2 人）を保証人に立てることを要するものとする。ただし，第 18 条の 2 に規定する返還方式を選択した者にあっては，保証機関を保証人に立てることを要するものとする。

2　前項の保証機関又は自然人の保証人 1 人（外国の大学で第二種奨学金の貸与を受ける者又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受ける者にあっては，保証機関及び自然人の保証人 1 人）は，連帯保証人（貸与奨学生と連帯して債務を負担する者をいう。以下同じ。）とする。

3　連帯保証人となる自然人は，貸与を受けようとする者が未成年者の場合にあっては，その保護者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 818 条に規定する親権を行う者又は第 839 条に規定する未成年後見人をいう。以下同じ。)とし，成年者の場合にあっては，原則として，父母，未成年者を除く兄弟姉妹又はこれに代わる者とする。

4　第 1 項の規定により保証人となる自然人のうち第 2 項に定める連帯保証人以外の自然人は，独立の生計を営む者であって，原則として貸与奨学生の父母以外の 4 親等以内の親族とする。

第４節　貸与奨学金の申込等

（貸与奨学生の申込み及び推薦）

第11条 貸与奨学金の貸与を受けようとする者は，当該貸与奨学金に係る遵守事項及び機構が個人番号利用（対象者の個人番号を利用して当該対象者の情報を取得し，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第57条各号に規定される事務に利用すること（法第13条第1項第1号に規定する学資の貸与及び支給に関する業務を実施するために必要な地方税関係情報の取得を含む。）をいう。以下同じ。）を行うこと等に同意する旨を表示した確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書，収入に関する資料その他の機構の理事長（以下単に「理事長」という。）が定める書類を次の各号の区分に応じ，学校の長又は理事長に提出し，かつ，インターネットを通じて貸与奨学金の申込みに係る所定の事項（以下「申込データ」という。）を収入に関する資料等に基づき機構に送信するものとする。ただし，機構が特に認める場合には，インターネットを通じて申込データを機構に送信することに代えて，貸与奨学金申込書その他の機構の定める書類を，次の各号の区分に応じ，学校の長又は理事長に提出するものとする。

(1) 現に学校に在学している者（第4号から第7号までに掲げる者を除く。） 在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）

(2) 現に学校に在学していない者（次号から第6号までに掲げる者を除く。） 卒業した学校の長

(3) 認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号。以下「試験規則」という。）第8条第1項に規定する認定試験合格者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは認定試験科目合格者（試験規則第8条第2項に規定する認定試験科目合格者（旧規程第8条第2項に規定する資格検定科目合格者を含む。）で機構の定める基準に該当するものをいう。別記13を除き，以下同じ。）又は認定試験出願者（貸与奨学金申込書を提出する年度に認定試験合格者となることを目的として試験規則第7条に規定する受験手続を終えた者をいう。以下同じ。）（第1号に該当する者であって貸与奨学金申込書を在学学校長に提出する者を除く。）（以下「認定試験合格者等」という。） 理事長

(4) 大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者 入学しようとする大学院を置く学校の長

(5) 外国の大学に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者のうち高等専門学校（第4学年，第5学年及び専攻科を除く。）の学生又は高等専門学校の第3学年の課程を修了した者（高等専門学校を卒業見込みの者又は卒業した者を除く。） 理事長

(6) 外国の大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者のうち外国の大学の学生又は外国の大学を卒業した者 理事長

(7) 現に外国の大学又は外国の大学院に在学している者（前号に該当する者を除く。） 理事長

2 前項第1号，第2号及び第4号の場合にあっては，機構は，申込データを当該各号に掲げる学校の長に提供するものとする。

3 省令第21条から第23条までの規定に基づく学校の学長又は校長の推薦（省令第22条第1項第3号ロに掲げる者のうち，第1項第5号に該当する者の推薦を除く。）は，第1項第1号，第2号及び第4号に掲げる者について，第3条に規定する貸与奨学生としての資格を審査の上，適格と認める者について，申込データ又は貸与奨学金申込書に学習成績等所定の事項を記録又は記載し，機構に送信又は提出することにより行うものとする。

4 省令第22条第1項第3号ロに掲げる者のうち，第1項第5号に該当する者の校長の推薦については，別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。

5 第1項第6号及び第7号に該当する者の第8条第4項の推薦については，別に定める推薦書を理事長に提出することにより行うものとする。

6 大学又は専修学校の専門課程に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者で，高等学校等在学者，高等学校等卒業者又は認定試験合格者等は，当該貸与奨学金の申込みにあたって，その者及びその者の生計を維持する者の個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を複写機により複写したものその他の機構が定める書類（その者の生計を維持する者に係る個人番号利用について，当該者が同意する旨を表示した書類を含む。以下「個人番号関係書類」という。）を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。ただし，個人番号が付与されていない等の事由により個人番号関係書類の提出ができない者にあっては，当該事由を機構が定める方法により明示するとともに機構が定める別の書類を提出することで，個人番号関係書類の提出に替えることができる。

第5節 貸与奨学金の貸与期間等

（貸与奨学金の貸与期間）

第14条 貸与奨学金を貸与することのできる期間は，次の各号に該当する者について，それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 第一種奨学金の貸与を受ける者（次号から第4号までに該当する者を除く。） 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし，貸与の終期は貸与奨学生の在学する学校の修業年限の終期とする。ただし，貸与の始期は当該年度の4月までを限度として当該学年の始期まで遡ることができる。

(2) その者の生計を維持する者のうち，父若しくは母又はこれに代わって生計を維持するものの失職，破産，事故，病気，死亡等若しくは震災，風水害，火災その他の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより，家計が急変し，その事由が発生した月から12月を超えない期間内に，緊急に貸与奨学金の貸与が必要となった者（以下「緊急採用の必要な者」という。）のうち第一種奨学金の貸与を受けるもの 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし，貸与の終期は機構が採用を決定した年度の末とする。ただし，貸与の始期は貸与奨学生が在学する学校に入学した月を限度としてその事由が発生した月まで遡ることができることとし，貸与の終期は，貸与を受ける年度の末においてもなお第一種奨学金を必要とすることが認められ，機構の定める期間内に願い出た場合は，翌年度の末とし，貸与奨学生の在学する学校の修業年限を限度として延長できる。

(3) 外国の大学院で第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は大学院学位取得型による支給開始月とし，貸与の終期は大学院学位取得型による支給終了月とする。ただし，省令第21条第1項第6号及び第23条第1項第6号に該当する者の貸与の始期は，機構が採用を決定したときとし，当該年度の4月を限度として大学院学位取得型による支給開始月まで遡ることができる。

(4) 外国の学校等に留学するため第一種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は協定派遣による支給開始月とし，貸与の終期は協定派遣による支給終了月とし，貸与期間は3月以上1年以内とする。

(5) 第1号から第4号までに該当する者のうち，過去において，機構が定める学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第一種奨学金の貸与を受けたことがあるもの 貸与奨学金を貸与することのできる期間は，過去に貸与を受けた期間（申込時において返還を完了している貸与奨学金に係る貸与を受けた期間を除く。以下この号及び第8号において同じ。）と通算して，現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては，貸与を受ける者が卒業に必要な最短期間。以下この号及び第8号において同じ。）に達するまでの期間を限度とする。ただし，機構が特に必要と認めるときは，全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り，過去に貸与を受けた期間にかかわらず，現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間，第一種奨学金の貸与を受けることができる。

(6) 第二種奨学金の貸与を受ける者（次号に該当する者を除く。） 貸与の始期は機構が採用を決定したときとし，貸与の終期は貸与奨学生の在学する学校の修業年限の終期とする。ただし，貸与の始期は当該年度の4月までを限度として当該学年の始期まで遡ることができる（緊急採用の必要な者は貸与奨学生が在学する学校に入学した月を限度として家計急変の事由が発生した月まで遡ることができる）こととし，貸与の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは，1年の範囲内で，その期間を延長することができる。

(7) 外国の大学又は外国の大学院に留学するため第二種奨学金の貸与を受ける者 貸与の始期は留学開始月，貸与の終期は留学終了月とし，貸与期間は3月以上1年以内とする。た

だし，学位取得のために１年以上の留学期間を必要とし，令第２条第１項各号に掲げる学校（学校教育法の規定により設置されたものに限る。）がその学位を認める場合の当該貸与期間は，３月以上２年以内とする。

(8)　第６号又は第７号のいずれかに該当する者のうち，過去において，機構が定める学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で第二種奨学金の貸与を受けたことがあるもの　貸与奨学金を貸与することのできる期間は，過去に貸与を受けた期間と通算して，現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間を限度とする。ただし，機構が必要と認めるときは，各々の学校の区分において一の貸与契約に限り，過去に貸与を受けた期間にかかわらず，現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間，第二種奨学金の貸与を受けることができるものとし，当該貸与契約の終期は在学学校長が特に必要と認めるときは，１年の範囲内で，その期間を延長することができる。

(貸与奨学金の交付)

第 15 条　貸与奨学金（一時金額第二種奨学金及び第５条の適用を受ける貸与奨学金を除く。）は，毎月１月分ずつ交付することを常例とする。

(貸与奨学金の交付の取りやめ)

第 16 条　第 29 条の報告等に基づき，貸与奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は，機構は，貸与奨学金の交付を取りやめることができる。

(1)　学習成績又は性行が不良となったとき。
(2)　貸与奨学金を必要としなくなったとき。
(3)　貸与奨学生としての責務を怠り，貸与奨学生として適当でないとき。
(4)　第 10 条第１項の規定に基づき立てた保証人が存在しなくなったとき。
(5)　その他第３条に規定する貸与奨学生としての資格を失ったとき。

２　前項第４号の場合にあっては，貸与奨学金の交付を取りやめるに先立ち原則として，貸与奨学生に対して一定の期間を定めて保証人を立てるのに必要な措置を講ずることを求めるものとし，当該期間については，貸与奨学金の交付を保留するものとする。

３　貸与奨学生は，いつでも貸与奨学金を辞退することができる。

(返還誓約書)

第 17 条　貸与奨学生は，採用にあたって，貸与される貸与奨学金の予定総額及び返還方法について確認し，当該貸与奨学金に係る遵守事項及び個人番号利用等に同意する旨を表示した返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書，連帯保証人の所得証明書（第 10 条第１項の規定により自然人２人を保証人に立てた者に限る。）その他の機構が定める資料を在学学校長（外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けている者は理事長）に提出することを要するものとする。

(貸与奨学金における採用後の個人番号関係書類の提出)

第 17 条の２　貸与奨学金の申込時において第 18 条の２に規定する返還方式を選択した第一種奨学生（第 11 条第６項（ただし書を除く。）の適用を受けた者を除く。次項において同じ。）は，採用にあたって，当該第一種奨学生の個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。

２　貸与奨学金の申込時において次条第１項の規定及び別に定めるところにより割賦金の額（以下「割賦額」という。）を決定する方法を選択した第一種奨学生が，同条第２項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始する前に，第 18 条の２に規定する返還方式に変更するときは，当該第一種奨学生の個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。

３　要返還者（貸与奨学金の貸与を受け，その貸与奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）（第 11 条第６項（ただし書を除く。）の適用を受けた者を除く。第５項において同じ。）であって，次条第１項の規定及び別に定めるところにより割賦額を決定する方法により第一種奨学金を返還することとなっているものが，次条第２項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始した後に，第 18 条の２に規定する返還方式に変更するときは，当該要返還者の個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。

４　第 18 条の２に規定する返還方式により第一種奨学金を返還することとなっている要返還者が，次条第２項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始した後の機構が定める日において被扶養者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第１項第７号に規定する控除対象配偶者及び同項第８号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）であるとき若しくは当該の機構が定める日以降に被扶養者となったとき又は次条第１項の規定及び別に定めるところにより割賦額を決定する方法により第一種奨学金を返還することとなっている要返還者が，次条第２項の規定に基づき当該第一種奨学金の返還を開始した後に，第 18 条の２に規定する返還方式に変更するときに被扶養者であるときは，当該要返還者を扶養している者の個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に提出しなければならない。

５　機構は，第 24 条第１項に定める返還期限の猶予又は第 24 条の３第１項に定める減額返還を願い出る要返還者に対して，当該要返還者の個人番号関係書類及び機構が定める書類を機構が指定する方法により理事長に対して提出することを求めることができる。

第６節　返還

(返還の期限)

第 18 条　貸与奨学金の返還は，年賦，半年賦，月賦又は半年賦・月賦併用割賦のいずれかの割賦の方法によることとし，支払回数は，貸与総額を次表に定める割賦金の基礎額で除して得られる数の年数内で返還が終了となるように別に定める方法により得られる回数とする。

貸与総額	割賦金の基礎額
200,000 円以下のもの	30,000 円
200,000 円を超え 400,000 円以下のもの	40,000 円
400,000 円を超え 500,000 円以下のもの	50,000 円
500,000 円を超え 600,000 円以下のもの	60,000 円
600,000 円を超え 700,000 円以下のもの	70,000 円
700,000 円を超え 900,000 円以下のもの	80,000 円
900,000 円を超え 1,100,000 円以下のもの	90,000 円
1,100,000 円を超え 1,300,000 円以下のもの	100,000 円
1,300,000 円を超え 1,500,000 円以下のもの	110,000 円
1,500,000 円を超え 1,700,000 円以下のもの	120,000 円
1,700,000 円を超え 1,900,000 円以下のもの	130,000 円
1,900,000 円を超え 2,100,000 円以下のもの	140,000 円
2,100,000 円を超え 2,300,000 円以下のもの	150,000 円
2,300,000 円を超え 2,500,000 円以下のもの	160,000 円
2,500,000 円を超え 3,400,000 円以下のもの	170,000 円
3,400,000 円を超えるもの	総額の 20 分の１

２　貸与奨学金の返還の期限は，貸与期間の終了した月の翌月から起算して６月を経過した後から返還を開始して前項の規定により定まる支払回数毎に機構の定めた日とする。

３　第１項の規定及び別に定めるところにより割賦額を決定する方法を定額返還方式という。

(返還方式の選択)

第 18 条の２　前条の規定にかかわらず，第一種奨学金の返還は，所得を基礎として割賦額を決定する方法（以下「所得連動返還方式」という。）を選択することができる。

(所得連動返還方式による割賦額及び返還の期限)

第 18 条の３　所得連動返還方式による第一種奨学金の返還は，第 18 条第１項の規定にかかわらず月賦に限るものとし，その期限は，貸与期間の終了した月の翌月から起算して６月を経過した後から返還を開始して，第６項に規定する最終の割賦額に係る返還の期限までの各月毎に機構の定めた日とする。

２　所得連動返還方式における割賦額は，課税対象額（地方税法第 314 条の３に規定する課税総所得金額をいい，以下単に「課税対象額」という。）に９％を乗じ，12 で除して得た金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）とし，その金額が 2,000 円未満の場合は 2,000 円とする。

３　前項の規定にかかわらず，返還を開始した月から起算して１年以内の９月までの期間における所得連動返還方式による割賦額は，定額返還方式にて算出した額を２で除して得た金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。ただし，当該金額が 2,000 円未満であるときは，2,000 円を割賦額とする。

４　前３項の規定にかかわらず，前条で定める所得連動返還方式を選択した者が個人番号関係書類及び機構が定める書類を提出しない場合は，所得連動返還方式による返還ができないものとし，当該第一種奨学金の返還に係る割賦額は，定額返還方式による割賦金相当額とする。

5　次項の規定に基づく見直し後の返還残額に係る支払回数は，延滞していない返還未済額から，第２項の規定により算出した割賦額に 12 を乗じた額を減じ，定額返還方式により算出した額で除して得られる数に 12 を加えた月数とし，当該の除して数を得た後の残余の額（この項において，以下単に「残余の額」という。）は最終の割賦額に加えるものとする。ただし，残余の額が 100 円以上であるときは，支払回数に１を加え，当該残余の額を最終の割賦額とする。

6　第２項の割賦額及び前項の支払回数は，毎年度の課税対象額に基づき見直すこととし，見直し後の割賦額は，当該課税対象年度の 10 月を返還期日とする割賦金から適用するものとする。

7　前項の規定により割賦額を見直す場合において，要返還者が次のいずれかに該当するときは，所得連動返還方式による返還ができないものとし，翌年度に割賦額を見直すまでの期間，当該第一種奨学金の返還に係る割賦額は，定額返還方式による割賦金相当額とする。

(1)　要返還者が被扶養者である場合において，機構が求める扶養者に関する情報を提出しないとき。

(2)　要返還者が被扶養者である場合において，要返還者と扶養者の課税対象額の合計額に９％を乗じ，12 で除して得た金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）が，当該の第一種奨学金について定額返還方式により算出した割賦額を超えるとき。

(3)　その他必要な情報を提出しない等の理由により，第２項に規定する割賦額の算出ができないとき。

8　第３項に規定する割賦額（ただし書によるものを除く。）の返還が困難であることにつき機構が定めるところに従い申請のあったときは，2,000 円を割賦額とする。

(割賦金に係る延滞金)

第 19 条　要返還者が割賦金の返還を延滞したときは，延滞金を徴するものとする。ただし，割賦金が返還期日から起算して１月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において，その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され，かつ，当該割賦金の延滞が発生した時点において，当該割賦金に係る貸与奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては，この限りではない。

2　前項に規定する延滞金の額は，その延滞している割賦金（第二種奨学金については利息を除く。）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365 日当たり）５パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし，要返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害，傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは，その延滞金を減免することができる。

3　省令第 27 条及び第 28 条の規定による督促又は請求を行う場合には，延滞金の納入を併せて督促し，又は請求するものとする。

(返還金の充当)

第 20 条　要返還者又は自然人の保証人２人（以下「要返還者等」という。）から返還金（貸与奨学金の返還に係る金銭をいう。以下同じ。）の支払いがあったときは，当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

(1)　返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは，返還期日の到来した割賦金から充当する。

(2)　返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから，返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。

(3)　返還期日の同じ割賦金については，先に貸与を受けた貸与奨学金に係る割賦金から充当する。

2　前項において第二種奨学金に係る返還金については，利息，割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

3　要返還者等から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは，費用，延滞金，利息，割賦金（利息を除く。）の順に充当する。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第 21 条　令第５条第５項による機構の請求があったにもかかわらず，要返還者等が機構の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは，その延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては，第 19 条第２項本文の規定を準用し，同項中「割賦金」とあるのは「返還未済額の全部」と読み替えるものとする。

(自然災害による被災者に対する適切な措置)

第 21 条の２　機構は，貸与奨学生，要返還者又は保証人（以下「貸与奨学生等」という。）から，自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会により平成 27 年 12 月に策定された自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインをいう。）に基づく債務整理の申出があった場合には，当該ガイドラインの趣旨に鑑み，当該貸与奨学生等について適切な措置を講ずるものとする。

(保証機関に対する請求)

第 22 条　機構は，要返還者のうち，機構が第 10 条に規定する保証機関と保証契約を締結している要返還者（外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けた要返還者にあっては自然人の保証人２人を含む。）が返還未済額を延滞しているときは，別に定めるところにより，保証機関に対し，その延滞している返還未済額及び延滞金の返還を請求するものとする。

2　機構が前項の請求を行ったときは，当該要返還者等に係る貸与奨学金の回収に関しては，第 18 条から前条まで，及び附則第４条の規定によらないものとする。

(個人信用情報機関への登録)

第 22 条の２　機構は，別に定めるところにより，あらかじめ同意がある場合において，割賦金の返還を延滞した要返還者の個人情報を，機構が加盟する個人信用情報機関に登録するものとする。

第８節　返還期限の猶予等

(返還期限の猶予)

第 24 条　要返還者が次の各号の一に該当し，所得証明書その他の機構が定める書類を添えて願い出た場合は，当該願い出のあった貸与奨学金について，機構は返還の期限を猶予することができる。

(1)　災害又は傷病によって返還が困難となったとき（罹災から 12 月以内であること，罹災状況が継続していること又は傷病により就労困難かつ治療中であること。第 24 条の３第１項第１号において同じ。）。

(2)　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。），高等専門学校，大学，大学院，専修学校の高等課程（令附則第 11 条第１項の規程によりなお効力を有するとされる日本育英会法施行令（昭和 59 年政令第 253 号）第２条第１項の表備考第６号の課程に限る。）若しくは専門課程に在学するとき。

(3)　研究に従事するとき。ただし，国内の場合は，独立行政法人日本学術振興会等の特別研究員として研究に従事するときに限る。

(4)　生活保護（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第１項各号に掲げる扶助をいう。以下第 30 条の６，別記第１及び同第４において同じ。）を受けているとき。

(5)　その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難（給与所得者は年間収入金額が 300 万円以下（給与所得者以外は年間所得金額が 200 万円以下）とする。ただし，特別の事情がある場合は，別表第５の定めるところに従い，当該年間収入金額又は年間所得金額から控除を行った後の金額が 300 万円以下（給与所得者以外は 200 万円以下）とする。第８号，第９号及び第 24 条の３第１項第２号において同じ。）となったとき。

(6)　令第８条第１項の規定による返還免除を願い出たとき（第２号に該当する場合を除く。）。

(7)　防衛大学校，防衛医科大学校，水産大学校，海上保安大学校，職業能力開発総合大学校，気象大学校，国立看護大学校に在学するときその他第２号に準ずると認められるとき。

(8)　労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第１項及び第２項の規定による産前又は産後の休業期間にあること又は育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第９条の規定による育児休業期間にあることによって返還が著しく困難となったとき。

(9)　独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第１項第４号ロの規定による開発途上地域への派遣，その他我が国又は国際社会の発展に寄与することを目的とする事業による海外派遣等によって返還が著しく困難となったとき。

(10)　その他法令の規定に基づく事由により返還することができないとき。

2　前項各号の猶予期間は次のとおりとする。

(1)　第２号，第７号又は第９号の一に該当するとき　当該事由が継続する期間

(2) 第１号，第３号，第４号，第５号，第８号又は第 10 号の一に該当するとき　１年以内で当該事由が継続する期間
(3) 第６号に該当するとき　貸与期間の終了した月の翌年度の９月末日までの期間

3　前項第２号の場合において，猶予期間が終了する時に当該事由が継続しているときには，願い出により，猶予期間を延長することができるものとし，その延長期間は１年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし，第１項第３号又は第５号の事由による猶予期間は，それらを通じて最長 10 年とする。

4　第４条第５項に定める返還期限猶予の特例とは，前項ただし書を適用しないこと（「猶予年限特例」という。）をいい，当該貸与奨学金の要返還者が被扶養者である場合は，機構が別に定める場合に限り，猶予年限特例の適用を認めるものとする。

(虚偽による猶予の取消)

第 24 条の２　前条第１項に定める返還期限の猶予の願い出において虚偽があることが認められたときは，当該願い出により承認された猶予について，猶予期間の開始の日にさかのぼって取り消すことができる。

(減額返還)

第 24 条の３　第 18 条の規定にかかわらず，要返還者が次の各号の一に該当し，所得証明書その他の機構が定める書類を添えて願い出た場合は，当該願い出のあった貸与奨学金（所得連動返還方式により返還することとなっている第一種奨学金を除く。）について，機構は割賦金の減額，支払回数の変更，第 24 条の８に規定する利息の特例の適用その他の貸与奨学金の返還の期限及び返還の方法を変更（以下「減額返還」という。）することができる。

(1) 災害又は傷病によって返還が困難となったとき。
(2) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

2　前項に基づき割賦金を減額して返還することのできる期間（以下「適用期間」という。）は，１年以内で前項各号の事由が継続する期間とする。

3　適用期間が終了する時に引き続き第１項各号の一に該当するときには，願い出により適用期間を延長することができるものとし，その延長期間は１年以内で当該事由が継続する期間とする。ただし，適用期間は延長期間を含めて，最長 15 年とする。

(減額返還の期限)

第 24 条の４　適用期間における貸与奨学金の返還の割賦の方法は月賦によることとする。

2　第 18 条第２項の規定にかかわらず，適用期間における貸与奨学金の返還の期限は，別に定める日とする。

(減額返還の取消)

第 24 条の５　第 24 条の３第１項に定める減額返還の願い出において虚偽があることが認められたときは，当該願い出により承認された減額返還について，適用期間の開始の日にさかのぼって取り消すことができる。

2　要返還者が第 24 条の３第１項の規定に基づき減額を認められた割賦金（以下この項及び次条において「減額割賦金」という。）の返還を延滞したときは，機構は，延滞した割賦金の返還期日以後に係る減額返還の適用を当該延滞した減額割賦金の返還期日にさかのぼって取り消すものとする。ただし，当該延滞した減額割賦金が返還期日から起算して１月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において，その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還された場合にあっては，この限りではない。

(減額返還における割賦金の額)

第 24 条の６　減額割賦金の額は，定額返還方式により算出した割賦金の額を２分の１又は３分の１のいずれか要返還者が選択した割合に減額した額（端数が生じたときは別に定めるところにより調整するものとする。）とする。

(支払回数の変更)

第 24 条の７　第 24 条の３及び前条の規定に基づき，減額返還の適用を受けて割賦金の額を２分の１に減額する場合は，適用期間の月数を２で除して得られる回数を支払回数として追加し，３分の１に減額する場合は，適用期間の月数を２分の３で除して得られる回数を支払回数として追加する。

(減額返還における第二種奨学金の利息の特例)

第 24 条の８　令第４条第２項の規定に基づき，適用期間における初回の返還期日までの利率は，令第２条並びに第３条第２項及び第３項（令附則第２条第１項の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定により算定した利率（以下この条において「減額返還適用前の利率」という。）を適用し，２回目以降の各返還期日までの利率は，次の各号に定めるところによる。

(1) 第 24 条の６の規定に基づき，割賦金の額を２分の１に減額する場合　初回の返還期日の翌日から２回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし，２回目の返還期日の翌日以降の各返還期日の翌日から次回の返還期日までの期間ごとの利率は，減額返還適用前の利率と零パーセントの順に交互に適用するものとする。
(2) 第 24 条の６の規定に基づき，割賦金の額を３分の１に減額する場合　初回の返還期日の翌日から３回目の返還期日までの利率は零パーセントとするものとし，３回目以降は３で除して余りが生じない回数の返還期日の翌日から次回の返還期日までの利率は減額返還適用前の利率とし，その他の各返還期日の翌日から次回の返還期日までの期間の利率は零パーセントとするものとする。

第９節　返還免除

(死亡等による返還免除)

第 25 条　令第７条第１項の精神若しくは身体の障害とは，別表第６の第１級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし，免除する額は返還未済額の全部とする。

2　令第７条第２項の精神又は身体の障害とは，別表第６の第２級の項に掲げる精神又は身体の障害の状態とし，免除する額は返還未済額の４分の３以内の額とする。

(特に優れた業績による返還免除)

第 26 条　令第８条第１項の認定は機構に設置する学識経験者を含む委員会による審査を経て行うものとし，特に顕著に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその貸与奨学金の全額とし，特に優れた業績を挙げた者として認定した者についてはその貸与奨学金の半額を免除するものとする。

(返還免除の願い出)

第 27 条　令第７条による貸与奨学金の返還免除については，要返還者，連帯保証人又は相続人が，貸与奨学金返還免除願に要返還者の所得証明書その他の機構が定める書類を添えて理事長に提出することにより願い出るものとする。ただし，要返還者が令第７条第１項に規定する死亡した者であって，機構が地方公共団体情報システム機構から当該要返還者に係る本人確認情報の提供を受けるときは，貸与奨学金返還免除願に添える書類を省略することができるものとする。

2　令第８条第１項による貸与奨学金の返還免除については，貸与奨学生が在学学校長の定める期日までに申請書を在学学校長に提出することにより，願い出るものとする。ただし，外国の大学院において第一種奨学金の貸与を受けた貸与奨学生にあっては，機構の定める期日までに申請書その他機構が定める書類を機構に提出することにより，願い出るものとする。

第 10 節　貸与奨学生の補導

(貸与奨学生の補導)

第 28 条　機構は，在学学校長と協力し，次の目的をもって貸与奨学生の補導を行う。

(1) 貸与奨学生の資質の向上を図ること。
(2) 貸与奨学生としての責務を尽くさせるとともに，貸与奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること。

第 29 条　機構は，貸与奨学生の補導の方法として次のことを行う。

(1) 貸与奨学生の学習成績及び生活状況などについて在学学校長に報告を求め，その報告に基づいて貸与奨学生に警告を与え，又は貸与奨学金の交付を停止すること。
(2) その他補導上必要と認めること。

第 30 条　貸与奨学生が休学したときその他必要があると認められたときは，貸与奨学金の交付を一時休止し，又は貸与期間を短縮する。ただし，貸与奨学生が休学により外国の大学又は外国の大学院において教育を受けるときは，この限りではない。

別表第４　第４条第６項関係

特別の事情	特別控除額
(1)　障害者のいる世帯であること。	障害者１人につき　99 万円
(2)　長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額
(3)　震災，風水害，火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって，将来長期にわたって，支出増又は収入減になると認められる年間金額

備考
該当する特別の事情が２以上ある場合は，これらの特別控除額を合わせて控除することができる。

別表第５（第24条第１項，第24条の３第１項及び第30条の16関係）
返還期限の猶予及び減額返還における控除額

特別の事情	控除額
A　要返還者が傷病により６月以上の治療を受けていること。	当該治療にかかる医療費の自己負担額として支出した年間金額。ただし，96万円を限度とする。
B　扶養する者が傷病により２週間以上の治療を受けており，その医療費の自己負担額の一部又は全部を要返還者が負担していること。	当該負担額の年間金額。ただし，被扶養者１人あたり96万円を限度とする。
C　扶養する者がいること。	扶養する者１人あたり38万円とする。
D　父母（C欄の適用を受ける者を除く。）に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし，38万円を限度とする。父と母が別居している場合は76万円を限度とする。
E　２親等以内の親族（C欄の適用を受ける者並びに父母，配偶者及び子を除き，兄弟姉妹は就学者に限る。）に対して経済的援助を行っていること。	当該援助額の年間金額。ただし，38万円を限度とする。
F　第24条の３第１項の減額返還の願い出をすること。	25万円

備考
1　D欄において，要返還者が経済的援助を行っている父母と同居している場合で，当該父又は母のいずれかの年間収入金額が150万円（給与所得者以外は年間所得金額が100万円。以下同じ。）を超えているときは，控除額を０円とする。また，要返還者が経済的援助を行っている父母と別居している場合で，父又は母のいずれかの年間収入金額が230万円（給与所得者以外は年間所得金額が150万円。以下同じ。）を超えているときは，控除額を０円とする。
2　E欄において，要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と同居している場合で，当該親族の年間収入金額が150万円を超えているときは，控除額を０円とする。また，要返還者が経済的援助を行っている当該の親族と別居している場合で，当該親族の年間収入金額が230万円を超えているときは，控除額を０円とする。

別表第６

精神又は身体の障害の程度	番号	精神又は身体の障害の状態
第１級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い，他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第２級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の５つの指又は親指及び人差指を併せて４つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱，胸かく，骨盤軟部組織の高度の障害，変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの

備考
1　各号の障害は，症状が固定し，又は回復の見込みのないものに限る。
2　視力を測定する場合においては，屈折異常のものについてはきょう正視力により，視表は，万国式試視力表による。

貸与奨学規程
（平成16年規程第16号）
（最近改正　平成30年規程第20号）

第１章　総則

（貸与奨学生の資格）
第２条　業務方法書第４条第１項に規定する貸与奨学生（以下第16条の２を除き，単に「貸与奨学生」という。）となる者は，業務方法書第３条に規定する大学等（大学（大学院を除き，別科にあっては令第１条第１項の表備考第１号に定める特定別科に限る。以下同じ。），大学院，高等専門学校及び専修学校の専門課程（令第１条第１項の表備考第５号の課程に限る。以下同じ。）をいう。）に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学に困難があると認められたものでなければならない。
2　前項の学生等は，日本国籍を有する者又は次の各号の一に該当する者に限る。
(1)「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）」第３条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者
(2)　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第２の永住者，日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
(3)　同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずると当該者が在学する学校の長が認めたもの
（緊急採用による貸与奨学金の貸与）
第３条　業務方法書第４条第２項及び同条第３項に規定する優れた学生等であって，主たる家計支持者（その者の生計を維持する者のうち，父若しくは母又はこれに代わって生計を維持するものをいう。以下同じ。）の失職，破産，事故，病気若しくは死亡等又は震災，風水害，火災その他の災害等により家計が急変し，その事由が発生した月から12月を超えない期間（「家計急変期間」という。第３項において同じ。）内に，修学が困難になった者が希望するときは，業務方法書第４条第１項に規定する貸与奨学金（以下単に「貸与奨学金」という。）の貸与を受けることができる。
2　学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加し，家計が急変した場合は，前項の規定を準用する。
3　前２項の規定においては，家計急変の事情により経済的困難が継続すると見込まれ，家計急変期間内に第６条に規定する申込みをした者に対して，業務方法書第８条及び第９条の規定に基づき，緊急に貸与奨学金の貸与が必要と認定したときに貸与することができる。

第２章　保証制度，返還方式，貸与奨学生の採用及び貸与奨学金の交付

（保証）
第５条　独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年省令第23号。以下「省令」という。）第25条の規定に基づき，貸与奨学生（貸与奨学金の貸与が終了している場合は，要返還者（貸与奨学金の貸与を受け，その貸与奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）。以下この条及び第10条において同じ。）は，申込時の選択により次の各号に掲げるいずれかの保証を貸与奨学金の貸与の開始から返還の完了までの間受けなければならない。ただし，外国の大学（省令第21条第１項第２号に規定する外国の大学をいう。第19条を除き，以下同じ。）又は外国の大学院（省令第21条第１項第３号に規定する外国の大学院をいう。第19条を除き，以下同じ。）で貸与奨学金の貸与を受ける者については，次の各号に掲げるすべての保証を受けるものとし，業務方法書第18条の２に規定する所得連動返還方式（以下単に「所得連動返還方式」という。）を選択した者については，第２号の機関保証を受けるものとする。
(1)　第８条に規定する連帯保証人及び第９条に規定する保証人による保証（以下「人的保証」という。）
(2)　公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「保証機関」という。）が実施する貸与奨学金の返還に関する保証制度による保証（以下「機関保証」という。）
2　前項第１号の人的保証を選択した貸与奨学生について，第11条に規定する返還誓約書に連署した連帯保証人及び保証人（連帯保証人又は保証人について変更の届出があった場合には，直近の届出による連帯保証人又は保証人）による保証を受けら

れないこととなる場合は，貸与奨学生の選択に基づき，新たに連帯保証人又は保証人を選任し変更の届出を行うか，前項第２号に規定する機関保証を受けるものとする。

3　第１項第２号の機関保証を選択した貸与奨学生については，同項第１号に規定する人的保証への変更を認めないものとする。

（返還方式）

第５条の２　業務方法書第４条第１項に規定する第一種奨学金（以下単に「第一種奨学金」という。）の貸与を受けようとする者は，当該第一種奨学金の申込時において，同第 18 条第３項に規定する定額返還方式（以下単に「定額返還方式」という。）又は所得連動返還方式のいずれかを選択しなければならない。

（貸与奨学金の申込み）

第６条　貸与奨学金の貸与を受けようとする者は，第 11 条に規定する確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書その他機構が定める書類（以下この条，次条及び第 12 条において「確認書等」という。）を現に在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）に提出し，かつ，インターネットを通じて貸与奨学金の申込みに係る所定の事項（以下この条，次条及び第 12 条において「申込データ」という。）を機構に送信するものとする。

2　貸与奨学金の貸与を受けようとする者で現に学校に在学していないものについては，前項の規定にかかわらず，確認書等をその者の卒業した学校の長に提出し，かつ，インターネットを通じて申込データを機構に送信するものとする。ただし，業務方法書第 11 条第１項第３号に規定する認定試験合格者，認定試験科目合格者又は認定試験出願者については，所定の事項を記入した貸与奨学金申込書（以下この条，次条及び第 12 条において単に「貸与奨学金申込書」という。）及び確認書等を理事長に提出するものとする。

3　大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者については，前２項の規定にかかわらず，確認書等をその者の入学しようとする大学院を置く学校の長に提出し，かつ，インターネットを通じて申込データを機構に送信するものとする。

4　外国の大学に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者で，業務方法書第 11 条第１項第５号に規定する高等専門学校（第４学年，第５学年及び専攻科を除く。）の学生又は高等専門学校の第３学年の課程を修了した者（高等専門学校を卒業見込みの者又は卒業した者を除く。）については，第１項及び第２項の規定にかかわらず，貸与奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。

5　外国の大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者で，外国の大学の学生又は外国の大学を卒業した者は，第１項及び第２項の規定にかかわらず，貸与奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。

6　現に在学する外国の大学で貸与奨学金の貸与を受けようとする外国の大学の学生又は現に在学する外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受けようとする外国の大学院の学生は，第１項の規定にかかわらず，貸与奨学金申込書及び確認書等を理事長に提出するものとする。

7　第１項から第３項までの規定（第２項ただし書に該当する場合を除く。）において，機構が特に認める場合は，貸与奨学金の貸与を受けようとする者は，インターネットを通じて申込データを機構に送信することに代えて，貸与奨学金申込書を当該学校の長に提出することができる。

8　業務方法書第 11 条第６項に規定する機構が定める書類は，次の各号に掲げる書類とする。

(1)　貸与奨学金の申込者に係る書類

ア　個人番号確認書類　次に掲げるいずれかの書類

（ア）個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）の裏面を複写機により複写したもの

（イ）通知カード（同法第７条第１項の規定に基づき個人番号を通知するカードをいう。）を複写機により複写したもの

（ウ）個人番号の記載がある住民票の写し

（エ）個人番号の記載がある住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条に基づき交付される住民票に記載をした事項に関する証明書をいう。）

イ　身元確認書類　機構が別に定める書類

(2)　貸与奨学金の申込者の生計を維持する者に係る書類　前号アに掲げる書類と同じ。

(3)　機構が業務方法書第 11 条第１項に規定する個人番号利用を行うことについて，貸与奨学金の申込者及びその者の生計を維持する者が同意する旨を表示した書類

9　業務方法書第 11 条第６項の規定により生計を維持する者の個人番号関係書類を理事長に提出する者は，機構が指示する方法により当該生計を維持する者が本人であることについて確認するものとする。

（連帯保証人）

第８条　連帯保証人は，業務方法書第 10 条第３項に規定する者とする。ただし，機構が特に必要と認める場合は，同項に規定する者に代えて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者を連帯保証人とすることができる。この場合における認定は，返還予定の期間を通じて生活を維持し，貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す返還保証書及び証明書類により，機構が行うものとする。

2　申込者が，申込時に在学し，又は進学する予定の学校の修業年限の終期まで貸与奨学金の貸与を受け，貸与を終了した時において，満 45 歳を超えることとなる場合は，前項の連帯保証人は，その貸与を終了した時において満 60 歳未満でなければならない。

（保証人）

第９条　保証人は，業務方法書第 10 条第４項に規定する者とする。ただし，機構が特に必要と認める場合は，同項に規定する者に代えて貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有すると認められる者を保証人とすることができる。この場合における認定は，返還予定の期間を通じて生活を維持し，貸与予定総額の返還を確実に保証することを示す返還保証書及び証明書類により機構が行うものとする。

2　申込者が，申込時に在学し，又は進学する予定の学校の修業年限の終期まで貸与奨学金の貸与を受け，貸与を終了した時において，満 45 歳を超えることとなる場合は，前項の保証人は，その貸与を終了した時において満 60 歳未満でなければならない。

（機関保証）

第 10 条　貸与奨学金の貸与について保証を行うことができる法人は，第５条第１項第２号に規定する保証機関とする。

2　保証機関の保証は，貸与奨学生との連帯保証とする。

3　第５条第１項第２号の機関保証を選択した者は，当該貸与奨学金の貸与終了後においても当該貸与奨学生と確実に連絡をとることができ，機構の求めに応じてその連絡先情報を提供する者を選任し，その者の氏名，住所等を本人以外の連絡先として届け出なければならない。

（確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書・返還誓約書等の提出）

第 11 条　貸与奨学金の貸与を受けようとする者は，申込時に自署押印した確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（貸与奨学金を受けようとする者が未成年者の場合にあっては，その保護者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 818 条に規定する親権を行う者，第 839 条に規定する未成年後見人若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する当該未成年者に対して親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は，当該未成年者を現に監護し，又は過去に監護していた児童養護施設長等をいう。以下同じ。）と連署の上押印することを要する。）を業務方法書第 11 条第１項の規定により学校の長又は理事長に提出しなければならない。

2　第５条第１項第１号の人的保証を選択した者は，採用にあたって機構が指定する期限までに連帯保証人及び保証人と連署の上押印（印鑑証明書を添付するものとする。以下押印について同じ。）した返還誓約書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書（以下単に「返還誓約書」という。）及び連帯保証人の収入に関する証明書を業務方法書第 17 条の規定により在学学校長（在学した学校の長を含む。次項において同じ。）又は理事長に提出しなければならない。ただし，外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受ける者については，連帯保証人が国内に在住していない場合は，当該貸与奨学生と連絡が可能な国内に在住する者を別に定めるものとする。

3　第５条第１項第２号の機関保証を選択した者は，採用にあたって機構が指定する期限までに，機関保証を受けること及び前条第３項に定める本人以外の一の連絡先を表示した返還誓約書を業務方法書第 17 条の規定により在学学校長又は理事長に提出しなければならない。

4　前２項に規定する返還誓約書を提出する際は，住民票の写し（第２条第２項第１号又は第２号に該当する者については，在留資格の記載がある住民票の写し）を添付しなければならない。ただし，外国の大学又は外国の大学院で貸与奨学金の貸与を受

ける者については，住民票の写しに代えて戸籍の附票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 20 条に基づき交付される書類）を添付することができる。

5　貸与奨学生は，機構が指定する期限までに，第 23 条第 1 項に定める口座振替のため取扱金融機関で受け付けされた自動払込利用申込書及び預金口座振替依頼書の預・貯金者控を複写機により複写したものを，在学学校長又は理事長に提出しなければならない。

（貸与奨学生の採用の決定）

第 12 条　業務方法書第 13 条第 2 項における貸与奨学生の採用は，機構が，申込データ又は貸与奨学金申込書及び確認書等について，同第 8 条及び第 9 条の規定に基づき審査の上これを決定する。

2　進学又は令第 2 条第 1 項に掲げる学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定により設置されたものに限る。以下この項において「貸与対象日本校」という。）に在学する者で外国の大学若しくは外国の大学院に留学（学生交流に関する協定等に基づく場合，留学により取得した単位が在学する貸与対象日本校の単位として認定される場合又は外国の大学院への留学で貸与対象日本校の学校長が当該留学を研究のための留学と認める場合をいう。ただし，外国の大学若しくは外国の大学院に入学する場合を除く。以下同じ。）を条件として予約した者については，インターネットを通じて，入学又は留学を証する所定の事項を機構に送信させ，採用を決定する。ただし，外国の大学又は外国の大学院に入学したとき貸与奨学金の貸与を受けようとする者については，入学を証する所定の事項の送信に代えて，入学を証する所定の進学届を理事長に提出させることとする。

3　業務方法書第 13 条第 1 項に規定する「直近の入学日又は留学開始日」とは同第 12 条の規定により採用候補者に決定した年度（当該採用候補者に係る学校が外国の大学又は外国の大学院である場合に限る。）若しくは当該年度の翌年度内に当該採用候補者に係る学校が定めた入学日又は同第 12 条の 2 の規定により採用候補者に決定した年度若しくは当該年度の翌年度内に当該採用候補者が在学する学校が定めた留学開始日とし，「特別の場合」とは採用候補者の責に帰さない理由により，入学を内定した学校又は留学に係る採用候補者が在学する学校が「直近の入学日又は留学開始日」以外の日を入学日又は留学開始日として指定した場合とし，「機構が別に定める期日」とは学校が定める入学日又は留学開始日を基準として機構が決定した日とする。

4　機構は，貸与奨学生の採用を決定したときは，在学学校長を経て，奨学生証を交付する。ただし，第 7 条第 5 項の推薦を受けて第 1 項により採用を決定した貸与奨学生及び第 2 項ただし書により採用を決定した貸与奨学生（以下，第 15 条，第 16 条の 2，第 17 条，第 20 条，第 21 条及び第 22 条において「外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生」という。）には，在学学校長を経ずに，奨学生証を交付する。

（貸与奨学金の貸与期間）

第 13 条　業務方法書第 14 条の規定に基づき，貸与奨学金の貸与期間については，理事長が別に定める場合は，貸与期間を延長し，又は短縮することができる。

（再貸与者等の貸与期間）

第 14 条　過去に第一種奨学金の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第一種奨学金の貸与期間は，業務方法書第 14 条第 5 号の規定に基づき，次の各号に掲げる学校の区分（大学，短期大学及び高等専門学校の専攻科，大学における別科，専修学校における修業年限 2 年以上の専修学校専門課程修了を入学資格の要件としている学科（別表第 2 において「上級学科」という。）は，それぞれ異なる学校区分とみなす。次項において同じ。）において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間（月数で計算し，申込時において返還を完了している貸与奨学金に係る貸与を受けた月数を除く。以下この条において同じ。）と通算して，現に在学する学校の修業年限（修業年限を定めない学校にあっては，貸与を受ける者が卒業に必要とする標準的な期間。以下この条において同じ。）に相当する月数に達するまでの期間とする。ただし，同号ただし書に該当する場合は，次の各号に掲げる全ての学校の区分を通じて一の貸与契約に限り，過去に貸与を受けた期間にかかわらず，現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。

(1)　大学（次号に該当するものを除く。第 18 条第 4 項において同じ。）
(2)　短期大学
(3)　大学院修士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程前期相当分を含む。）及び専門職大学院の課程
(4)　大学院博士課程（後期博士課程及び一貫制博士課程後期相当分を含む。）
(5)　高等専門学校
(6)　専修学校の専門課程

2　過去に第二種奨学金の貸与を受けたことがある者に新たに貸与する第二種奨学金の貸与期間は，業務方法書第 14 条第 8 号の規定に基づき，前項各号に掲げる学校の区分において現に在学する学校と同じ区分に属する学校で過去に貸与を受けた期間と通算して，現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。

3　前項の規定にかかわらず，業務方法書第 14 条第 8 号ただし書に該当する場合の新たに貸与する第二種奨学金の貸与期間は，過去に貸与を受けた貸与奨学金が一の貸与契約に基づくものであるとき又は前項の規定により通算した貸与期間が現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間内であるときには，第 1 項各号に掲げる各々の学校の区分において一の貸与契約に限り，現に在学する学校の修業年限に達するまでの期間とする。

4　前 2 項において新たに貸与する第二種奨学金の貸与契約の終期について在学学校長が特に必要と認めるときは，1 年の範囲内で，その期間を延長することができる。

（貸与奨学金の交付）

第 15 条　業務方法書第 15 条の規定により貸与奨学金は，毎月当月分を交付することを常例とし，特別の事情があるときは，2 月分以上を合わせて交付することができる。

2　貸与奨学金の交付は，機構が指定する金融機関に設けられた貸与奨学生名義の預貯金口座に振込む方法により行うものとする。ただし，特に必要があると認めたときは，在学学校長に委託して交付することができる。

3　機構は，各年度ごとに貸与した貸与奨学金の貸与総額等を記載した貸与額通知書を学校を経て貸与奨学生に交付するものとする。ただし，外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生には，学校を経ずに貸与額通知書を交付するものとする。

4　令第 1 条第 1 項に規定する第一種奨学金の月額の変更は，貸与奨学生が奨学金貸与月額変更願（貸与奨学生が未成年者の場合にあっては，その保護者と連署の上押印することを要し，当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあっては，連帯保証人及び保証人と連署の上押印することを要する。以下この条において同じ。）を在学学校長（外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生にあっては理事長。次項において同じ。）に提出することにより行うものとし，変更後の月額は，奨学金貸与月額変更願を学校（外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生にあっては機構）に提出した日の属する月以降で貸与奨学生が希望する月から適用することができる。ただし，自宅通学から自宅外通学への変更に伴い増額する場合には当該変更の事由が生じた月（変更の事由が生じた後 1 月以上経過後奨学金貸与月額変更願を提出したときは在学学校長に提出があった月）から，自宅外通学から自宅通学への変更に伴い減額となる場合には当該変更の事由が生じた月の翌月（変更の事由が生じたのが月の初日のときはその月）から適用し，通学形態の変更を伴わずに減額となる場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の 4 月（貸与奨学生として採用された年度内の場合にあっては貸与を開始した月）までのうち貸与奨学生が希望する月に遡って適用することができる。

5　第二種奨学金の月額の変更は，貸与奨学生が奨学金貸与月額変更願を在学学校長に提出することにより行うものとする。

6　前項の規定による第二種奨学金の月額の変更は，増額する場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月以降で貸与奨学生が希望する月から適用することができるものとし，減額する場合には奨学金貸与月額変更願を提出した日の属する月から当該年度の 4 月（貸与奨学生として採用された年度内の場合にあっては貸与を開始した月）までのうち貸与奨学生が希望する月に遡って適用することができる。

（貸与奨学生適格認定）

第 16 条　機構は，業務方法書第 16 条第 1 項及び同第 29 条の規定に基づき，在学学校長の協力を得て，貸与奨学生としての資格の確認等（以下この条及び次条において「適格認定」という。）を行うものとする。

2　貸与奨学生は，毎年 1 回，奨学金継続願を，インターネットを通じて機構に提出しなければならない。ただし，機構が特に認める場合は，書面により，在学学校長に提出することができる。

3　在学学校長は，前項の奨学金継続願を提出した貸与奨学生及

び別に定める適格認定が必要である貸与奨学生について，機構が提供する当該学校に在学する貸与奨学生に係る奨学金継続願の電子的データ，又は提出された書面等により，理事長が別に定める適格認定の基準（次条において「適格基準」という。）に基づき適格認定を行い，機構に報告するものとする。

4　機構は，前項の報告に基づき，貸与奨学生に対しとるべき処置を決定し，必要に応じて，在学学校長を通じて当該者に通知するものとする。

（外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生の適格認定）

第16条の2　外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生（以下，この条において「貸与奨学生」という。）の適格認定は，前条の規定にかかわらず，この条の定めるところにより行うものとする。

2　貸与奨学生は，毎年1回，奨学金継続願及び機構の定める書類を理事長に提出しなければならない。

3　機構は，前項の奨学金継続願を提出した貸与奨学生及び別に定める適格認定が必要である貸与奨学生について，前項の奨学金継続願及び機構の定める書類により，適格基準に基づき適格認定を行うものとする。

4　機構は，前項の適格認定に基づき，貸与奨学生に対しとるべき処置を決定し，必要に応じて，当該者に通知するものとする。

（貸与奨学生の異動届出）

第17条　貸与奨学生は，次の各号の一に該当する場合は，在学学校長を経て直ちに届け出なければならない。ただし，外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生は，在学学校長を経ずに，直ちに届け出なければならない。

(1)　休学，復学，転学部（同一学校の他の学部又は学科の相当学年に移動することをいう。次項において同じ。），転学（退学又は卒業せずに他の学校の相当学年に移動することをいう。次項及び次条において同じ。），編入学（退学又は卒業後に他の学校の修業年限の中途に入学することをいう。次項及び次条において同じ。），留学（海外留学支援制度による派遣留学生の場合，官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合又はこれら以外で留学期間が3月未満の場合を除く。）又は退学したとき。

(2)　停学その他の処分を受けたとき。

(3)　貸与奨学生の氏名，住所その他重要な事項に変更があったとき。

(4)　第5条第1項第1号の人的保証を選択した者が連帯保証人又は保証人を変更するとき，又はそれらの氏名，住所その他重要な事項に変更があったとき。

(5)　第5条第1項第2号の機関保証を選択した者が第10条第3項に定める本人以外の連絡先を変更するとき，又はその氏名，住所その他重要な事項に変更があったとき。

(6)　第二種奨学金の貸与を受ける者が利率の算定方法を変更するとき。ただし，貸与終了前における機構が指定する期限までに届け出なければならない。

(7)　定額返還方式又は所得連動返還方式のいずれかを選択した者が，他の返還方式に変更するとき。ただし，所得連動返還方式から定額返還方式に変更するときは，貸与終了前の機構が指定する期限までに届け出なければならない。

2　前項第1号において転学部，転学，編入学後，貸与奨学金を継続するにあたり，当該転学部，転学，編入学前より貸与総額が増加する場合，又は同項第6号の規定に該当する場合は，当該事由による届け出をする際に，別に定める書類に連帯保証人及び保証人と連署の上押印することを要する。

3　第1項第1号及び同項第6号に該当し前項の届け出をする貸与奨学生並びに第7号に該当し返還方式の変更の届け出をする貸与奨学生が未成年者の場合にあっては，その保護者と連署の上押印することを要する。

4　人的保証を選択した者が第1項第7号の規定により定額返還方式から所得連動返還方式に変更するときは，機関保証への変更を届出なければならないものとし，機関保証を選択した者が同号の規定により所得連動返還方式から定額返還方式に変更するときは，第5条第3項の規定により人的保証に変更できないものとする。

（転学，編入学，留学又は退学による貸与奨学金の取扱）

第18条　貸与奨学生が退学したときは，貸与奨学金を辞退したものとみなす。

2　貸与奨学生が，転学及び編入学であって第14条の学校の区分において同一区分の学校に引続き入学する場合は，貸与奨学金の交付を継続することができるものとし，交付の継続を希望する者には転学又は編入学後3月以内に継続願を提出させるものとする。

3　前項の場合の貸与奨学金の貸与期間は，第14条の規定を準用する。

4　貸与奨学生が短期大学，高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了後大学へ編入学し，第二種奨学金を希望する場合，及び，貸与奨学生が海外の大学（短期大学に相当するものに限る。）を卒業後，海外の大学（短期大学に相当するものを除く。）へ編入学し，第二種奨学金を希望する場合は，第2項の規定を準用する。ただし，貸与奨学生の身分は継続せず新規に採用されたものとして取り扱う。

5　貸与奨学生が留学した場合は貸与奨学金の交付を休止する。ただし，海外留学支援制度による派遣留学生の場合，官民協働海外留学支援制度による派遣留学生の場合，これら以外で留学期間が3月未満の場合又は在学学校長を経て願い出た場合は，貸与奨学金の交付を継続することができる。また，第12条第2項に規定する留学をする者は，貸与奨学金の貸与を受けることができる。

（貸与奨学金の交付の休止，停止及び貸与期間の短縮）

第19条　貸与奨学生が休学したとき又は1月以上の長期にわたって欠席したとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し，当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく，学校長が成業の見込みがあると認め，かつ授業料を納入している場合を除く。）は，貸与奨学金の交付を休止する。ただし，休学により外国の大学又は外国の大学院へ留学するときは，この限りではない。

2　貸与奨学生の学業又は性行などの状況により補導上必要があると認めたときは，貸与奨学金の交付を停止し，又は貸与奨学金の貸与期間を短縮することがある。

3　貸与奨学生が，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修することを在学学校長に認められているときは，当該貸与奨学生の申請に基づき，貸与奨学金の交付を休止することができる。

（貸与奨学金の交付の復活）

第20条　第18条第5項の規定により貸与奨学金の交付を休止された者又は前条の規定により貸与奨学金の交付を休止若しくは停止された者が，その事由がやんで在学学校長を経て（外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生は，在学学校長を経ずに）願い出たときは，貸与奨学金の交付を復活することがある。ただし，休止された月から起算して2年（大学院の貸与奨学生で機構が特に必要と認めたときは3年）又は停止された月から起算して2年を経過したときはこの限りでない。

2　前条第3項の規定により貸与奨学金の交付を休止された者が，在学学校長を経て願い出たときは，貸与奨学金の交付を復活する。ただし，休止された月から起算して2年経過したときはこの限りでない。

（貸与奨学金の交付の廃止）

第21条　業務方法書第16条第1項の規定により貸与奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は，機構は，在学学校長の意見を徴して，貸与奨学金の交付を廃止することができる。ただし，当該者が外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生である場合は，在学学校長の意見を徴せずに貸与奨学金の交付を廃止することができる。

(1)　学習成績又は性行が不良となったとき。

(2)　貸与奨学金を必要としなくなったとき。

(3)　所定の期限内に第16条第2項に規定する奨学金継続願を提出しない等貸与奨学生としての責務を怠り，貸与奨学生として適当でないとき。

(4)　第5条第2項に該当する場合であって，連帯保証人又は保証人の変更を行わず機関保証も受けないとき，貸与奨学生と保証機関の間の契約に基づき保証料未納等の理由により保証契約が解除となるときその他第5条第1項で選択した人的保証が受けられなくなったとき。

(5)　在学学校で処分を受け学籍を失う等その他第2条に規定する貸与奨学生としての資格を失ったとき。

2　前項第4号の場合については，貸与奨学金の交付を廃止するに先立ち原則として，相当の期間内に貸与奨学生から所要の手続がなかったとき，保証機関から保証料未納の状態であることの通知があったときその他同号に該当することとなるおそれがあると認められるときに貸与奨学生に対して一定の期間を定めて保証の継続に必要な措置を講ずることを求めるものとする。この場合において，当該期間については，貸与奨学金の交付を保留するものとする。

（貸与奨学金の辞退）

第22条　業務方法書第16条第3項の規定により貸与奨学生は，

いつでも在学学校長を経て（外国の大学又は外国の大学院に在学する貸与奨学生は，在学学校長を経ずに）貸与奨学金の辞退を申し出ることができる。

第３章　貸与奨学金の返還

（貸与奨学金の返還）

第 23 条　令第５条及び業務方法書第 18 条の規定に基づき，貸与奨学金の返還は，原則として，口座振替（振替日は，毎月 27 日（27 日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）の方法によるものとする。

2　第二種奨学金についての業務方法書第 18 条の規定による返還は，元利均等返還によるものとする。

3　割賦金（令第５条第１項に規定する割賦の方法により貸与奨学金を返還する場合における各返還期日（月賦においては，毎月 27 日，半年賦においては，１月 27 日及び７月 27 日）ごとの返還分をいう。以下同じ。）のうち第二種奨学金の割賦金は，割賦元金（元利均等返還による割賦額のうち元金部分をいう。以下同じ。），利息及び第 26 条に規定する返還据置期間の利息（以下「据置期間利息」という。）を返還回数で除して得た額（端数があるときは，初回又は最終回返還期日の割賦金で調整するものとする。第 26 条，第 29 条の４及び第 30 条において「据置期間利息の分割額」という。）の合計額をいう（別表第１において同じ。）。

4　第一種奨学金の返還は，定額返還方式又は所得連動返還方式のいずれかによるものとし，当該貸与奨学金の貸与終了後においては，定額返還方式から所得連動返還方式への変更に限り，機構の定めるところにより返還方式を変更できるものとする。

（割賦金の算出）

第 24 条　一の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合において月賦で返還する（以下この条，第 26 条及び第 27 条において「月賦返還」という。）割賦金の額は，特別の事由がある場合を除くほか，貸与を受けた貸与奨学金の額（以下この条において「貸与総額」という。）に応じ，業務方法書第 18 条第１項に規定する表に定める割賦金の基礎額で貸与総額を除して得られる数（１未満の端数は切り捨てる。以下この条において同じ。）に 12 を乗じて得られる返還回数で貸与総額を除して得られる額を下ってはならないものとし，割賦金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

2　一の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合における月賦返還の割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額は，特別の事由がある場合を除くほか，貸与総額に応じ，前項の規定を準用して返還回数を求め，その返還回数に応じて，別表第１に定める定率を貸与総額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし，割賦元金に端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

3　前項の利息は，月単位（利率を年利率の 12 分の１で計算した利息をいう。）で計算するものとする。この場合において，１月未満の期間については，その日数に応じ，日割り（利率を年利率の 365 分の１で計算した利息をいう。）により計算するものとする。

4　業務方法書第４条第４項の規定により，第一種奨学金に併せて第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの貸与奨学金の月賦返還の割賦金の額（第二種奨学金においては割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額）については，貸与を受けたそれぞれの貸与奨学金の額の合計額を貸与総額として第１項の規定を準用して返還回数を求め，第一種奨学金については，その返還回数でその貸与を受けた貸与奨学金の額を除して得られる額を，第二種奨学金については，その返還回数に応じて，別表第１に定める定率をその貸与を受けた貸与奨学金の額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし，端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

5　二以上の貸与契約により第一種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの貸与奨学金の月賦返還の割賦金の額については，貸与を受けたそれぞれの貸与奨学金の額の合計額を貸与総額として第１項の規定を準用することができる。

6　二以上の貸与契約により第二種奨学金の貸与を受けた場合におけるそれぞれの貸与奨学金の月賦返還の割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額については，貸与を受けたそれぞれの貸与奨学金の額の合計額を貸与総額として第１項の規定を準用して得られる返還回数に応じて，別表第１に定める定率を貸与を受けたそれぞれの貸与奨学金の額に乗じて得られる額を下ってはならないものとし，端数が生じたときは最終回で調整するものとする。

7　二以上の貸与契約により第一種奨学金及び第二種奨学金の貸与を受けた場合（第４項に規定するものを除く。）における貸与奨学金の返還の割賦金の額については，貸与を受けた貸与奨学金の額の合計額を貸与総額として第１項の規定を準用して得られる返還回数に応じ，前３項の規定を準用することができる。

8　月賦・半年賦併用の割賦の方法（以下「併用返還」という。）で返還する場合の月賦の割賦の方法による返還（以下この項及び第 30 条において「月賦分」という。）及び半年賦の割賦の方法による返還（以下「半年賦分」という。）の割賦金の額は，貸与総額に第１項及び第２項の規定を適用して求めた月賦分の返還回数及び貸与総額に応じ，第１項の表に定める割賦金の基礎額で貸与総額を除して得られる数に２を乗じて得られる返還回数又はこれらの返還回数に応じた別表第１に定める定率を，月賦分の対象となる額及び半年賦分の対象となる額（貸与総額を２分して求められる額で，その額に端数が生じたときは月賦分の対象となる額で調整する。）に第１項及び第２項の規定を準用して求めることができる。

9　第二種奨学金の貸与を受ける者が利率見直し方式に従って利率を算定する方法を選択した場合における割賦金のうち割賦元金及び利息の合計額は，貸与終了月の属する年度の初日から起算して５年，10 年及び 15 年（当該第二種奨学金を受けている間，独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 15 条第２項の規定により返還の期限を猶予されている期間及び業務方法書第 24 条の３及び同第 24 条の６に規定する減額返還の適用を受けて割賦金の額を２分の１に減額する場合は，適用期間（割賦金を減額して返還することのできる期間をいう。以下同じ。）の月数を２で除した月数，３分の１に減額する場合は，適用期間の月数を２分の３で除した月数（１月未満の端数は切り上げる。）を除く。次項において同じ。）を経過した日の後に到来する３月 28 日（以下この項において「算出日」という。）に，当該第二種奨学金の返還の期限が到来するまでの間，省令附則第５条の規定に基づき算定した利率，算出日における返還期日が到来していない割賦元金の残額及び残返還回数により，算出する。

10　前項の規定において適用する省令附則第５条の規定に基づき算定した利率は，貸与終了月の属する年度の初日から起算して５年，10 年及び 15 年を経過した日の属する年度に算定した利率とする。

11　第１項，第４項，第５項及び第７項の規定にかかわらず，所得連動返還方式の割賦金の額は，業務方法書第 18 条の３に定める額とする。

（返還方法の指定）

第 25 条　貸与奨学生が第５条第２項に該当する場合であって連帯保証人及び保証人の変更を行わず機関保証も受けないときその他第５条第１項で選択した人的保証が受けられなくなったとき又は第 11 条に規定する返還誓約書の提出をしなかったときは，第 23 条及び前条並びに業務方法書第 24 条の３の規定と異なる返還方法により返還させることができる。

（据置期間利息の徴収方法）

第 26 条　第二種奨学金を返還する場合において，月賦返還にあっては貸与終了月の翌月から初回返還期日の前月の 27 日までの期間，併用返還の半年賦分にあっては貸与終了月の翌月から初回返還期日の６月前の月の 27 日までの期間の据置期間利息は，初回返還期日から最終回返還期日までの返還で均等に分割して徴するものとし，据置期間利息の分割額を各割賦金に含めるものとする。

（繰上返還）

第 27 条　貸与奨学金はいつでも繰上返還できる。この場合，第二種奨学金に係る繰上返還については，次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

(1)　割賦方法に応じて，月賦返還にあっては返還期日前１月未満，併用返還の半年賦分にあっては返還期日前６月未満の期間内（次号において「返還期日前の期間内」という。）に当該返還期日に係る割賦金を返還したときは，それぞれ当該返還期日に返還したものとみなし，次回以後の割賦金の返還期日を繰上げないものとする。

(2)　直近の返還期日の後に到来する返還期日以後に係る割賦金を返還期日前の期間内に返還したときは，直近の返還期日に返還したものとみなし，繰上返還した額が一返還期日に係る割賦元金及び据置期間利息の分割分の合計額（次号及び次項において「割賦元金等」という。）に達するごとに次回以後の割賦金の返還期日を順次繰上げるものとする。

(3) 前２号に規定する返還において，次回返還期日に係る割賦元金等に満たない端数の額があるときは，その端数の額を仮受金とし，割賦元金等の不足額の返還があったとき，又は次に到来する返還期日に清算するものとする。
(4) 前条に規定する据置期間内に繰上返還をした場合，貸与終了月の翌月から当該繰上返還の日の属する月分までの利息を徴収する。なお，据置期間内に複数回繰上返還をする場合の２回目以降の繰上返還については，前回返還した日の属する月の翌月分から当該返還の日の属する月分までの利息をその都度徴するものとする。
(5) 前号の繰上返還後の据置期間利息については，前条中「貸与終了月の翌月」とあるのは「前回返還した月の 28 日（返還した日が 28 日から 31 日までのいずれかの場合にあっては，翌月の 28 日）」と読み替え，徴するものとする。

2 前項第２号に規定する繰上返還をした場合において，外国出張その他真に止むを得ない事由があるときは，願い出により，返還期日の繰上を行わないことができる。この場合において，返還期日の繰上を行わない期間の利息は，繰上返還をするとき又は返還された割賦元金等の返還期日ごとに支払わなければならない。

3 第１項に規定する繰上返還をした場合において，その繰上返還により返還完了となったときは，同項第１号又は第２号の規定にかかわらず，当該繰上返還における元金に係る利息は，当該返還の日の属する月分までとする。

(貸与奨学金の返還期限の猶予)

第 28 条 業務方法書第 24 条第１項第２号の規定における高等学校，大学，大学院，高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程については，外国にあってこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含むものとする。

(返還期限の猶予の願い出)

第 29 条 貸与奨学金の返還期限の猶予を受けようとする者は，その事由を明記した奨学金返還期限猶予願を提出しなければならない。

2 貸与奨学生又は要返還者が次の各号の一に該当するときは，前項の規定にかかわらず，奨学金返還期限猶予願の提出があったものとみなす。
(1) 第 12 条第２項に規定する入学を証する所定の事項の送信をした者及び進学届を提出した者
(2) 第 33 条第１項の規定による届出をした者

3 前条及び業務方法書第 24 条の規定により返還期限の猶予をする場合又は返還期限の猶予期間中，特に必要があると認めるときは，その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。

(減額返還の願い出)

第 29 条の２ 業務方法書第 24 条の３の規定に基づき，減額返還（割賦金の減額，支払回数の変更及び利息の特例その他の貸与奨学金の返還の期限及び返還の方法の変更をいう。以下同じ。）の適用を受けようとする者は，その事由を明記した奨学金減額返還願を提出しなければならない。

2 業務方法書第 24 条の３の規定により減額返還を適用する場合は，その事由を証明することのできる書類を提出させるものとする。ただし，当初の初回返還期日又は在学猶予（業務方法書第 24 条第１項第２号及び前条２項の規定により適用される返還期限の猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用終了後の初回返還期日から１年以内の初回申請時に限り，貸与終了月又は在学猶予終了月の翌月が属する年分の所得に関する証明書が発行される前月までに減額返還の適用を受けようとする場合は，この限りではない。

3 その他，減額返還の願い出に関して必要な事項は別に定める。

(減額返還における返還方法)

第 29 条の３ 業務方法書第 24 条の４第２項の規定に基づき，適用期間における貸与奨学金の返還は，原則として，口座振替（振替日は，毎月 27 日（27 日が金融機関の休業日である月においては翌営業日）とする。）の方法によるものとし，返還の期限は支払回数ごとに毎月 27 日とする。

(減額返還の適用期間における据置期間利息の徴収方法)

第 29 条の４ 第 26 条の規定にかかわらず，適用期間において徴収する据置期間利息は，適用期間がなかったものとして第 23 条第３項の規定に基づき得られる据置期間利息の分割額を適用期間中において業務方法書第 24 条の８の規定により減額返還適用前の利率を適用する回の返還期日の割賦金に含むものとする。

(減額返還における割賦金の額)

第 29 条の５ 業務方法書第 24 条の６の規定に基づき端数が生じた場合において，割賦金を２分の１に減額したときは適用期間中の奇数の回又は割賦金を３分の１に減額したときは支払回数を３で除して余りが１になる回の返還期日の割賦金で調整するものとする。

(返還金の充当)

第 30 条 併用返還において，月賦分の割賦金に合わせて半年賦分の割賦金を返還するときに，業務方法書第 20 条第１項に規定する返還金（次項，次条及び第 32 条において「返還金」という。）がこれらの合計額に満たないときは，月賦分の割賦金から充当するものとする。

2 前項及び業務方法書第 20 条第２項の規定において第二種奨学金に係る返還金については，据置期間利息の分割額，利息，割賦元金の順に充当するものとする。

3 業務方法書第 20 条第３項において要返還者等（第５条第１項に規定する要返還者，第８条第１項に規定する連帯保証人及び第９条第１項に規定する保証人をいう。以下同じ。）から割賦金のほかに延滞金及び費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは，費用，延滞金，据置期間利息の分割額，利息，割賦元金の順に充当するものとする。

(過剰金の取扱い)

第 31 条 返還金の支払があったときに，機構が受領した額が返還未済額を超えるため返還金が完了となったうえで残余の額（以下この条において「過剰金」という。）が生じた場合は，過剰金から手数料（返金に要する手数料をいう。次項において同じ。）を除いた残額を返還金の支払を行った者に返金する。ただし，返還金の支払を行った者の責に帰さない事由等により過剰金が生じた場合を除く。

2 過剰金から手数料を除いた残額が 100 円未満となる場合は，前項の規定にかかわらず，過剰金の金額を寄附金取扱規程（平成 16 年規程第 15 号）第２条により学生支援寄附金に振り替えるものとする。

3 前項の取扱いについては，返還誓約書及び返還完了通知に記載することにより返還完了前の要返還者等の承諾を得たものとする。

4 二以上の貸与契約により貸与奨学金を返還している場合において，過剰金が生じた貸与奨学金以外の貸与奨学金に返還未済額があるときは，前３項の規定にかかわらず，返還金の支払を行った者の承諾を得て過剰金を他の貸与奨学金に係る返還金に振り替えるものとする。

(不足金の取扱い)

第 32 条 返還金の支払があったときに，機構が受領した額が返還未済額に僅かに不足する額（次項において「不足金」という。）が，100 円未満の場合は，返還未済額の全部が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。

2 最終回の返還金の支払が当該最終回の返還期日に遅れたことにより新たに延滞金が発生したため不足金が生じ，その額が延滞となっている割賦金の５％以内（第二種奨学金においては 500 円未満）である場合は，返還未済額の全額が返還されたものとみなして返還が完了したものとする。

(要返還者の届出)

第 33 条 要返還者が高等学校，大学，大学院，高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程（第 28 条の規定により，外国にあってこれらの学校に準ずると理事長が認めるものを含む。）に入学したときは，在学証明書を添えて，直ちに届け出なければならない。

2 要返還者は，貸与奨学金返還完了前に氏名，住所，勤務先その他重要な事項に変更があったときは，直ちに届け出なければならない。

3 要返還者は，貸与奨学金の返還に係る預貯金口座を変更しようとするときは，あらかじめ届け出なければならない。

4 第５条第１項第１号の人的保証を受ける要返還者は，その連帯保証人若しくは保証人を変更するとき，又はそれらの氏名，住所その他重要な事項に変更があったときは，直ちに届け出なければならない。

5 第５条第１項第２号の機関保証を受ける要返還者は，第 10 条第３項に定める本人以外の連絡先を変更するとき，又はその氏名，住所その他重要な事項に変更があったときは，直ちに届け出なければならない。

6 所得連動返還方式により返還することとなっている要返還者は，毎年機構の定める期日までに，当該要返還者（当該要返還者が被扶養者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292

条第１項第７号に規定する控除対象配偶者及び同項第８号に規定する扶養親族をいう。）であるときは当該要返還者及び当該要返還者を扶養している者）に係る市町村民税の課税証明書（課税対象額（地方税法第 314 条の３に定める課税総所得金額をいう。）が記載された市町村発行の証明書をいう。）を提出しなければならない。

７　人的保証を選択した要返還者が，第 23 条第４項の規定に基づき，定額返還方式から所得連動返還方式に変更するときは，機関保証への変更を届け出なければならない。

（死亡の届出）

第 34 条　貸与奨学生が死亡したときは，連帯保証人又は相続人は，在学した学校の長を経て直ちに異動届を提出しなければならない。

２　要返還者が貸与奨学金返還完了前に死亡したときは，連帯保証人又は相続人は，直ちに死亡届を提出しなければならない。

（個人信用情報機関への登録）

第 34 条の２　機構は，第 11 条第１項，第２項及び第３項並びに附則第４項に規定する個人信用情報の取扱いに関する同意書等により個人信用情報機関への登録に同意した者のうち割賦金の返還を延滞した者について，業務方法書第 22 条の２の規定により，その個人情報を機構が加盟する個人信用情報機関に登録するものとする。

２　前項の登録にあたっての条件及び登録する個人情報の内容等については，別に定める。

第５章　貸与奨学金の返還免除

（返還免除の願い出）

第 44 条　令第７条の規定により貸与奨学金の返還免除を受けようとするときは，要返還者又は相続人（第１号に該当する場合に限る。）は，貸与奨学金返還免除願に自署押印の上，それぞれ次の各号の書類を添えて機構に提出しなければならない。ただし，個人番号を提出済みの要返還者が死亡しており，機構が当該個人番号を利用して地方公共団体情報システム機構から当該要返還者に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合は，第１号の書類の提出を省略することができるものとする。なお，第５条第１項第１号の人的保証を選択した者に係る貸与奨学金返還免除願には連帯保証人の自署押印を要するものとする。

(1)　死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書

(2)　精神又は身体の障害によるときは次の書類

イ　その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の診断書

ロ　返還できなくなった事情を証する書類

（返還免除の決定）

第 45 条　前条の願い出があったときは，機構は，これを審査決定し，その結果を要返還者，連帯保証人又は相続人に通知する。

第７章　個人番号の利用

第 57 条　機構は，業務方法書第 17 条の２の規定により提出された個人番号を利用し，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成 26 年内閣府・総務省令第７号）第 53 条各号に規定する情報を取得することができる。

２　機構は，業務方法書第 11 条，第 17 条，第 22 条の３，第 24 条及び第 24 条の３の規定にかかわらず，前項の規定に基づき取得した貸与奨学金の申込者又は要返還者等の収入金額，所得金額その他の情報を，当該各規定において貸与奨学金の申込者又は要返還者等が提出することとなっている収入に関する資料又は所得証明書に代えることができる。

別表第１（第 24 条第２項，第４項及び第６項－第８項関係）

第二種奨学金の割賦金算出の定率

定率	$\frac{i\times(1+i)^n}{(1+i)^n-1}$
備考	・i については 年賦返還の場合は年利率 半年賦返還の場合は年利率の 6/12 月賦返還の場合は年利率の 1/12 ・返還回数は n

奨学生の適格認定に関する施行細則（抜粋）

（平成 16 年細則第 12 号）

（最近改正　平成 30 年細則第 14 号）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この細則は，貸与奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 16 年規程第 16 号）第 16 条及び第 16 条の２並びに給付奨学規程（独立行政法人日本学生支援機構平成 29 年規程第 15 号）第 11 条に規定する適格認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第２章　貸与奨学生の適格認定

（貸与奨学生に係る適格認定の対象者）

第２条　貸与奨学規程第 16 条第３項及び第 16 条の２第３項の貸与奨学生は，次に掲げる者とする。

(1)　貸与奨学金継続願を提出した者

(2)　第４条第２項第２号の停止の処置を受けている者

(3)　性行不良の者，学業成績不振により卒業又は修了の延期が確定した者その他適格認定が必要であると貸与奨学生が在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）が認めた者

２　前項第２号の停止の処置を受けている者のうち第４条第２項第５号の復活の処置を受けようとする者は，学修状況等について在学学校長に報告するとともに交付の再開を願い出なければならない。

３　在学学校長は，第１項第１号に掲げる者にあっては機構の定める期日までに，同項第２号に掲げる者にあっては適宜，同項第３号に掲げる者にあっては事由発生後速やかに適格認定を行うものとする。

（貸与奨学生適格基準）

第３条　貸与奨学規程第 16 条第３項及び第 16 条の２第３項に定める貸与奨学生に係る適格認定の基準（第５条において「貸与奨学生適格基準」という。）は，次に掲げるとおりとする。

(1)　人物について

学生又は生徒の生活の全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく，貸与奨学金（業務方法書第４条第１項に規定する貸与奨学金をいう。以下同じ。）の貸与には返還義務が伴うことを自覚し，かつ，将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

(2)　学業について

修業年限で確実に卒業又は修了できる見込みがあること。

(3)　経済状況について

修学を継続するために引き続き貸与奨学金の貸与が必要と認められること。

（貸与奨学生に対する機構の処置）

第４条　独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が貸与奨学規程第 16 条第４項及び第 16 条の２第４項に基づき，貸与奨学生に対してとるべき処置は，廃止，停止，警告，継続又は復活とする。

２　前項に定める処置の内容は，次の各号の区分に応じたものとする。

(1)　廃止

貸与奨学生の資格を失わせる。

(2)　停止

１年以内で在学学校長が定める期間，貸与奨学金の交付を停止する。ただし，停止の事由が継続している場合は，当該停止期間を経過後１年を限度として在学学校長が定める期間，停止を延長する。

(3)　警告

ア　貸与奨学金の交付を継続する。

イ　学業成績の向上に努力するよう指導するとともに，学業成績が回復しない場合，次回の適格認定時以後に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

(4)　継続

貸与奨学金の交付を継続する。

(5)　復活

貸与奨学金の交付を復活する。

３　機構は，前項各号（第４号を除く。）の処置を行った者に対し，当該処置の内容を記載した文書（次項において「貸与奨学金処置通知」という。）を交付するものとする。

4　機構は，前項の貸与奨学金処置通知の内容を理解していることを確認するため，第２項第２号及び第３号の処置を受けた者に対し，別に定める書類の提出を求めるものとする。

（貸与奨学生に係る認定の方法）

第５条　貸与奨学規程第 16 条第３項及び第 16 条の２第３項の適格認定は，第３条の貸与奨学生適格基準に基づき，次項に定めるところにより行うものとする。

2　第２条第１項各号に掲げる者の適格認定については，次の表の左欄に掲げる区分に応じ，同表の右欄に定める学校の種類ごとに貸与奨学生適格基準の細目に基づいて認定するものとする。

区分	貸与奨学生適格基準の細目	
	学部・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）	大学院
廃止	1　学業成績が次のいずれかに該当する者 (1)　卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 (2)　当年度の修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者	学業成績により，修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者
	2　次のいずれかに該当する者 (1)「貸与奨学金継続願」を提出しなかった者（貸与奨学金継続願に記入すべき事項を故意に記入せず，又は虚偽の記入をした者を含む。） (2) 在学学校で退学・除籍の処分を受け学籍を失った者（ただし，授業料未納による退学・除籍処分は，異動（退学）として取り扱うものとする。） (3) 学校内外の規律を著しく乱し，貸与奨学生の資格を失わせることが適当である者 (4)　その他，貸与奨学生としての責務を怠り，特に貸与奨学生として適当でない者	同左
	3　第３条第３号に該当しない者	同左
	4　第２条第１項第２号に掲げる者であって次のいずれかに該当する者 (1) 停止の事由が継続している者のうち，１年以内に当該事由が止む見込みがない者 (2) 停止の処置を受けている期間が継続して２年を経過した者 (3) 在学学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者	同左
停止	1　学業成績は廃止該当者と同じであるが，成業の見込みがある者	同左
	2　廃止に該当しない者のうち，次のいずれかに該当する者 (1)　停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し，貸与奨学金の交付を停止させることが適当である者（不起訴処分の場合に限る。）	同左
	3　第２条第１項第２号に掲げる者であって停止の事由が継続している者のうち，１年以内に当該事由が止む見込みがある者	同左
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち，次のいずれかに該当する者。ただし，(1) 又は (2) に該当する者のうち，次年度以降の修得単位（科目）数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者その他当年度の修得単位（科目）数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は，除くことができる。 (1)　当年度の修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の 1/2 以下の者 (2)　前号の規定にかかわらず，在学学校長が当年度の修得単位（科目）数が著しく少ないと認めた者 (3)　当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4)　学修の意欲に欠ける者 (5)　仮進級となった者	廃止又は停止に該当しない者のうち，次のいずれかに該当する者。ただし，(1) に該当する者のうち，次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても修了の延期とならない者その他当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は，除くことができる。 (1)　当年度の修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者 (2)　当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (3)　学修の意欲に欠ける者
継続	廃止，停止又は警告に該当しない者	同左
復活	第２条第１項第２号に掲げる者であって，停止の事由がなくなった（卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極めて高いことにより停止の処置を受けている者にあっては，当該延期後の卒業又は修了予定期に卒業又は修了できる見込みがある場合に限る。）と認められ，かつ，貸与奨学金の交付再開を願い出た者	同左

（貸与月額の選択に関する指導）

第６条　在学学校長は，警告又は継続の認定を行った者の収入と支出の状況を確認し，必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう指導するものとする。

（貸与奨学規程第 16 条の２に規定する適格認定に関する読替え）

第７条　貸与奨学規程第 16 条の２第３項及び第４項の規定により機構が適格認定を行う場合については，第２条第１項中「貸与奨学生が在学する学校の長（以下「在学学校長」という。）」とあるのは「機構の理事長」と，第２条第２項及び第３項，第４条第２項第２号，第５条第２項の表及び前条中「在学学校長」とあるのは「機構の理事長」と読み替えるものとする。

日本学生支援機構ホームページ

https://www.jasso.go.jp/

JASSO 検索

@JASSO_general

YouTube JASSO channel